

## 環境の状況

### I 環境の質に関するデータ (環境監視の結果等)

# 1 大気環境

福岡市における大気汚染は、自動車やビル・事業場のボイラー等から排出される汚染物質が主な原因であり、商業・都市生活型の汚染形態を示しています。さらに近年では、大陸からの汚染物質の移流の影響も懸念されています。

福岡市では、一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）を8局、自動車排出ガス測定局（以下「自排局」という。）を8局設置し、二酸化硫黄や二酸化窒素等の大気汚染物質濃度、大気汚染に関連する炭化水素等及び大気汚染に影響を与える風向風速や日射量等について、自動測定機により測定を行っています。

測定データは環境監視システム（テレメーターシステム）により収集し、集中的に常時監視を行っています。

### ※大気環境基準：

環境基本法第16条に基づき、大気汚染に係る環境上の条件として定められた、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準のことで、二酸化硫黄・二酸化窒素・一酸化炭素・光化学オキシダント・浮遊粒子状物質・微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）・ベンゼン・トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン等が定められています。

### ※一般環境大気測定局：

大気汚染防止法に基づき環境大気の大気汚染状況を監視するための測定局で、工場の煙突の煙や自動車の排気ガスなどの直接的な影響の無い場所に設置します。福岡市では、主に小学校や中学校の校庭などに設置しています。ここで得られた測定結果は、環境基準の適否の判断、緊急時対策の実施、対策の立案やその効果の判定など基礎資料として使用されます。

### ※自動車排出ガス測定局：

自動車から出る排気ガスによる大気汚染の状況を監視するための測定局で、大きな交差点や幹線道路の沿道付近に設置します。ここで得られた測定結果は、一般環境大気測定局と同様に環境基準の適否の判断や自動車による汚染寄与度の推定などに使用されます。

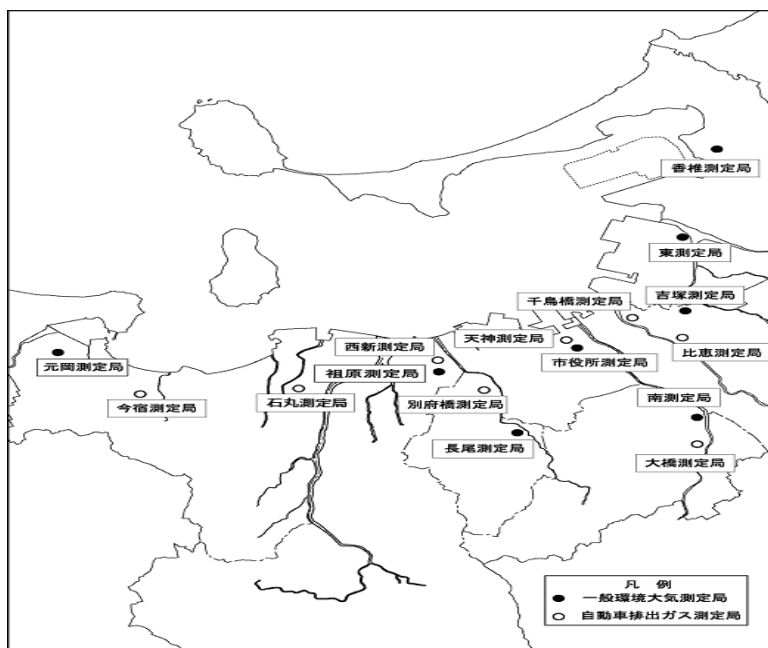
## ●大気常時監視測定局所在地及び測定項目

(令和2年3月31日現在)

測定局	所在地	二酸化硫黄	二酸化窒素	一酸化炭素	光化学オキシダント	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	炭化水素	風向風速	日射量・温湿度
一般環境大気測定局	香椎	東 区香住ヶ丘3丁目10		○		○	○	○	○	
	東	東 区菅松4丁目21		○		○	○		○	
	吉塚	博多区吉塚6丁目8	○	○		○	○			
	市役所	中央区天神1丁目10-1	○	○		○	○		○	
	南	南 区塩原1丁目27		○		○	○			
	長尾	城南区長尾5丁目1-1		○		○	○			
	祖原	早良区祖原15-7	○	○		○	○		○	○
	元岡	西 区大字田尻108		○		○	○		○	
自動車排出ガス測定局	千鳥橋	博多区千代5丁目1		○		○	○			
	比恵	博多区東比恵1丁目3		○		○				
	天神	中央区天神2丁目12	○	○	○	○		○		
	大橋	南 区大橋3丁目18		○		○	○			
	別府橋	城南区別府1丁目22		○		○				
	西新	早良区西新3丁目1-1		○		○	○			
	石丸	西 区石丸2丁目25		○		○	○		○	
	今宿	西 区今宿青木草場137		○		○				

## ●大気常時監視測定局位置図

(令和2年3月31日現在)



※環境基準の評価：

○二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質…以下の2つの条件を満たしている場合は、環境基準「達成」と判定します。

①1年間の日平均値のうち、高い方から2%にあたる部分を除いた後の一番高い日平均値(日平均値の2%除外値)が環境基準値を超えていないこと。

②日平均値が環境基準値を2日以上連続して超えていないこと。

○二酸化窒素…1年間の日平均値のうち低い方から98%の範囲にある日平均値のうち一番高い値(日平均値の98%値)が環境基準値を超えていない場合は、環境基準「達成」と判定します。

○光化学オキシダント…1年間を通して昼間の1時間値が0.06ppmを超えていない場合のみ、環境基準「達成」と判定します。なお、昼間とは、5時から20時までをいいます。

○微小粒子状物質(PM<sub>2.5</sub>)…以下の2つの条件を満たしている場合は、環境基準「達成」と判定します。

①1年間の平均値が環境基準値を超えていないこと。

②1年間の日平均値のうち低い方から98%の範囲にある日平均値のうち一番高い値(日平均値の98%値)が環境基準値を超えていないこと。

二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質(PM<sub>2.5</sub>)については全ての測定局で環境基準を達成しました。特に、微小粒子状物質(PM<sub>2.5</sub>)については、平成23年度から測定を開始し、現在9局で測定していますが、初めて全局で環境基準を達成しました。

光化学オキシダントについては全ての測定局で環境基準を達成しませんでした。

●環境基準の達成状況

(令和元年度)

項目	二酸化硫黄(SO <sub>2</sub> )		二酸化窒素(NO <sub>2</sub> )		一酸化炭素(CO)		光化学オキシダント(Ox)		浮遊粒子状物質(SPM)		微小粒子状物質(PM <sub>2.5</sub> )			
	年間日平均値の2%除外値(ppm)	達成状況	年間日平均値の98%値(ppm)	達成状況	年間日平均値の2%除外値(ppm)	達成状況	超過した時間数(括弧内は日数)	達成状況	年間日平均値の2%除外値(mg/m <sup>3</sup> )	基準値を連続して超過した回数	達成状況	年平均値(μg/m <sup>3</sup> )	年間日平均値の98%値(μg/m <sup>3</sup> )	達成状況
環境基準の評価	年間日平均値の2%除外値が0.04ppm以下かつ日平均値0.04ppmを2日以上連続して超えないこと		年間日平均値の98%値が0.06ppm以下		年間日平均値の2%除外値が10ppm以下かつ日平均値10ppmを2日以上連続して超えないこと		昼間の時間(5時~20時)の1時間値が0.06ppm以下		年間日平均値の2%除外値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下かつ日平均値0.10mg/m <sup>3</sup> を2日以上連続して超えないこと		年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下かつ年間日平均値の98%値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること			
測定局														
一般環境大気測定局	香椎		0.020	○			576(96)	×	0.038	0	○	11.6	27.6	○
	東		0.027	○			329(65)	×	0.044	0	○			
	吉塚	0.006	○	0.028	○		289(59)	×	0.038	0	○	13.1	28.7	○
	市役所	0.007	○	0.025	○		302(59)	×	0.044	0	○	12.2	29.1	○
	南		0.020	○			428(74)	×	0.042	0	○			
	長尾		0.018	○			521(86)	×	0.040	0	○	11.6	26.3	○
自動車排出ガス測定局	祖原	0.005	○	0.020	○		453(74)	×	0.038	0	○			
	元岡		0.014	○			520(83)	×	0.042	0	○	13.7	32.6	○
	千鳥橋		0.029	○					0.042	0	○	12.3	28.0	○
自動車排出ガス測定局	比恵		0.029	○					0.042	0	○			
	天神	0.004	○	0.043	○	1.8	○		0.037	0	○			
	大橋		0.019	○					0.040	0	○	13.0	29.3	○
	別府橋		0.024	○					0.046	0	○			
	西新		0.023	○					0.041	0	○	10.9	26.5	○
自動車排出ガス測定局	石丸		0.017	○			181(37)	×	0.039	0	○	12.5	28.6	○
	今宿		0.016	○					0.047	0	○			

※日平均値 : 1時間値の1日平均値

年間日平均値 : 1年間にわたる1時間値の1日平均値

年平均値 : 1年間にわたる1日平均値の総和を測定日数で割った値

※二酸化硫黄：

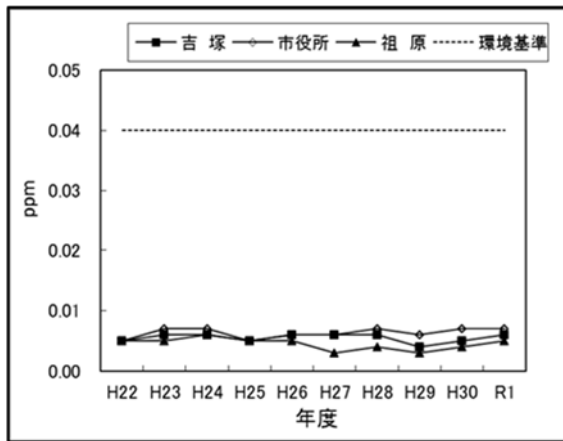
重油などの石油製品や石炭等の燃焼時に、その中に含まれる硫黄分が空気中の酸素と結びついて生成します。無色刺激臭のある気体で粘膜質、特に気道に対する刺激作用があります。酸性雨の原因物質ともなります。

(1) 二酸化硫黄

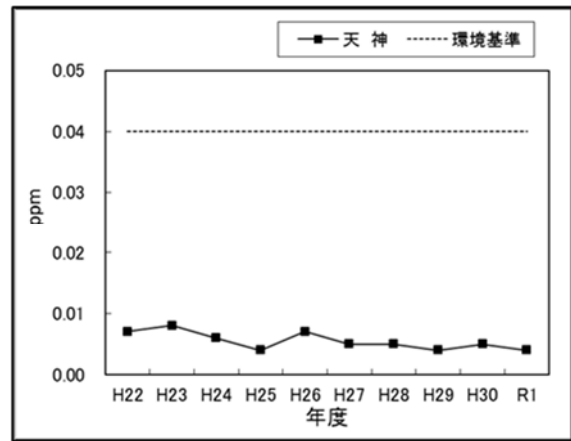
一般局3局、自排局1局で二酸化硫黄を測定しており、全ての測定局で環境基準を達成しています。

福岡市内の二酸化硫黄の主な発生源は、工場・事業場における重油ボイラ一等や、軽油を使用するディーゼル自動車などです。近年は、脱硫技術が進歩し、ばい煙発生施設等で使用する燃料や軽油中の硫黄分の低下により、一般局・自排局ともに、年平均値は横ばいで推移しています。

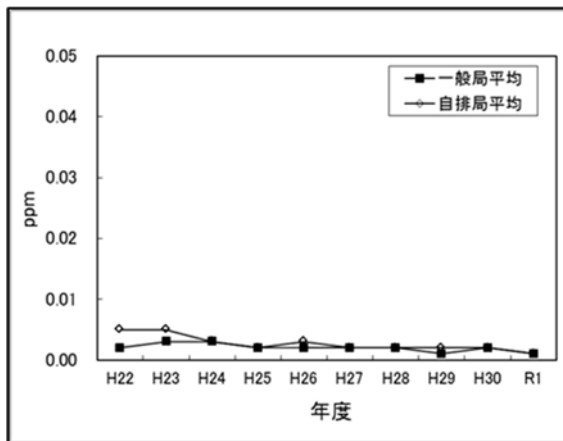
●二酸化硫黄の日平均値の2%除外値の推移 (一般局)



●二酸化硫黄の日平均値の2%除外値の推移 (自排局)



●二酸化硫黄の年平均値の推移 (一般局、自排局)



※窒素酸化物：

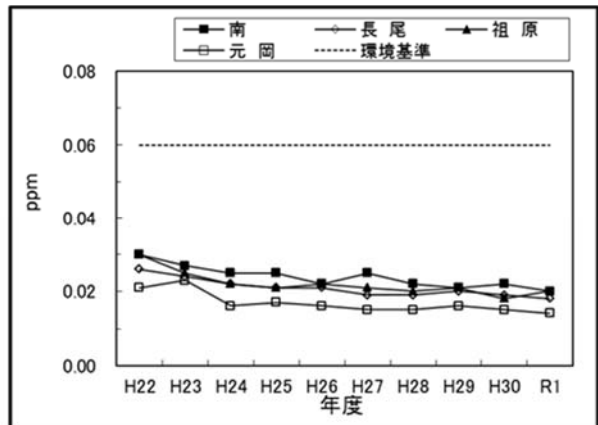
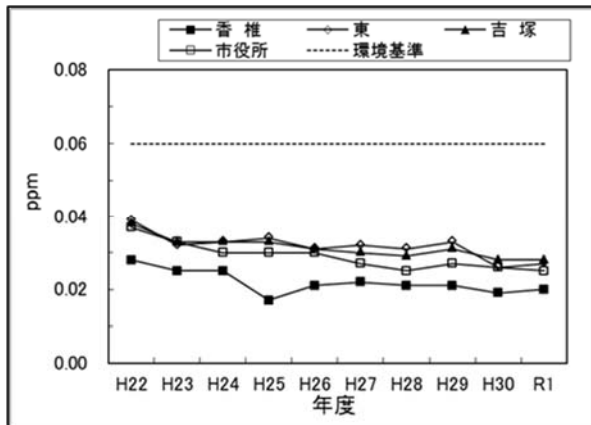
一酸化窒素と二酸化窒素の総称。空気中  
 や燃料中の窒素分が燃焼により空気中の酸  
 素と結びつくことなどにより発生します。  
 その多くは一酸化窒素として排出され、大  
 気中で更に酸化され、二酸化窒素となりま  
 す。(二酸化窒素は高濃度になると呼吸器  
 官に悪影響を及ぼすほか、酸性雨や光化学  
 オキシダントなどの原因物質となります。)  
 主な発生源は自動車、工場・事業場のボイ  
 ラーなどがあります。

(2) 窒素酸化物

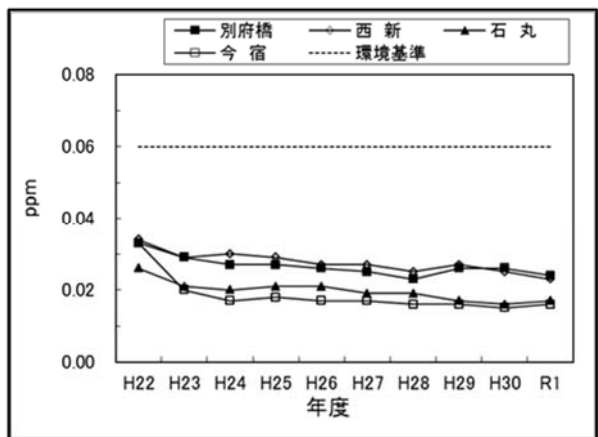
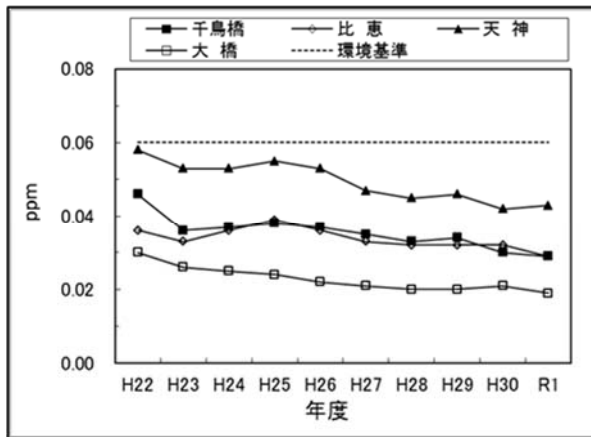
一般局8局と自排局8局で測定しており、全ての測定局で二酸化窒素の環境基準を達成しています。

製造業などの工場が比較的少ない福岡市では、自動車の排出ガスに含まれる窒素酸化物の量が全排出量のうち最も多くを占めていますが、過去10年間の年平均値は一般局・自排局ともに緩やかな減少傾向にあります。

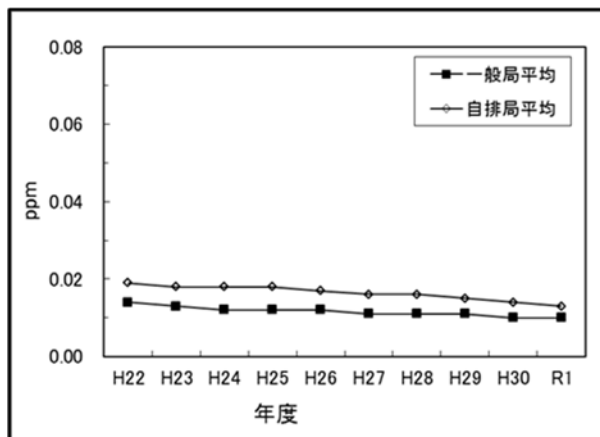
●二酸化窒素の日平均値の98%値の推移（一般局）



●二酸化窒素の日平均値の98%値の推移（自排局）



●二酸化窒素の年平均値の推移（一般局、自排局）



※一酸化炭素：

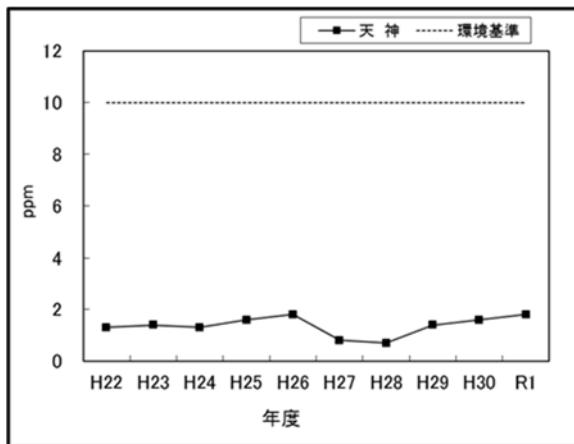
不完全燃焼により発生します。主な発生源は自動車と考えられ、人への健康影響には血液中の酸素運搬機能の阻害などがあります。

### (3) 一酸化炭素

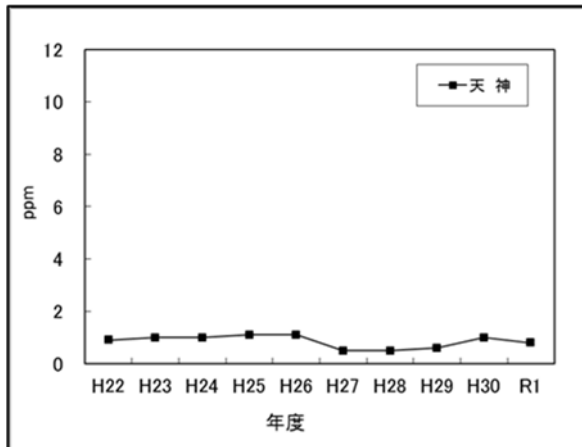
天神自排局で測定しており、環境基準を達成しています。

福岡市内の一酸化炭素の主な発生源は、自動車と考えられますが、自動車エンジンの改良が進んだことから、環境基準（10ppm）を大きく下回った状態で推移しています。

#### ●一酸化炭素の日平均値の2%除外値の推移（天神局）



#### ●一酸化炭素の年平均値の推移（天神局）



※光化学オキシダント：

窒素酸化物や炭化水素などが太陽光の紫外線の作用により、光化学反応を起こして生成されるオゾン等の酸化性物質の総称です。高濃度では目への刺激や呼吸器官への影響があるほか、植物にも生育阻害などをもたらします。発生には、日射・気温や風速などの気象条件の影響が大きく、影響範囲は市域内に限らず、周辺部にまで広範囲に及びます。

※光化学オキシダント注意報：

大気汚染防止法において、大気中の濃度が0.12ppm以上になると、健康被害防止のため、光化学オキシダント注意報の発令を行い、排出原因事業者への指導等を行うように定められています。

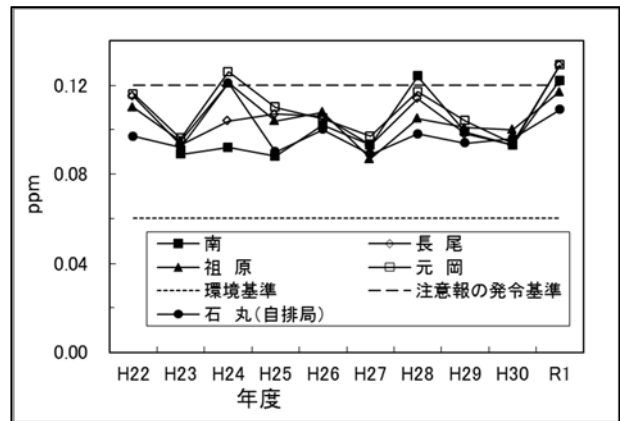
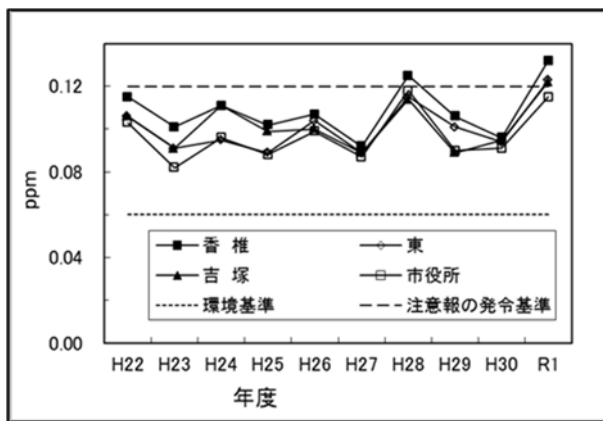
(4) 光化学オキシダント

一般局8局と自排局1局で測定しており、全測定局で環境基準を達成しませんでした。光化学オキシダントは、1年のうち1時間でも環境基準値である0.06ppmを超えると環境基準未達成と判定するため、全国のほとんどの測定局で環境基準未達成の状態が続いています。(全国測定局の平成30年度環境基準達成率：一般局0.1%、自排局0%)

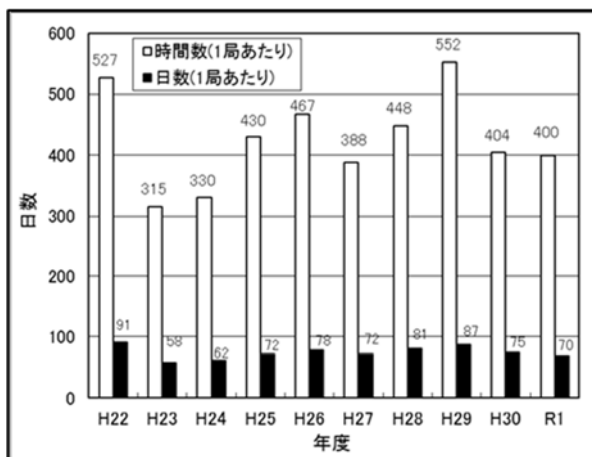
なお、昼間の1時間値の年平均値は、ほぼ横ばいの濃度で推移しています。

また、光化学オキシダントの緊急時の措置基準である0.12ppmを超える濃度が、令和元年5月23日は福岡市東部（東区・博多区）、中部（中央区・南区・城南区）、24日は市内全域で観測され、光化学オキシダント注意報が発令されました。

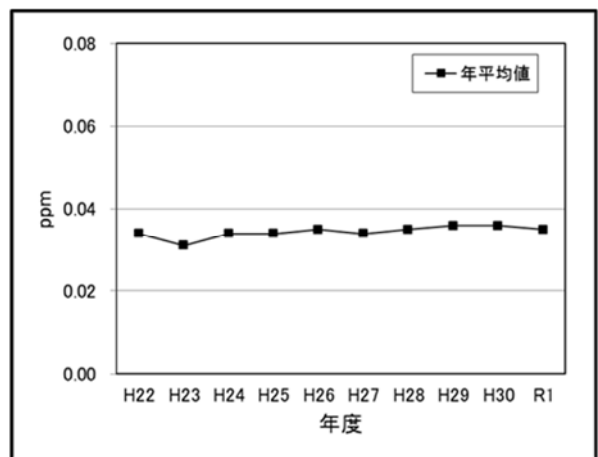
●光化学オキシダント昼間の1時間値の最高値の推移



●1年間で昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数・日数(1局あたり)



●昼間の1時間値の年平均値の推移



※浮遊粒子状物質：

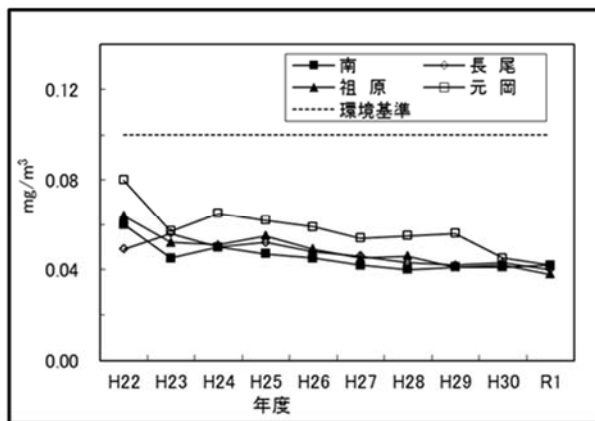
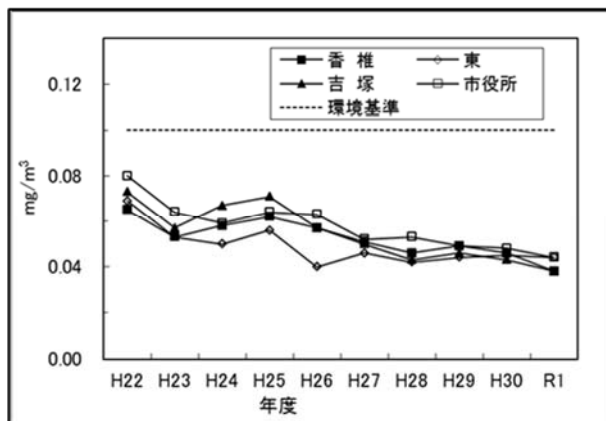
大気中に浮遊している粒径 $10\mu\text{m}$  ( $1\mu\text{m}=0.001\text{mm}$ )以下の粒子状物質。比較的長い時間大気中を浮遊し、気道や肺胞に沈着しやすく、高濃度では人の健康に影響を与えるといわれます。工場・事業場からのばい煙や自動車の排出ガス、家庭等からの煙など人為的に発生するものと、大陸からの黄砂や火山活動に伴う灰、砂ぼこり等自然的な要因のがあります。

(5) 浮遊粒子状物質

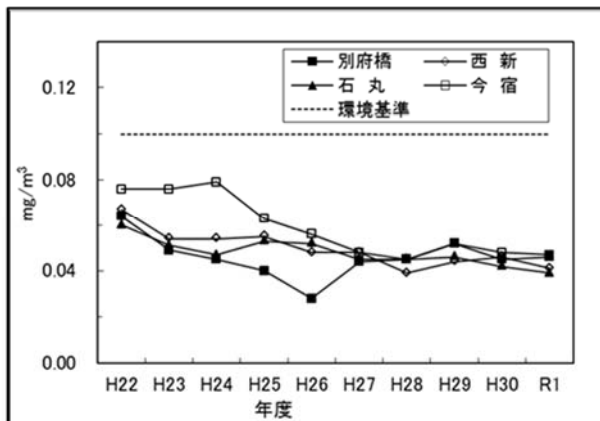
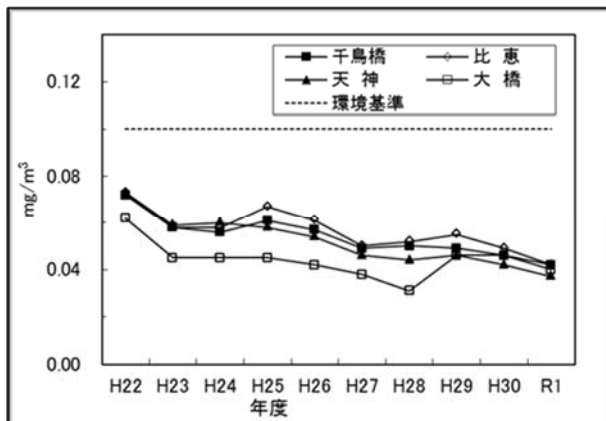
一般局8局と自排局8局で測定しており、全ての測定局で環境基準を達成しています。

環境基準達成状況は、黄砂等の気象現象に大きく影響を受けますが、過去10年間の年平均値は一般局・自排局ともに緩やかな減少傾向にあります。

●浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値の推移（一般局）

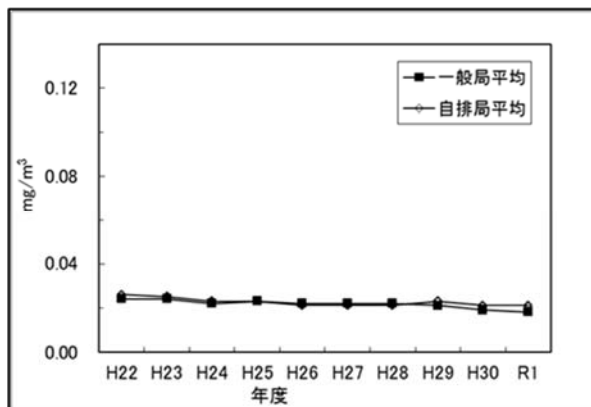


●浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値の推移（自排局）

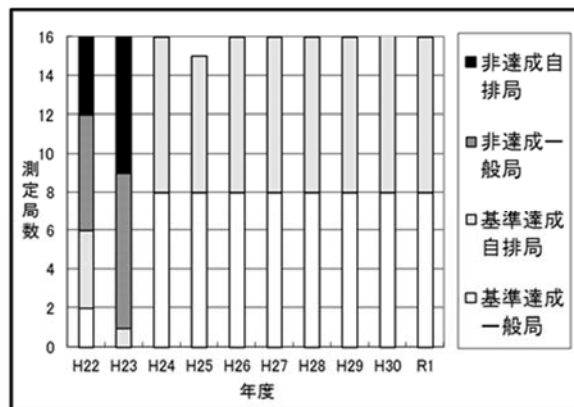


※平成25年度西新局については参考値

●浮遊粒子状物質の年平均値の推移（一般局、自排局）



●浮遊粒子状物質の環境基準達成状況の推移（一般局、自排局）



※平成25年度西新局については、年間測定時間が6,000時間未満のため、評価対象外



※微小粒子状物質：

従来からは大気中に漂う粒径 $10\mu\text{m}$  ( $1\mu\text{m}=0.001\text{mm}$ )以下の粒子を浮遊粒子状物質と定義して環境基準を定め対策を進めてきていますが、そのなかで粒径 $2.5\mu\text{m}$ 以下の小さなものを微小粒子状物質 ( $\text{PM}_{2.5}$ )と呼んでいます。微小粒子状物質 ( $\text{PM}_{2.5}$ )は粒径がより小さくなることから、肺の奥深くまで入りやすく健康への影響も大きいと考えられています。

※暫定指針値：

平成25年2月に環境省が設置した「 $\text{PM}_{2.5}$ に関する専門家会合」において、注意喚起のための暫定的な指針値として、日平均値 $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ が示されました。

ただし、日平均値 $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超える $\text{PM}_{2.5}$ への曝露によって、すべての人に必ず健康影響が生じるというものではないことに留意が必要とされています。

(6) 微小粒子状物質 ( $\text{PM}_{2.5}$ )

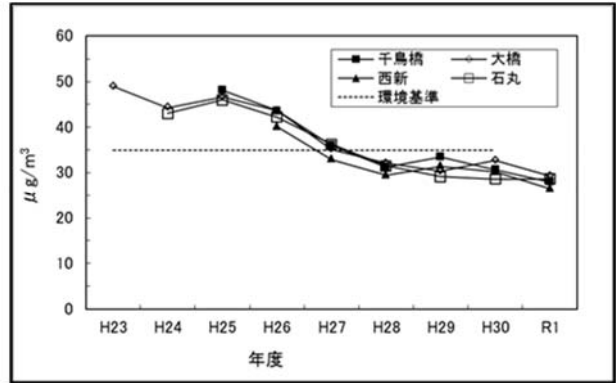
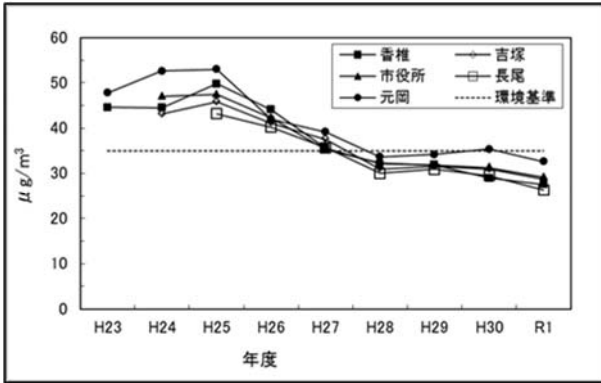
一般局5局と自排局4局で測定しており、全局で環境基準を達成しました。

また、濃度が暫定指針値を超過すると予測された場合に県が発令する注意喚起は、ありませんでした。

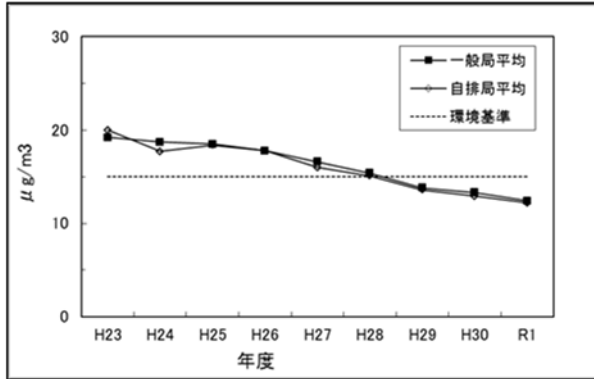
なお、年平均値は、測定を開始した平成23年度以降、一般局・自排局ともにゆるやかな減少傾向にあります。

微小粒子状物質 ( $\text{PM}_{2.5}$ )の成分割合については、有機炭素が27%、硫酸イオンが23%を占めていました。

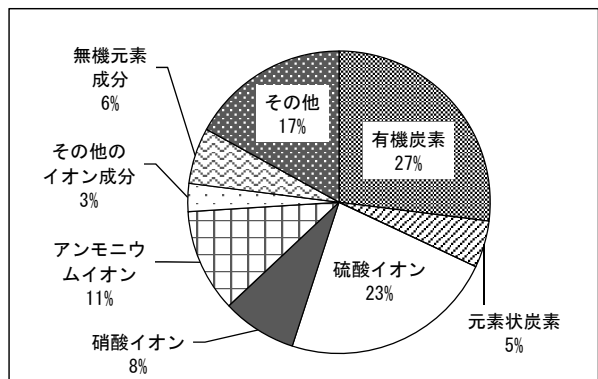
●微小粒子状物質 ( $\text{PM}_{2.5}$ )の日平均値の98%値の推移 (一般局と自排局)



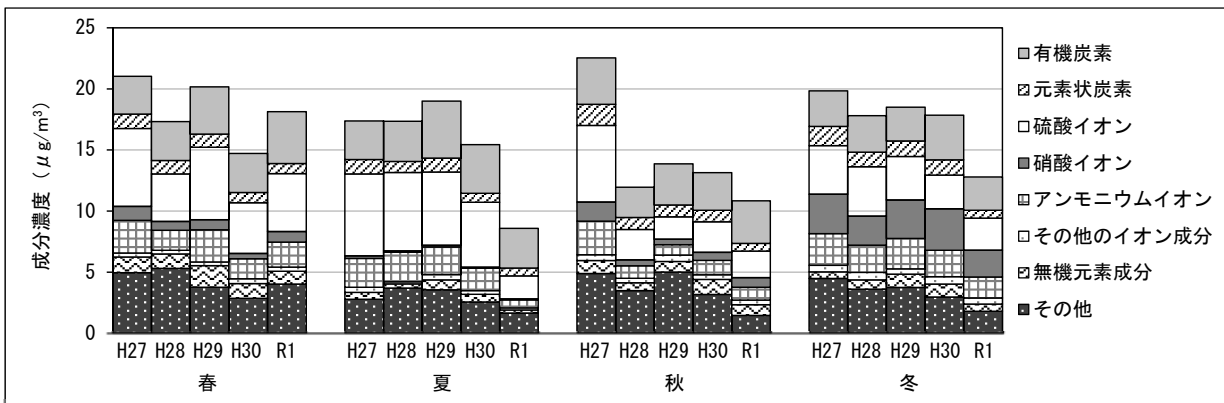
●微小粒子状物質 ( $\text{PM}_{2.5}$ )の年平均値の推移 (一般局、自排局)



●微小粒子状物質 ( $\text{PM}_{2.5}$ )の成分割合 (令和元年度 市内平均)



●微小粒子状物質 ( $\text{PM}_{2.5}$ )の成分濃度 (市内平均)



※平成27~30年度は市役所局・元岡局・西新局の3局平均、令和元年度は市役所局・元岡局の2局平均

※炭化水素：

石油及び有機溶剤などの精製・生産や消費の過程で発生します。主な発生源は、自動車や石油関連施設です。なお、灯油やガスを使用する事業場や家庭からも排出されます。

※メタン：

有機物が腐敗発酵する際に生成され、沼沢などから発生することもあります。天然ガスや石炭ガスの主成分です。地球規模の温暖化に関与するいわゆる温室効果ガスの一つでもあります。

※非メタン炭化水素：

光化学オキシダントの生成に関係する成分です。メタン以外の炭化水素のことをいいます。光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針として、光化学オキシダントの昼間の1時間値0.06ppmに対応する午前6時～9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は、0.20～0.31ppmCの範囲と示されています。

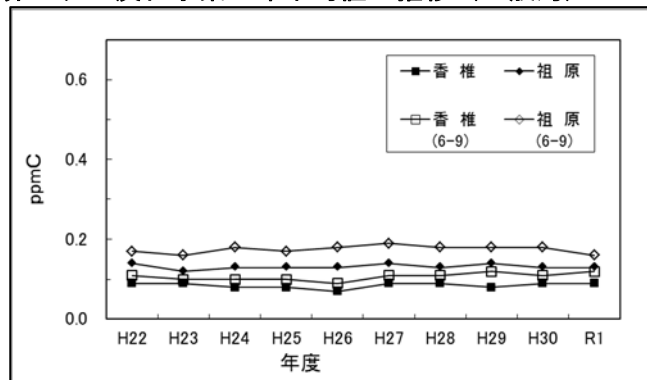
(7) 炭化水素

一般局2局と自排局2局で測定しています。

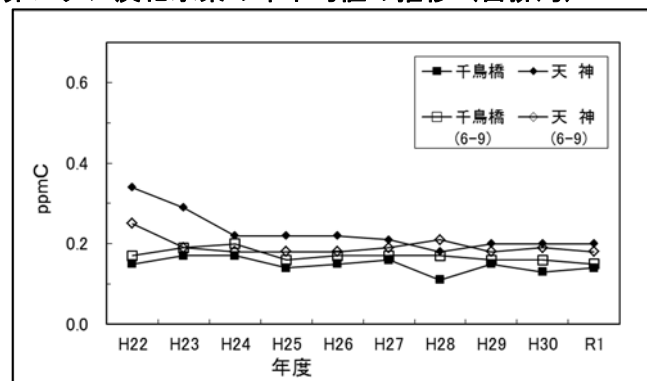
大気中の炭化水素のうち、光化学オキシダントの生成に関係する成分を非メタン炭化水素として、メタンと区別して測定しています。非メタン炭化水素は、一般局・自排局ともに、近年ではほぼ横ばいの濃度で推移していますが、長期的には減少傾向にあります。

なお、非メタン炭化水素に環境基準値はありませんが、大気汚染に係る指針において、午前6時～9時までの3時間平均値が0.20～0.31ppmCの範囲以下が適当とされており、この指針を超過した日数の割合は、香椎局で3.4%、祖原局で3.7%、千鳥橋局で3.3%、天神局で6.8%でした。

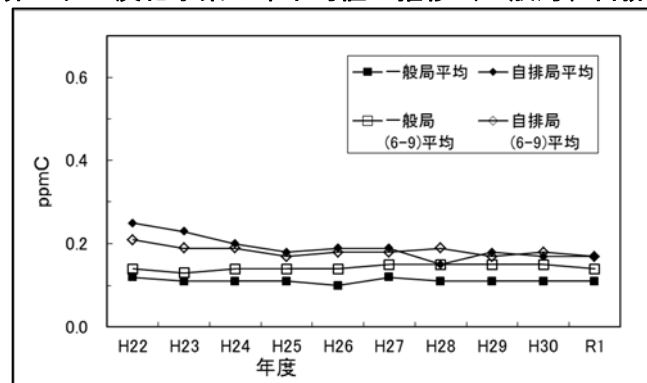
●非メタン炭化水素の年平均値の推移（一般局）



●非メタン炭化水素の年平均値の推移（自排局）



●非メタン炭化水素の年平均値の推移（一般局、自排局）



(参考) 大気環境に関する詳細データ

(1) 二酸化硫黄

① 二酸化硫黄の日平均値の2%除外値

(単位: ppm)

一般局	H22年度 (2010)	H23年度 (2011)	H24年度 (2012)	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)
吉塚	0.005	0.006	0.006	0.005	0.006	0.006	0.006	0.004	0.005	0.006
市役所	0.005	0.007	0.007	0.005	0.006	0.006	0.007	0.006	0.007	0.007
祖原	0.005	0.005	0.006	0.005	0.005	0.003	0.004	0.003	0.004	0.005

自排局	H22年度 (2010)	H23年度 (2011)	H24年度 (2012)	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)
天神	0.007	0.008	0.006	0.004	0.007	0.005	0.005	0.004	0.005	0.004

② 二酸化硫黄の年平均値

(単位: ppm)

一般局	H22年度 (2010)	H23年度 (2011)	H24年度 (2012)	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)
吉塚	0.002	0.002	0.003	0.003	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001
市役所	0.003	0.003	0.003	0.002	0.002	0.002	0.003	0.002	0.003	0.002
祖原	0.002	0.003	0.003	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
平均	0.002	0.003	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.002	0.001

自排局	H22年度 (2010)	H23年度 (2011)	H24年度 (2012)	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)
天神	0.005	0.005	0.003	0.002	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001

(2) 二酸化窒素

① 二酸化窒素の日平均値の年間98%値

(単位: ppm)

一般局	H22年度 (2010)	H23年度 (2011)	H24年度 (2012)	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)
香椎	0.028	0.025	0.025	0.017	0.021	0.022	0.021	0.021	0.019	0.020
東	0.039	0.032	0.033	0.034	0.031	0.032	0.031	0.033	0.026	0.027
吉塚	0.038	0.033	0.033	0.033	0.031	0.030	0.029	0.031	0.028	0.028
市役所	0.037	0.033	0.030	0.030	0.030	0.027	0.025	0.027	0.026	0.025
南	0.030	0.027	0.025	0.025	0.022	0.025	0.022	0.021	0.022	0.020
長尾	0.026	0.024	0.022	0.021	0.021	0.019	0.019	0.020	0.019	0.018
祖原	0.030	0.025	0.022	0.021	0.022	0.021	0.020	0.021	0.018	0.020
元岡	0.021	0.023	0.016	0.017	0.016	0.015	0.015	0.016	0.015	0.014

自排局	H22年度 (2010)	H23年度 (2011)	H24年度 (2012)	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)
千鳥橋	0.046	0.036	0.037	0.038	0.037	0.035	0.033	0.034	0.030	0.029
比恵	0.036	0.033	0.036	0.039	0.036	0.033	0.032	0.032	0.032	0.029
天神	0.058	0.053	0.053	0.055	0.053	0.047	0.045	0.046	0.042	0.043
大橋	0.030	0.026	0.025	0.024	0.022	0.021	0.020	0.020	0.021	0.019
別府橋	0.033	0.029	0.027	0.027	0.026	0.025	0.023	0.026	0.026	0.024
西新	0.034	0.029	0.030	(0.029)	0.027	0.027	0.025	0.027	0.025	0.023
石丸	0.026	0.021	0.020	0.021	0.021	0.019	0.019	0.017	0.016	0.017
今宿	0.033	0.020	0.017	0.018	0.017	0.017	0.016	0.016	0.015	0.016

※太字は、日平均値の年間98%値において環境基準非達成年度

また、平成25年度の西新局については、年間測定時間が6,000時間未満のため、参考値である。

## ②二酸化窒素の年平均値

(単位：ppm)

一般局	H22年度 (2010)	H23年度 (2011)	H24年度 (2012)	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)
香椎	0.010	0.011	0.010	0.008	0.009	0.009	0.008	0.008	0.008	0.008
東	0.017	0.016	0.015	0.015	0.015	0.015	0.014	0.014	0.012	0.012
吉塚	0.014	0.016	0.016	0.015	0.014	0.014	0.013	0.014	0.013	0.013
市役所	0.020	0.019	0.018	0.016	0.017	0.015	0.015	0.015	0.015	0.013
南	0.014	0.013	0.012	0.012	0.012	0.012	0.011	0.010	0.010	0.009
長尾	0.012	0.011	0.010	0.010	0.009	0.009	0.009	0.008	0.008	0.008
祖原	0.013	0.011	0.010	0.010	0.010	0.010	0.009	0.009	0.008	0.008
元岡	0.008	0.008	0.007	0.007	0.006	0.006	0.006	0.006	0.006	0.005
平均	0.014	0.013	0.012	0.012	0.012	0.011	0.011	0.011	0.010	0.010

自排局	H22年度 (2010)	H23年度 (2011)	H24年度 (2012)	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)
千鳥橋	0.023	0.022	0.021	0.020	0.020	0.020	0.020	0.019	0.017	0.016
比恵	0.018	0.017	0.020	0.020	0.020	0.020	0.019	0.018	0.018	0.016
天神	0.039	0.035	0.035	0.035	0.034	0.031	0.031	0.030	0.029	0.027
大橋	0.015	0.014	0.013	0.012	0.012	0.011	0.011	0.011	0.010	0.009
別府橋	0.016	0.016	0.016	0.015	0.014	0.014	0.013	0.013	0.012	0.011
西新	0.017	0.016	0.017	(0.017)	0.016	0.016	0.015	0.013	0.012	0.012
石丸	0.013	0.011	0.011	0.011	0.010	0.010	0.010	0.009	0.008	0.008
今宿	0.014	0.009	0.009	0.010	0.009	0.009	0.009	0.008	0.008	0.008
平均	0.019	0.018	0.018	0.018	0.017	0.016	0.016	0.015	0.014	0.013

※平成25年度の西新局については、年間測定時間が6,000時間未満のため、参考値である。

## (3) 一酸化炭素

### ①一酸化炭素の日平均値の2%除外値

(単位：ppm)

自排局	H22年度 (2010)	H23年度 (2011)	H24年度 (2012)	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)
天神	1.3	1.4	1.3	1.6	1.8	0.8	0.7	1.4	1.6	1.8

### ②一酸化炭素の年平均値

(単位：ppm)

自排局	H22年度 (2010)	H23年度 (2011)	H24年度 (2012)	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)
天神	0.9	1.0	1.0	1.1	1.1	0.5	0.5	0.6	1.0	0.8

#### (4) 光化学オキシダント

##### ①光化学オキシダントの昼間の1時間の最高値

(単位: ppm)

測定局	H22年度 (2010)	H23年度 (2011)	H24年度 (2012)	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)
香 椎	0.115	0.101	0.111	0.102	0.107	0.092	0.125	0.106	0.096	0.132
東	0.106	0.091	0.095	0.089	0.104	0.089	0.115	0.101	0.094	0.123
吉 塚	0.106	0.091	0.111	0.099	0.100	0.089	0.114	0.089	0.095	0.122
市役所	0.103	0.082	0.096	0.088	0.099	0.087	0.118	0.090	0.091	0.115
南	0.106	0.089	0.092	0.088	0.102	0.093	0.124	0.099	0.093	0.122
長 尾	0.115	0.093	0.104	0.107	0.106	0.093	0.114	0.098	0.093	0.129
祖 原	0.110	0.095	0.121	0.104	0.108	0.087	0.105	0.101	0.100	0.117
元 岡	0.116	0.096	0.126	0.110	0.105	0.097	0.117	0.104	0.094	0.129
石丸(自排局)	0.097	0.092	0.121	0.090	0.100	0.089	0.098	0.094	0.096	0.109

※昼間とは、5時～20時までをいう。

##### ②光化学オキシダントの昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数(上段)と日数(下段)

測定局	H22年度 (2010)	H23年度 (2011)	H24年度 (2012)	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)
香 椎	634	482	543	542	666	528	648	713	504	576
	103	81	95	80	103	84	111	106	90	96
東	467	209	175	287	365	446	404	566	324	329
	85	47	43	49	69	83	72	93	65	65
吉 塚	403	281	313	407	418	346	322	476	335	289
	74	52	63	72	73	66	66	83	64	59
市役所	252	105	161	318	301	242	341	365	194	302
	59	26	29	57	56	56	68	70	47	59
南	612	257	211	291	384	389	639	603	403	428
	105	51	41	55	75	78	107	95	75	74
長 尾	697	384	375	561	521	451	510	742	539	521
	113	67	70	89	89	78	92	108	94	86
祖 原	638	460	430	599	495	294	427	613	462	453
	107	79	74	94	75	60	77	91	86	74
元 岡	686	451	521	601	635	517	577	694	497	520
	107	75	94	96	98	87	99	100	84	83
石丸(自排局)	354	203	238	261	415	280	163	197	382	181
	67	44	46	52	65	57	36	38	70	37
計	4743	2832	2967	3867	4200	3493	4031	4969	3640	3599
	820	522	555	644	703	649	728	784	675	633

##### ③光化学オキシダントの昼間の1時間値の年平均値

(単位: ppm)

測定局	H22年度 (2010)	H23年度 (2011)	H24年度 (2012)	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)
香 椎	0.037	0.035	0.037	0.035	0.039	0.038	0.039	0.039	0.038	0.038
東	0.033	0.030	0.031	0.031	0.034	0.034	0.033	0.035	0.034	0.033
吉 塚	0.032	0.030	0.033	0.033	0.035	0.032	0.033	0.034	0.034	0.033
市役所	0.030	0.026	0.029	0.032	0.032	0.032	0.034	0.033	0.032	0.034
南	0.035	0.030	0.031	0.031	0.035	0.034	0.037	0.037	0.036	0.035
長 尾	0.036	0.030	0.034	0.035	0.037	0.034	0.036	0.039	0.037	0.036
祖 原	0.036	0.034	0.036	0.037	0.034	0.033	0.036	0.037	0.037	0.035
元 岡	0.038	0.035	0.039	0.038	0.039	0.038	0.039	0.040	0.038	0.038
石丸(自排局)	0.030	0.030	0.032	0.032	0.033	0.032	0.029	0.029	0.035	0.032
平均	0.034	0.031	0.034	0.034	0.035	0.034	0.035	0.036	0.036	0.035

(5) 浮遊粒子状物質

①浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値

(単位: mg/m<sup>3</sup>)

一般局	H22年度 (2010)	H23年度 (2011)	H24年度 (2012)	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)
香椎	0.065	0.053	0.058	0.062	0.057	0.051	0.046	0.049	0.046	0.038
東	0.069	0.053	0.050	0.056	0.040	0.046	0.042	0.044	0.045	0.044
吉塚	0.073	0.057	0.067	0.071	0.057	0.050	0.043	0.046	0.043	0.038
市役所	0.080	0.064	0.059	0.064	0.063	0.052	0.053	0.049	0.048	0.044
南	0.060	0.045	0.050	0.047	0.045	0.042	0.040	0.041	0.041	0.042
長尾	0.049	0.056	0.050	0.052	0.048	0.046	0.043	0.042	0.043	0.040
祖原	0.064	0.052	0.051	0.055	0.049	0.045	0.046	0.041	0.042	0.038
元岡	0.080	0.057	0.065	0.062	0.059	0.054	0.055	0.056	0.045	0.042

自排局	H22年度 (2010)	H23年度 (2011)	H24年度 (2012)	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)
千鳥橋	0.072	0.058	0.056	0.061	0.057	0.049	0.050	0.049	0.046	0.042
比恵	0.073	0.058	0.058	0.067	0.061	0.050	0.052	0.055	0.049	0.042
天神	0.073	0.059	0.060	0.058	0.054	0.046	0.044	0.046	0.042	0.037
大橋	0.062	0.045	0.045	0.045	0.042	0.038	0.031	0.046	0.046	0.040
別府橋	0.064	0.049	0.045	0.040	0.028	0.044	0.045	0.052	0.045	0.046
西新	0.067	0.054	0.054	(0.055)	0.048	0.048	0.039	0.044	0.046	0.041
石丸	0.060	0.051	0.047	0.053	0.052	0.045	0.045	0.046	0.042	0.039
今宿	0.076	0.076	0.079	0.063	0.056	0.048	0.045	0.052	0.048	0.047

※平成25年度の西新局については、年間測定時間が6,000時間未満のため、参考値である。

②浮遊粒子状物質の年平均値

(単位: mg/m<sup>3</sup>)

一般局	H22年度 (2010)	H23年度 (2011)	H24年度 (2012)	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)
香椎	0.029	0.024	0.025	0.026	0.025	0.023	0.023	0.023	0.022	0.018
東	0.021	0.021	0.020	0.021	0.019	0.020	0.022	0.022	0.020	0.019
吉塚	0.028	0.025	0.030	0.027	0.023	0.021	0.020	0.020	0.017	0.016
市役所	0.031	0.029	0.024	0.025	0.027	0.024	0.025	0.024	0.022	0.021
南	0.016	0.016	0.016	0.017	0.016	0.018	0.018	0.018	0.016	0.018
長尾	0.017	0.028	0.022	0.023	0.021	0.022	0.021	0.020	0.019	0.018
祖原	0.024	0.023	0.019	0.023	0.022	0.021	0.021	0.020	0.019	0.017
元岡	0.027	0.022	0.022	0.024	0.023	0.023	0.025	0.022	0.019	0.018
平均	0.024	0.024	0.022	0.023	0.022	0.022	0.022	0.021	0.019	0.018

自排局	H22年度 (2010)	H23年度 (2011)	H24年度 (2012)	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)
千鳥橋	0.025	0.024	0.022	0.025	0.024	0.023	0.022	0.022	0.020	0.018
比恵	0.031	0.028	0.024	0.027	0.026	0.025	0.025	0.025	0.023	0.02
天神	0.030	0.027	0.027	0.027	0.027	0.023	0.023	0.022	0.020	0.018
大橋	0.018	0.017	0.016	0.017	0.016	0.015	0.014	0.022	0.021	0.019
別府橋	0.023	0.022	0.020	0.015	0.011	0.019	0.022	0.022	0.021	0.019
西新	0.026	0.024	0.023	(0.024)	0.021	0.021	0.020	0.022	0.021	0.019
石丸	0.022	0.020	0.019	0.021	0.021	0.021	0.022	0.021	0.019	0.018
今宿	0.030	0.035	0.029	0.025	0.025	0.022	0.022	0.024	0.022	0.020
平均	0.026	0.025	0.023	0.023	0.021	0.021	0.021	0.023	0.021	0.019

※平成25年度の西新局については、年間測定時間が6,000時間未満のため、参考値である。

(6) 微小粒子状物質 (PM<sub>2.5</sub>)

① 微小粒子状物質 (PM<sub>2.5</sub>) の日平均値の年間 98% 値

(単位: μg/m<sup>3</sup>)

一般局	H22 年度 (2010)	H23 年度 (2011)	H24 年度 (2012)	H25 年度 (2013)	H26 年度 (2014)	H27 年度 (2015)	H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	R1 年度 (2019)
香 椎	(39.5)	<b>44.6</b>	<b>44.5</b>	<b>49.8</b>	<b>44.1</b>	<b>35.6</b>	32.1	31.9	29.0	27.6
吉 塚	—	(42.5)	<b>43.1</b>	<b>45.8</b>	<b>41.1</b>	<b>37.5</b>	31.0	31.6	30.9	28.7
市役所	—	(42.3)	<b>47.0</b>	<b>47.4</b>	<b>42.2</b>	<b>35.3</b>	32.3	31.8	31.3	29.1
長 尾	—	—	(41.0)	<b>43.2</b>	<b>40.2</b>	<b>35.7</b>	30.0	30.9	29.5	26.3
元 岡	—	<b>47.8</b>	<b>52.6</b>	<b>53.0</b>	<b>42.0</b>	<b>39.2</b>	33.7	34.2	<b>35.4</b>	32.6

自排局	H22 年度 (2010)	H23 年度 (2011)	H24 年度 (2012)	H25 年度 (2013)	H26 年度 (2014)	H27 年度 (2015)	H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	R1 年度 (2019)
千鳥橋	—	—	(47.6)	<b>48.1</b>	<b>43.6</b>	<b>36.0</b>	31.2	33.5	30.7	28.0
大 橋	(43.4)	<b>48.9</b>	<b>44.3</b>	<b>46.6</b>	<b>43.6</b>	<b>35.1</b>	32.1	30.3	32.7	29.3
西 新	—	—	—	(34.8)	<b>40.1</b>	32.9	29.4	31.4	30.2	26.5
石 丸	—	(38.8)	<b>43.0</b>	<b>46.0</b>	<b>42.2</b>	<b>36.2</b>	31.5	29.4	28.6	28.6

※太字は、日平均値の年間 98% 値において環境基準非達成年度

※平成 22 年度の香椎局及び大橋局については、平成 23 年 3 月 1 日からの測定であり、年間有効測定日数が 250 日未満のため、参考値である。

※平成 23 年度の吉塚局、市役所及び石丸局については、平成 24 年 3 月 1 日からの測定であり、年間有効測定日数が 250 日未満のため、参考値である。

※平成 24 年度の長尾局及び千鳥橋局については、平成 25 年 3 月 1 日からの測定であり、年間有効測定日数が 250 日未満のため、参考値である。

※平成 25 年度の西新局については、平成 26 年 3 月 1 日からの測定であり、年間有効測定日数が 250 日未満のため、参考値である。

※平成 26 年度までの元岡局の微小粒子状物質 (PM<sub>2.5</sub>) の測定データについては、環境省のモニタリング試行事業による測定のため、環境省に帰属する。

② 微小粒子状物質 (PM<sub>2.5</sub>) の年平均値

(単位: μg/m<sup>3</sup>)

一般局	H22 年度 (2010)	H23 年度 (2011)	H24 年度 (2012)	H25 年度 (2013)	H26 年度 (2014)	H27 年度 (2015)	H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	R1 年度 (2019)
香 椎	(18.4)	<b>17.7</b>	<b>18.1</b>	<b>19.4</b>	<b>17.8</b>	<b>15.8</b>	14.8	13.7	12.4	11.6
吉 塚	—	(19.2)	<b>16.9</b>	<b>17.3</b>	<b>17.8</b>	<b>16.7</b>	<b>15.4</b>	13.9	13.1	13.1
市役所	—	(20.8)	<b>18.9</b>	<b>19.4</b>	<b>18.4</b>	<b>17.0</b>	<b>16.6</b>	14.6	13.9	12.2
長 尾	—	—	(21.7)	<b>17.5</b>	<b>17.4</b>	<b>16.0</b>	14.7	13.7	12.3	11.6
元 岡	—	<b>20.7</b>	<b>20.9</b>	<b>19.1</b>	<b>17.5</b>	<b>17.4</b>	<b>15.3</b>	13.2	15.0	13.7
平 均	—	19.2	18.7	18.5	17.8	16.6	15.4	13.8	13.3	12.4

自排局	H22 年度 (2010)	H23 年度 (2011)	H24 年度 (2012)	H25 年度 (2013)	H26 年度 (2014)	H27 年度 (2015)	H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	R1 年度 (2019)
千鳥橋	—	—	(25.1)	<b>19.0</b>	<b>18.6</b>	<b>17.2</b>	<b>15.8</b>	<b>15.3</b>	13.3	12.3
大 橋	(21.2)	<b>20.0</b>	<b>18.9</b>	<b>18.5</b>	<b>19.2</b>	<b>16.5</b>	<b>15.9</b>	13.6	14.2	13
西 新	—	—	—	(18.2)	<b>16.2</b>	14.8	14.0	13.0	11.9	10.9
石 丸	—	(19.4)	<b>16.5</b>	<b>17.8</b>	<b>17.1</b>	<b>15.4</b>	14.5	12.6	12.0	12.5
平 均	—	20.0	17.7	18.4	17.8	16.0	15.1	13.6	12.9	12.2

※太字は、年平均値において環境基準非達成年度

※平成 22 年度の香椎局及び大橋局については、平成 23 年 3 月 1 日からの測定であり、年間有効測定日数が 250 日未満のため、参考値である。

※平成 23 年度の吉塚局、市役所及び石丸局については、平成 24 年 3 月 1 日からの測定であり、年間有効測定日数が 250 日未満のため、参考値である。

※平成 24 年度の長尾局及び千鳥橋局については、平成 25 年 3 月 1 日からの測定であり、年間有効測定日数が 250 日未満のため、参考値である。

※平成 25 年度の西新局については、平成 26 年 3 月 1 日からの測定であり、年間有効測定日数が 250 日未満のため、参考値である。

※平成 26 年度までの元岡局の微小粒子状物質 (PM<sub>2.5</sub>) の測定データについては、環境省のモニタリング試行事業による測定のため、環境省に帰属する。

③微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）の成分割合（令和元年度 市内平均）

有機炭素	元素状炭素	硫酸イオン	硝酸イオン	アンモニウムイオン	その他のイオン成分	無機元素成分	その他
27%	5%	23%	8%	11%	3%	6%	17%

④微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）の成分濃度（市内平均）

(単位:  $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )

測定季節		有機炭素	元素状炭素	硫酸イオン	硝酸イオン	アンモニウムイオン	その他のイオン成分	無機元素成分	その他
春	H27	3.1	1.2	6.4	1.1	2.7	0.33	1.3	5.0
	H28	3.2	1.1	3.9	0.71	1.6	0.31	1.2	5.3
	H29	3.9	1.1	5.9	0.83	2.6	0.30	1.8	3.8
	H30	3.2	0.85	4.2	0.43	1.6	0.39	1.2	2.9
	R1	4.2	0.82	4.7	0.88	2.0	0.35	1.0	4.0
夏	H27	3.2	1.2	6.7	0.20	2.4	0.42	0.56	2.8
	H28	3.3	0.90	6.4	0.096	2.4	0.17	0.34	3.7
	H29	4.7	1.1	6.0	0.13	2.3	0.43	0.81	3.6
	H30	4.0	0.74	5.3	0.089	1.8	0.30	0.64	2.6
	R1	3.2	0.65	1.9	0.073	0.7	0.16	0.25	1.7
秋	H27	3.8	1.7	6.3	1.6	2.7	0.47	1.1	4.9
	H28	2.5	0.98	2.5	0.49	1.0	0.37	0.64	3.5
	H29	3.4	1.0	1.8	0.43	0.86	0.52	0.86	5.0
	H30	3.1	0.95	2.5	0.65	1.2	0.39	1.2	3.2
	R1	3.5	0.64	2.2	0.78	1.1	0.37	0.9	1.5
冬	H27	2.9	1.6	4.0	3.2	2.6	0.54	0.53	4.5
	H28	3.0	1.2	4.0	2.4	2.2	0.62	0.76	3.6
	H29	2.8	1.3	3.6	3.1	2.5	0.43	1.1	3.8
	H30	3.7	1.2	2.8	3.4	2.2	0.61	1.1	3.0
	R1	2.7	0.6	2.6	2.2	1.7	0.50	0.6	1.8



(7) 炭化水素

①全炭化水素の年平均値

(単位：ppmC)

一般局	H22年度 (2010)	H23年度 (2011)	H24年度 (2012)	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)
香椎	1.95	1.94	1.96	1.97	1.98	2.00	2.00	2.02	2.01	2.03
祖原	2.00	1.99	2.01	2.02	2.04	2.06	2.05	2.08	2.07	2.08

自排局	H22年度 (2010)	H23年度 (2011)	H24年度 (2012)	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)
千鳥橋	2.02	2.04	2.05	2.04	2.06	2.07	2.09	2.10	2.08	2.11
天神	2.26	2.21	2.15	2.16	2.17	2.19	2.19	2.17	2.17	2.19

②非メタン炭化水素の年平均値

(単位：ppmC)

一般局	H22年度 (2010)	H23年度 (2011)	H24年度 (2012)	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)
香椎	0.09	0.09	0.08	0.08	0.07	0.09	0.09	0.08	0.09	0.09
祖原	0.14	0.12	0.13	0.13	0.13	0.14	0.13	0.14	0.13	0.13
平均	0.12	0.11	0.11	0.11	0.10	0.12	0.11	0.11	0.11	0.11

自排局	H22年度 (2010)	H23年度 (2011)	H24年度 (2012)	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)
千鳥橋	0.15	0.17	0.17	0.14	0.15	0.16	0.15	0.15	0.13	0.14
天神	0.34	0.29	0.22	0.22	0.22	0.21	0.22	0.20	0.20	0.20
平均	0.25	0.23	0.20	0.18	0.19	0.19	0.19	0.18	0.17	0.17

③非メタン炭化水素の6～9時における年平均値

(単位：ppmC)

一般局	H22年度 (2010)	H23年度 (2011)	H24年度 (2012)	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)
香椎	0.11	0.10	0.10	0.10	0.09	0.11	0.11	0.12	0.11	0.12
祖原	0.17	0.16	0.18	0.17	0.18	0.19	0.18	0.18	0.18	0.16
平均	0.14	0.13	0.14	0.14	0.14	0.15	0.15	0.15	0.15	0.14

自排局	H22年度 (2010)	H23年度 (2011)	H24年度 (2012)	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)
千鳥橋	0.17	0.19	0.20	0.16	0.17	0.17	0.17	0.16	0.16	0.15
天神	0.25	0.19	0.18	0.18	0.18	0.19	0.21	0.18	0.19	0.18
平均	0.21	0.19	0.19	0.17	0.18	0.18	0.19	0.17	0.18	0.17

④非メタン炭化水素の6～9時3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数の割合

(単位：%)

一般局	H22年度 (2010)	H23年度 (2011)	H24年度 (2012)	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)
香椎	0.8	1.7	0.6	1.7	1.4	2.0	3.7	3.9	0.6	3.4
祖原	8.2	5.8	10.0	8.9	10.2	12.6	8.6	10.2	8.0	3.7

自排局	H22年度 (2010)	H23年度 (2011)	H24年度 (2012)	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)
千鳥橋	3.9	5.3	6.8	2.2	4.4	4.4	4.5	3.9	5.5	3.3
天神	23.5	4.8	3.1	3.8	5.2	8.3	7.7	5.8	5.8	6.8

(8) 降下ばいじん量の経年変化

(単位: t/km<sup>2</sup>/月)

測定点	H22年度 (2010)	H23年度 (2011)	H24年度 (2012)	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)
吉塚小学校	2.8	2.5	2.8	2.8	2.5	2.6	2.1	2.5	2.2	2.4

(9) 風向の年間測定結果表 (令和元年度)

(単位: %)

測定局	風 向 頻 度																
	N	NNE	NE	ENE	E	ESE	SE	SSE	S	SSW	SW	WSW	W	WNW	NW	NNW	CALM
香 椎	6.9	6.4	4.6	2.9	3.3	4.2	12.8	16.7	3.5	2.0	1.9	2.1	5.9	7.5	10.5	6.1	2.9
東	5.7	5.9	2.1	2.9	7.5	15.7	11.2	9.6	2.3	1.1	1.3	2.1	6.3	5.9	8.2	10.3	1.8
吉 塚	6.3	5.6	3.2	3.1	6.5	10.6	14.3	5.3	3.0	1.4	1.1	3.7	2.9	2.9	16.6	7.8	5.7
市役所	4.2	2.1	3.7	3.9	1.8	3.8	18.2	11.0	1.8	0.7	1.3	3.1	3.2	6.4	11.3	20.0	3.7
南	10.1	7.9	3.5	1.9	1.6	1.3	2.6	13.3	22.8	3.3	1.7	1.0	2.9	7.5	6.2	7.3	5.0
長 尾	8.0	4.1	2.0	2.2	2.5	4.9	20.1	7.8	2.5	2.0	2.1	4.8	8.7	6.4	8.1	8.1	5.9
祖 原	7.9	15.3	3.5	2.1	3.2	11.8	6.9	4.7	5.9	5.8	5.0	5.9	4.7	4.7	3.7	6.0	3.0
元 岡	2.8	4.2	15.5	11.4	5.4	4.2	3.9	1.4	0.8	1.2	7.7	10.0	9.4	8.2	5.2	3.2	5.6
石 丸	10.6	3.8	1.4	2.0	3.3	6.4	11.8	16.9	1.9	0.5	0.8	4.1	8.9	3.6	3.4	9.4	11.0

(10) 風速の年間測定結果表 (令和元年度)

(単位: m/s)

測定局	年平均値	1時間値の 最高値	日平均値の 最高値	日平均値の 最低値
香 椎	2.7	13.2	10.1	0.8
東	2.4	12.5	6.6	1.0
吉 塚	1.8	9.6	4.9	0.7
市役所	1.8	11.6	4.8	0.6
南	2.2	14.2	6.2	0.7
長 尾	2.3	13.3	7.1	0.6
祖 原	1.8	11.6	5.6	0.5
元 岡	3.0	14.8	10.4	0.9
石 丸	1.2	7.7	4.5	0.5

## 2 水環境

福岡市内には24水系、132の河川があり、全てが二級河川以下の中小河川で、脊振山系、三郡山系を源に大部分が博多湾に流入しています。

博多湾は、湾口が狭く閉鎖性が高いことから、外海水との交換が悪く、陸域からの有機物質や栄養塩類が滞留しやすい地形です。博多湾沿岸及び湾流入河川の流域には、大規模な工場・事業場は少なく、汚濁物質の主要発生源は生活系排水と考えられます。

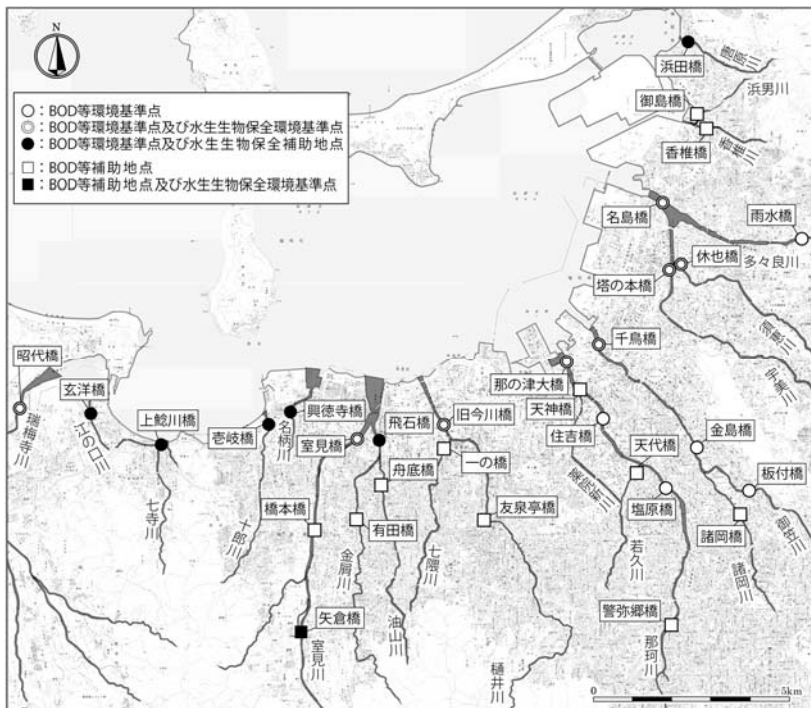
河川・博多湾には、環境基本法に基づき、「人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として環境基準が定められています。

福岡市では、定期的に調査を行い水質の状態を監視しています。

※環境基準値：環境基本法第16条

### (1) 河川

#### ●水質及び底質調査地点図



#### ●市内主要河川の諸元

資料：福岡市地域防災計画（資料編）令和2年6月

河川名	起点	終点	延長(m)	流域面積(km <sup>2</sup> )
多々良川	糟屋郡篠栗町大字篠栗字黒木原456番1地先	博多湾	17,352	167.9
宇美川	糟屋郡宇美町大字宇美字内野1229番地先の内野橋下流端	多々良川への合流点	16,777	71.6
須恵川	糟屋郡宇美町大字宇美ツムリ谷18番地先の砂防堰堤	宇美川への合流点	14,932	23.5
御笠川	太宰府市大字北谷字ソイラ707番地先	博多湾	24,150	94.0
那珂川	福岡市早良区板屋字伊津浦207番地先の砂防堰堤	博多湾	35,130	124.0
樋井川	福岡市南区大字柏原字山田715番の1地先の砂防堰堤	博多湾	12,875	29.2
室見川	福岡市早良区大字曲淵字山除77番地先の曲淵水源堰	博多湾	16,330	99.1
金屑川	福岡市早良区重留五丁目803番地先の重留橋	室見川への合流点	9,555	12.8
瑞梅寺川	前原市大字瑞梅寺字ブジ366番地先の喜徳橋	今津湾	12,841	52.6

14 河川 19 水域の利水状況に応じた環境基準の類型が指定され、主な河川には生活環境の保全に関する環境基準値が適用されています。

#### ※生活環境の保全に関する環境基準：

環境基本法第16条に基づき、水質汚濁に係る環境上の条件として定められた、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準のことです。

BOD、pH等の項目に加え、亜鉛等(水生生物保全項目)について基準値が定められています。

#### ※人の健康の保護に関する環境基準：

環境基本法第16条に基づき、水質汚濁に係る環境上の条件として定められた、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準のことです。

ひ素、水銀等の基準値が定められています。

#### ※生物化学的酸素要求量(BOD)：

微生物が一定時間内(通常は、20℃で5日間)に水中の有機物を酸化し、分解して浄化するときに消費する酸素の量をmg/lで表した数値です。数字が大きいうことは、消費される酸素量が多いということになり、水中の有機物量が多いことを意味し、汚濁度が高いといえます。普通、河川に魚がすむことができるのはBOD 5mg/l程度以下といわれています。

#### ※河川BOD75%値：

年間を通じて環境基準に適合していたかどうかを判断する場合に用いられる数値です。年間を通じた日間平均値の全データのうち75%以上のデータが基準値を満足している場合、環境基準に適合しているものと判断します。

年間の日間平均値の全データを、その値の小さいものから順に並べ、 $0.75 \times n$  (nは日間平均値のデータ数)番目のデータ値のことをいい、具体的には年間12回の測定であれば( $0.75 \times 12 = 9$ )となり、下から9番目のデータを指します。

※平成8年6月14日に環境基準の類型が次の地点で改訂され、基準が強化されました。

- ・御笠川(千鳥橋)
- ・那珂川(那の津大橋、住吉橋)
- ・樋井川(旧今川橋)

※七寺川及び江の口川は、平成8年6月14日に環境基準の類型指定が行われました。

環境基準の達成状況を把握するためにBOD等の環境基準点19か所で月1回、補助地点12か所で年4回、水質等の調査をしています。調査の結果、長期的に見ると、下水道整備が進んだことにより水質は改善されてきました。

生活環境の保全に関する環境基準のうち生物化学的酸素要求量（BOD）については、令和元年度は環境基準点19地点中全ての地点で環境基準を達成しました。人の健康の保護に関する環境基準のうちふっ素、ほう素は、河口付近の調査地点で海水の影響を受けて環境基準値を超過した地点もありましたが、その他の項目は、全調査地点で環境基準を達成しました。

### ●河川BOD75%値の環境基準達成状況

(単位：mg/L)

水系	河川名	調査地点	類型	達成期間	環境基準値 (mg/L)	BOD75%値										令和元年度 達成状況
						H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	
唐の原川	唐の原川	浜田橋	C	ロ	5以下	1.1	1.3	1.4	1.2	1.2	1.2	0.9	1.1	1.6	1.3	○
多々良川	多々良川	名島橋	C	イ	5以下	1.3	2.3	1.1	1.8	1.2	1.3	1.0	1.2	1.6	1.2	○
		雨水橋	A	ロ	2以下	1.1	1.6	1.4	1.4	1.6	1.5	0.9	1.3	1.7	1.7	○
	須恵川	休也橋	C	イ	5以下	1.4	2.0	1.5	1.6	1.5	1.4	1.4	1.7	2.2	1.9	○
	宇美川	塔の本橋	C	ロ	5以下	1.2	1.6	1.4	1.8	1.2	1.2	0.8	1.4	1.6	1.7	○
御笠川	御笠川	千島橋	D	イ	8以下	1.2	2.2	1.4	1.5	1.1	1.4	1.0	1.0	1.4	1.1	○
		金島橋	D	ハ	8以下	1.7	2.6	1.4	1.4	1.4	1.8	1.4	1.1	1.9	1.2	○
		板付橋	B	イ	3以下	1.3	1.5	1.4	1.4	1.1	1.6	1.3	1.6	1.5	1.4	○
那珂川	那珂川	那の津大橋	C	イ	5以下	1.1	2.2	1.3	2.4	1.0	1.2	0.7	1.3	1.7	1.1	○
		住吉橋	B	イ	3以下	0.9	1.7	0.9	1.3	0.6	0.9	0.6	1.6	1.4	1.0	○
		塩原橋	A	イ	2以下	1.0	1.0	0.8	1.0	0.8	1.0	0.6	1.6	1.2	1.1	○
樋井川	樋井川	旧今川橋	B	イ	3以下	0.8	1.1	0.9	1.1	0.8	0.9	0.7	1.1	1.1	1.2	○
室見川	金屑川	飛石橋	C	イ	5以下	0.8	1.1	0.6	1.0	0.7	1.1	0.7	0.7	1.1	0.8	○
	室見川	室見橋	A	イ	2以下	0.8	1.3	0.9	0.9	0.8	0.9	0.7	0.8	1.0	0.7	○
名柄川	名柄川	興徳寺橋	C	イ	5以下	0.8	1.1	0.7	1.0	0.8	0.7	0.6	0.6	1.1	0.7	○
十郎川	十郎川	壱岐橋	C	イ	5以下	0.9	1.1	1.1	1.1	1.0	1.1	0.7	0.9	1.0	0.9	○
七寺川	七寺川	上鯉川橋	C	イ	5以下	0.8	1.0	1.0	0.8	0.8	0.9	0.6	0.9	0.9	0.7	○
江の口川	江の口川	玄洋橋	C	ロ	5以下	1.5	1.4	1.7	1.2	1.3	1.3	1.3	1.3	1.4	1.4	○
瑞梅寺川	瑞梅寺川	昭代橋	A	イ	2以下	1.2	1.6	1.4	1.5	1.6	1.6	1.2	2.0	3.1	1.5	○

※達成期間の分類は、次のとおり。

「イ」は、直ちに達成

「ロ」は、5年以内で可及的速やかに達成

「ハ」は、5年を超える期間で可及的速やかに達成

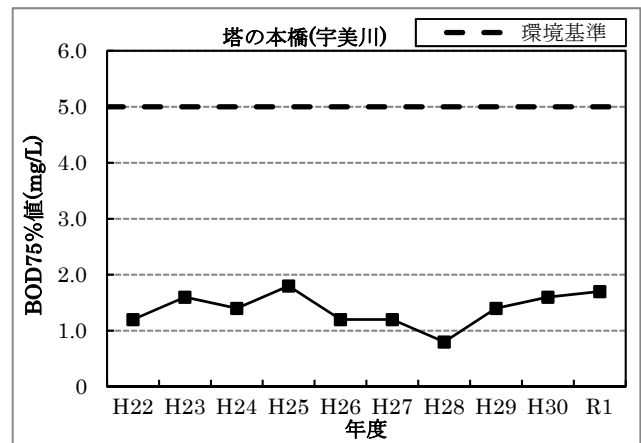
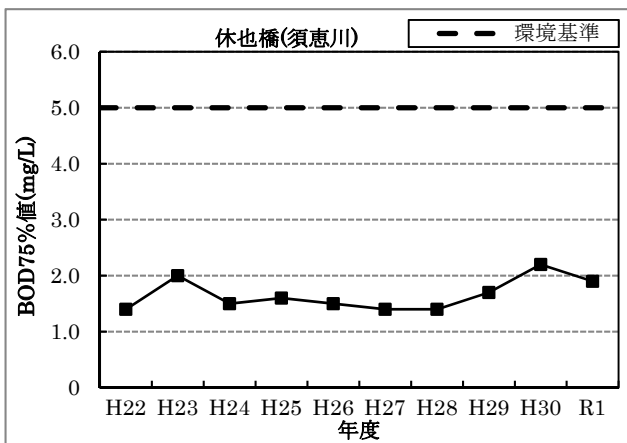
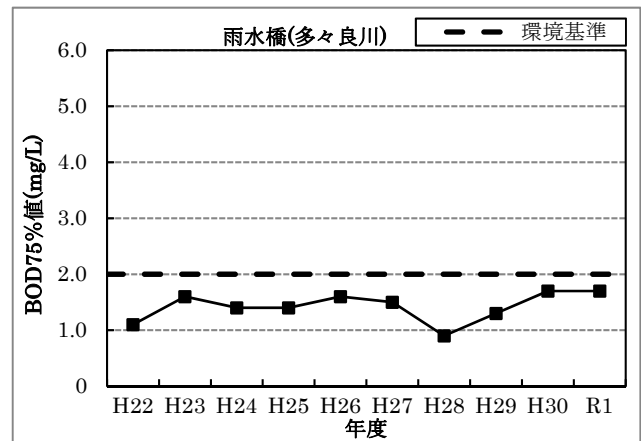
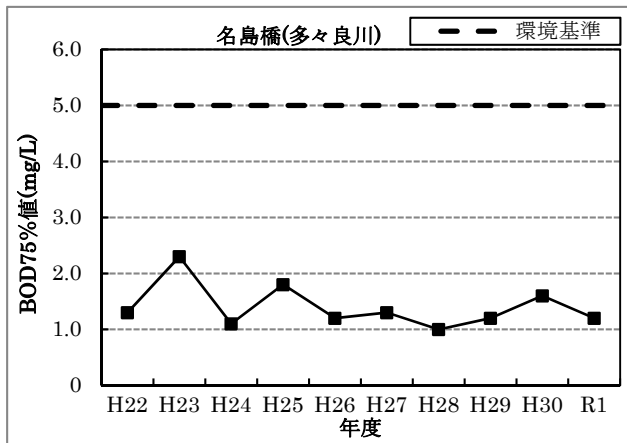
### ①多々良川水系

多々良川水系は、三郡山系に源を発し、東区の市街地を流れ、博多湾東部海域に流入します。上・中流は水道水源になっており、下流域には多々良川浄化センター、東部水処理センターの2下水処理場の放流水が流入しています。

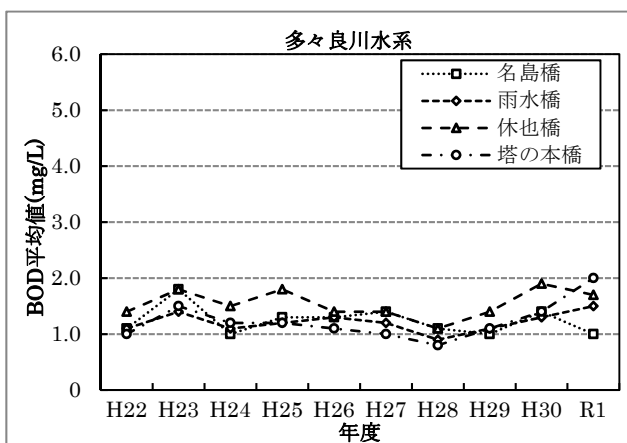
多々良川水系では、環境基準点である名島橋・雨水橋（以上多々良川）・休也橋（以上須恵川）及び塔の本橋（宇美川）で調査しています。

BODについては、令和元年度は全環境基準点（名島橋、雨水橋、休也橋、塔の本橋）で環境基準を達成しました。BOD年平均值は、経年的には概ね横ばい傾向にあります。

### ●BOD75%値の推移（多々良川水系）



### ●BOD年平均值の推移（多々良川水系）



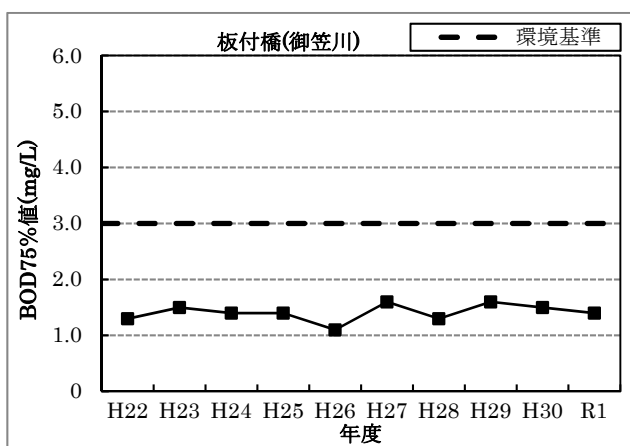
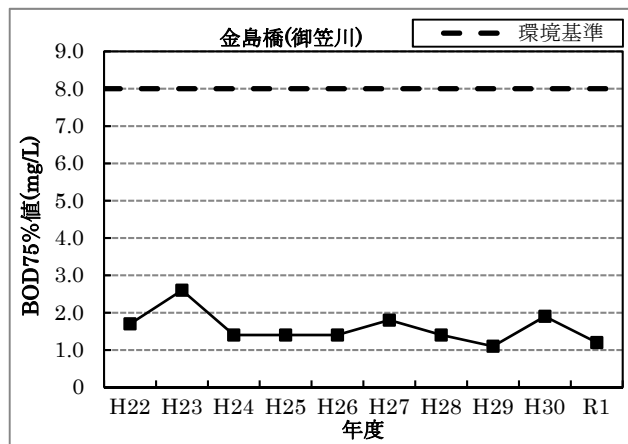
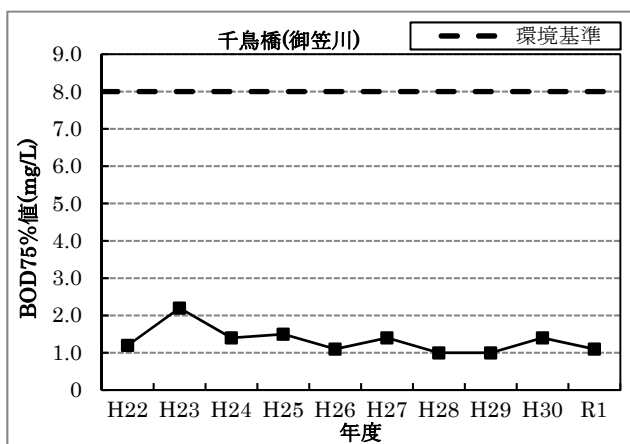
## ②御笠川水系

御笠川水系は、三郡山系の宝満山に源を發し、博多区の市街地を流れ、博多湾東部海域に流入しています。中流域は工業用水の水源になっており、中流域には御笠川浄化センター（下水処理場）の放流水が流入しています。

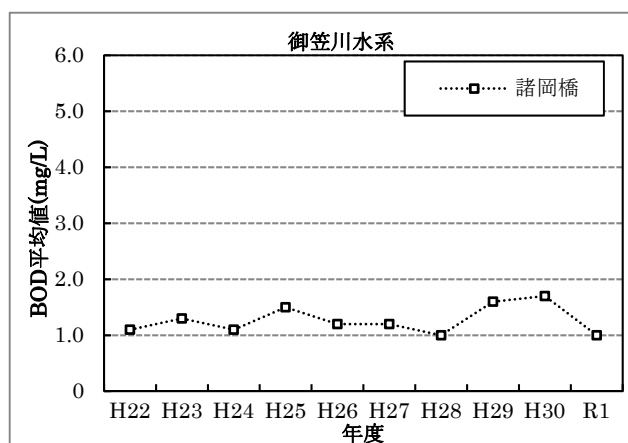
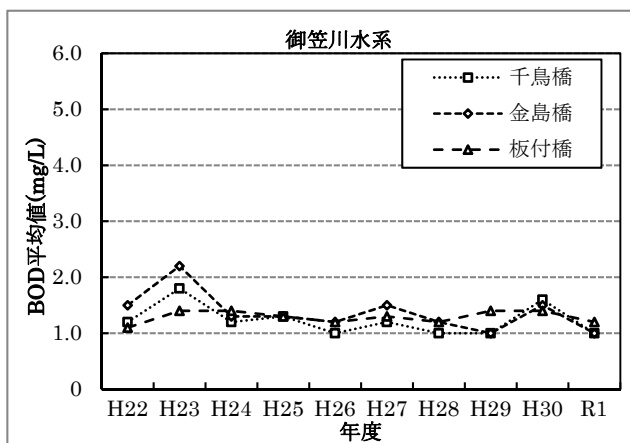
御笠川水系では、環境基準点である千鳥橋・金島橋・板付橋（以上御笠川）及び補助地点である諸岡橋（諸岡川）で調査しています。

BODについては、令和元年度は全環境基準点（千鳥橋、金島橋、板付橋）で環境基準を達成しました。BOD年平均値は、経年的には概ね横ばい傾向にあります。

### ●BOD75%値の推移（御笠川水系）



### ●BOD年平均値の推移（御笠川水系）



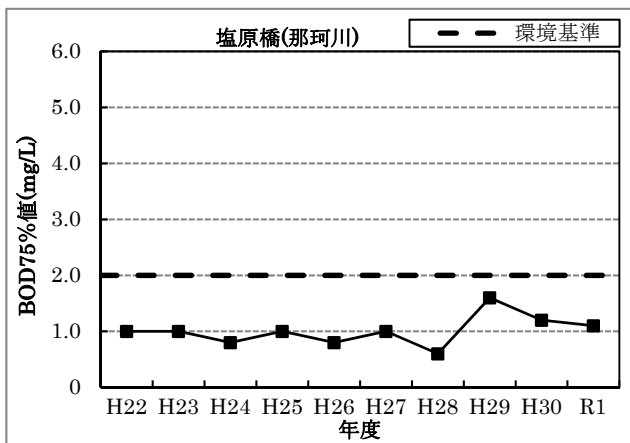
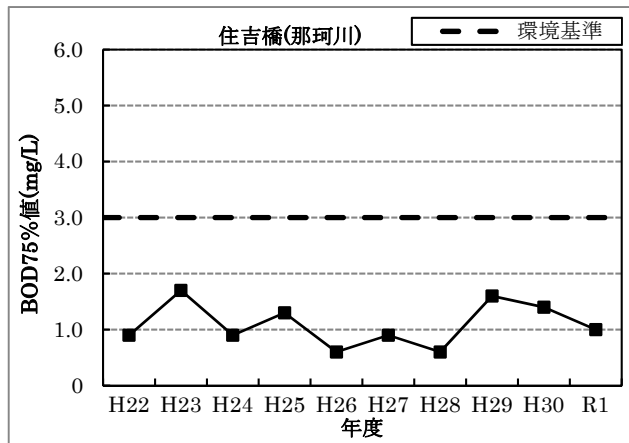
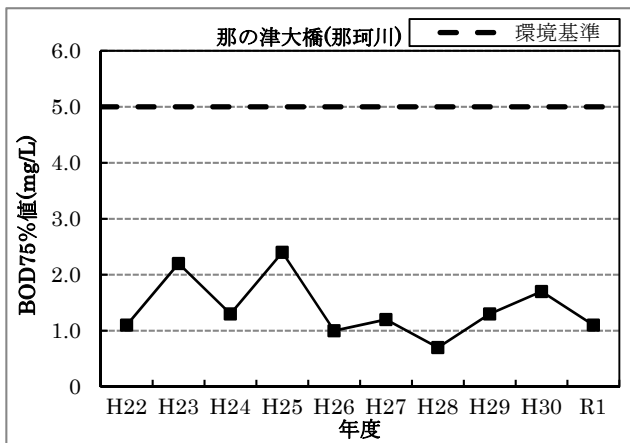
### ③那珂川水系

那珂川水系は、脊振山系に源を発し、那珂川町、南区の市街地を流れ、博多区と中央区の境界を流れ、博多湾東部海域に流入しています。上・中流域は水道水源として利用され、脊振ダム、南畑ダムや番托・塩原取水場があります。

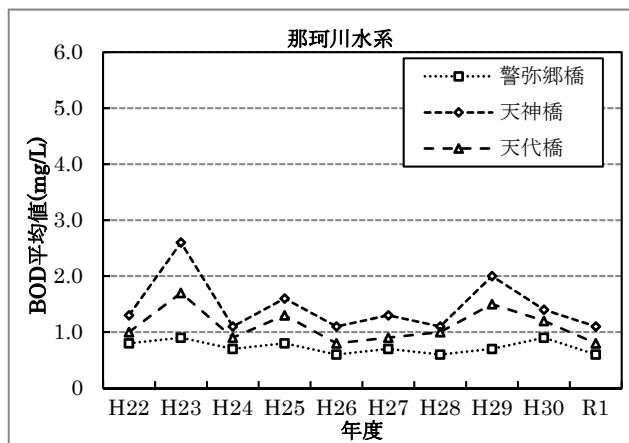
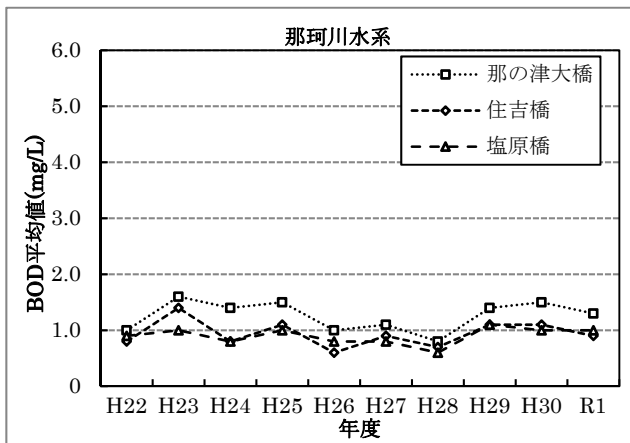
那珂川水系では、環境基準点である那の津大橋・住吉橋・塩原橋及び補助地点である警弥郷橋（以上那珂川）、天神橋（薬院新川）、天代橋（若久川）で調査しています。

BODについては、令和元年度は全環境基準点（那の津大橋、住吉橋、塩原橋）で環境基準を達成しました。BOD年平均値は、経年的には概ね横ばい傾向にあります。

#### ●BOD75%値の推移（那珂川水系）



#### ●BOD年平均値の推移（那珂川水系）



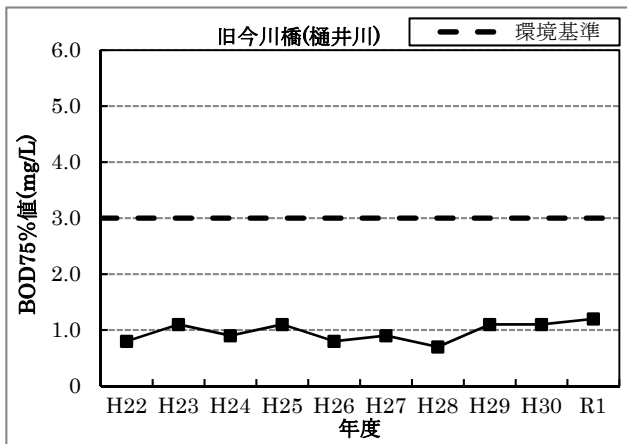
#### ④樋井川水系

樋井川水系は油山に源を發し、本市の南区から城南区の市街地を流れ、下流域で七隈川が合流し、中央区と早良区の境界を流れ、博多湾中部海域に流入しています。流域はほとんど下水道処理区域です。

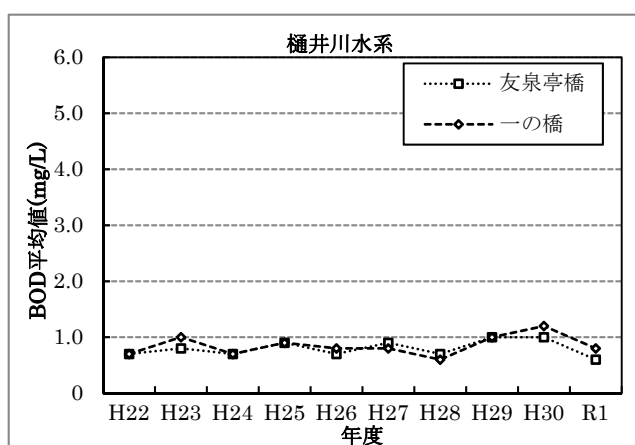
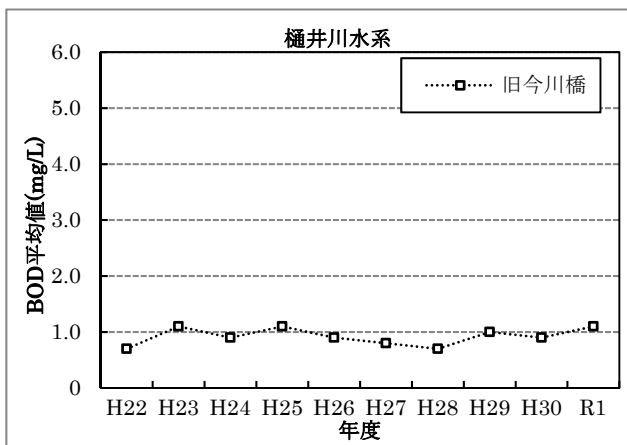
樋井川水系では、環境基準点である旧今川橋及び補助地点である友泉亭橋（以上樋井川）、一の橋（七隈川）で調査しています。

BODについては、令和元年度は旧今川橋で環境基準を達成しました。BOD年平均值は、経年的には概ね横ばい傾向にあります。

#### ●BOD75%値の推移（樋井川水系）



#### ●BOD年平均值の推移（樋井川水系）





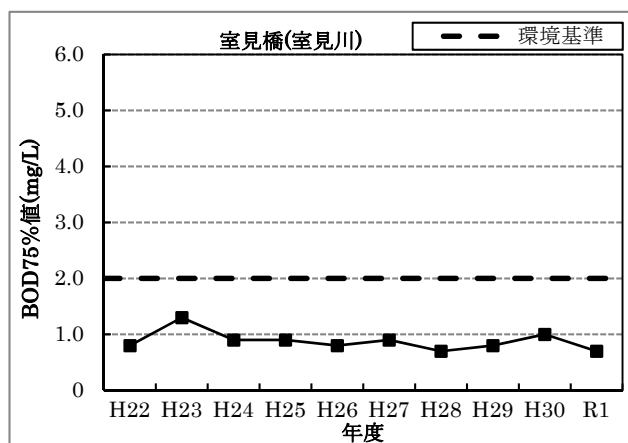
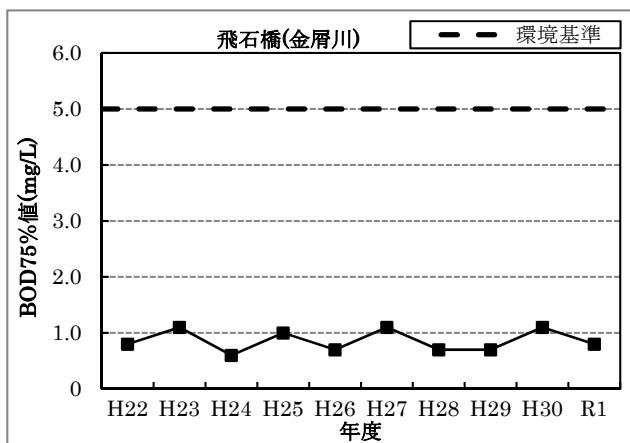
### ⑤室見川水系

室見川水系は、脊振山系に源を発し、早良区の田園地帯を経て早良区と西区の境界を流れ、博多湾中部海域に流入しています。水道水源として利用されており、上流域には曲渕ダム、下流域には室見取水場があります。

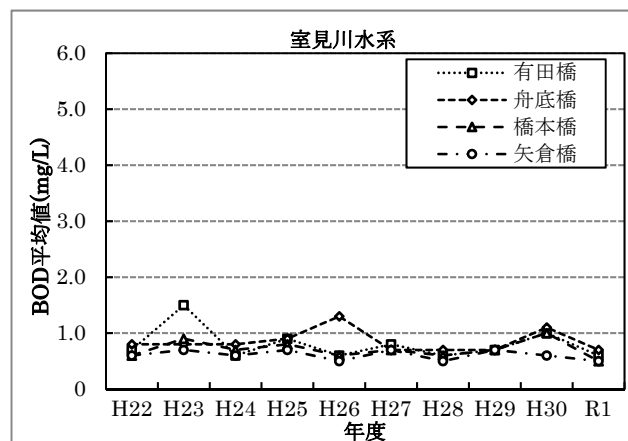
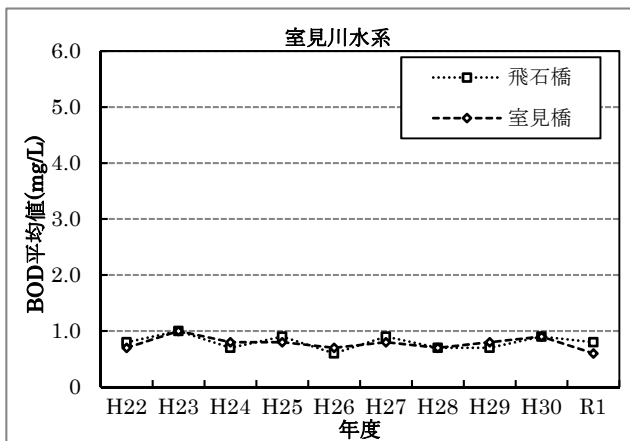
室見川水系では、環境基準点である飛石橋（金屑川）、室見橋（室見川）及び補助地点である橋本橋・矢倉橋（室見川）、有田橋（金屑川）、舟底橋（油山川）で調査しています。

BODについては、令和元年度は飛石橋、室見橋の両地点で環境基準を達成しました。BOD年平均値は、経年的には概ね横ばい傾向にあります。

#### ●BOD75%値の推移（室見川水系）



#### ●BOD年平均値の推移（室見川水系）



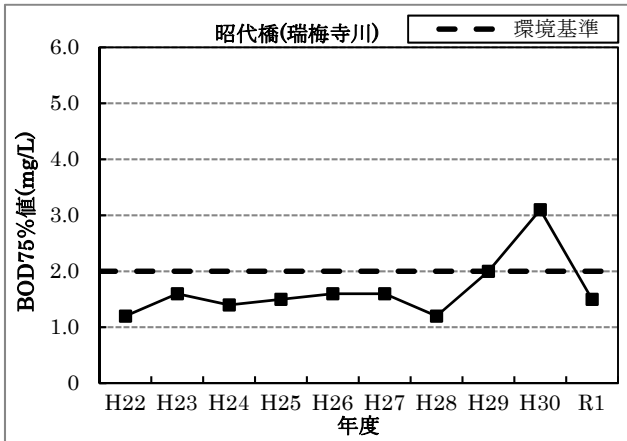
### ⑥瑞梅寺川水系

瑞梅寺川水系は、脊振山系の井原山に源を發し、糸島市の田園地帯、本市西区の西端を経て博多湾西部海域に流入しています。上流域は水道水源になっており、瑞梅寺ダムがあります。下流域には新西部水処理センターの放流水が流入しています。

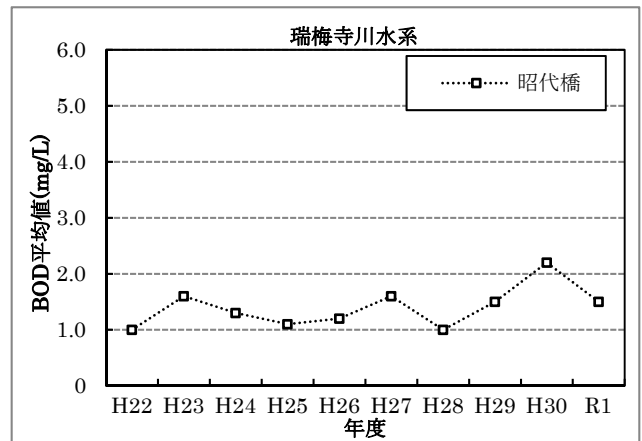
瑞梅寺川水系では、環境基準点である昭代橋（瑞梅寺川）で調査を行っています。

BODについては、令和元年度は昭代橋で環境基準を達成しました。BOD年平均值は、経年的には概ね横ばい傾向にあります。

●BOD75%値の推移（瑞梅寺川水系）



●BOD年平均值の推移（瑞梅寺川水系）



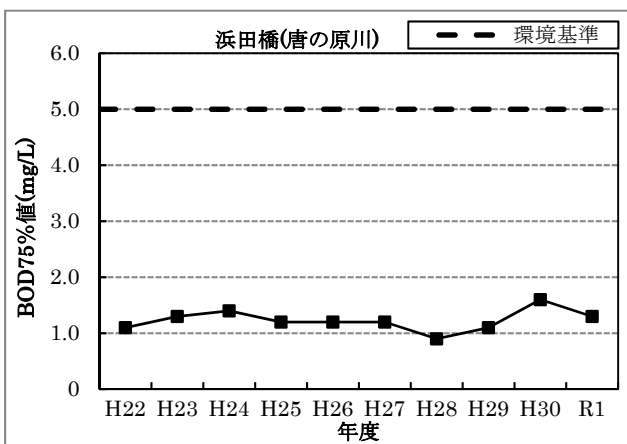
### ⑦東部小河川

唐の原川は三日月山に、浜男川、香椎川は香椎丘陵に源を發し、博多湾の東部海域に流入しています。流域面積は小さく、人口密度が高い住宅地区を流れています。

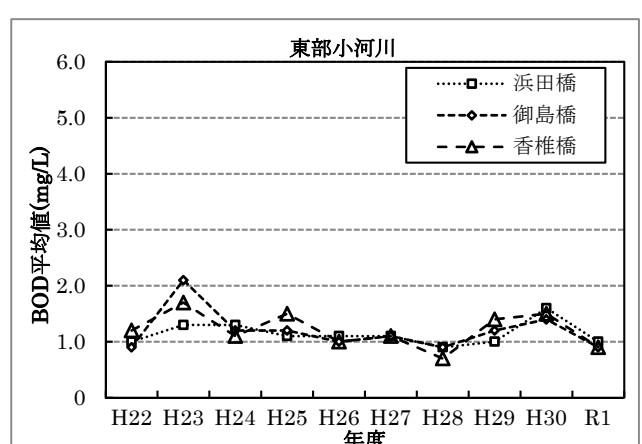
環境基準点である浜田橋（唐の原川）及び補助地点である御島橋（浜男川）、香椎橋（香椎川）で調査しています。

BODについては、令和元年度は浜田橋で環境基準を達成しています。BOD年平均值は、経年的には概ね横ばい傾向にあります。

●BOD75%値の推移（東部小河川）



●BOD年平均值の推移（東部小河川）



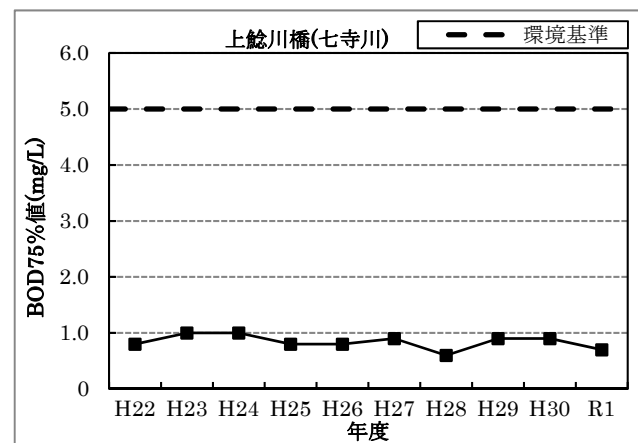
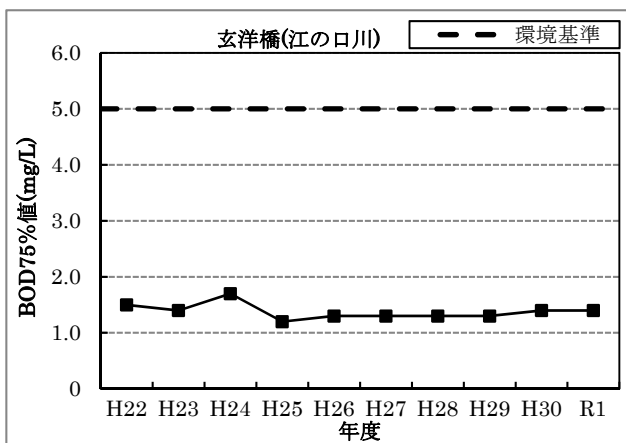
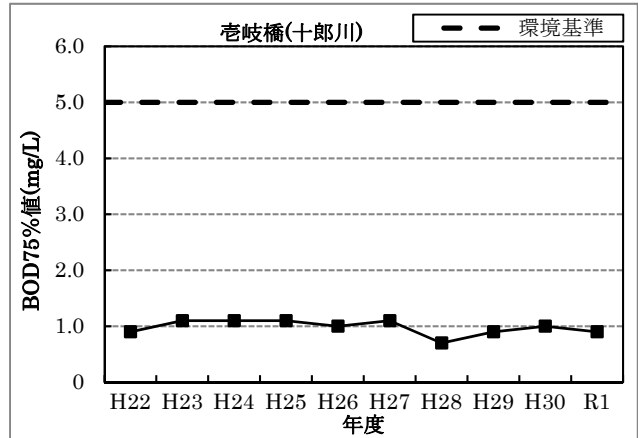
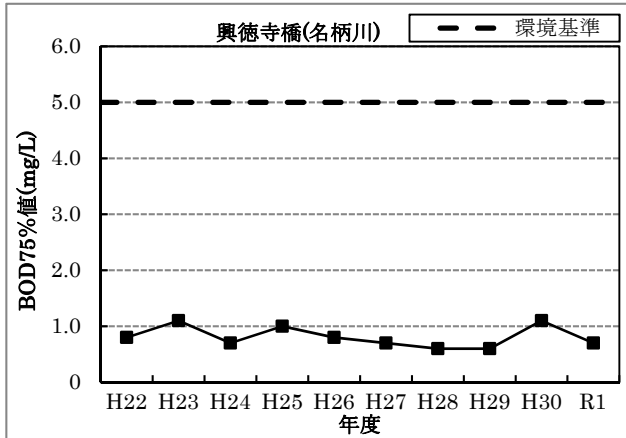
### ⑧西部小河川

名柄川、十郎川、七寺川及び江の口川は、本市西部の住宅地域を経て博多湾西部海域に流入しています。

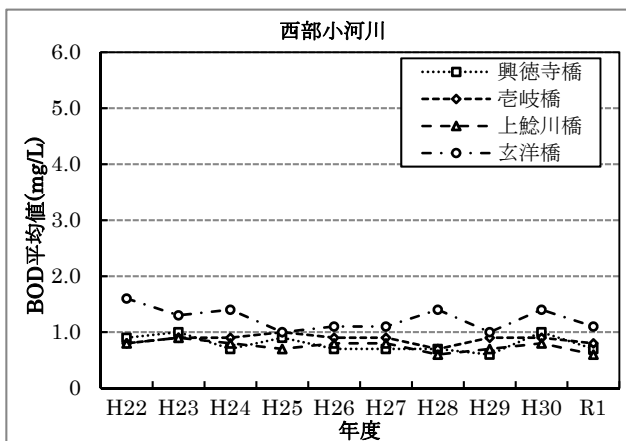
環境基準点である興徳寺橋（名柄川）、老岐橋（十郎川）、上鯨川橋（七寺川）及び玄洋橋（江の口川）で調査しています。

BODについては、令和元年度は全ての地点で環境基準を達成しました。BOD年平均值は、経年的には概ね横ばい傾向にあります。

#### ●BOD75%値の推移（西部小河川）



#### ●BOD年平均值の推移（西部小河川）



(参考) 河川水環境に関する詳細データ

①BOD平均値の経年変化 (環境基準点)

(単位 : mg/L)

水系	河川名	調査地点	平均値									
			H 22 年度	H 23 年度	H 24 年度	H 25 年度	H 26 年度	H 27 年度	H 28 年度	H 29 年度	H 30 年度	R 1 年度
唐の原川	唐の原川	浜田橋	1.0	1.3	1.3	1.1	1.1	1.1	0.9	1.0	1.4	1.0
多々良川	多々良川	名島橋	1.1	1.8	1.0	1.3	1.3	1.4	1.1	1.0	1.4	1.0
		雨水橋	1.1	1.4	1.1	1.2	1.3	1.2	0.9	1.1	1.3	1.5
	須恵川	休也橋	1.4	1.8	1.5	1.8	1.4	1.4	1.1	1.4	1.9	1.7
	宇美川	塔の本橋	1.0	1.5	1.2	1.2	1.1	1.0	0.8	1.1	1.4	2.0
御笠川	御笠川	千鳥橋	1.2	1.8	1.2	1.3	1.0	1.2	1.0	1.0	1.6	1.0
		金島橋	1.5	2.2	1.3	1.3	1.2	1.5	1.2	1.0	1.5	1.0
		板付橋	1.1	1.4	1.4	1.3	1.2	1.3	1.2	1.4	1.4	1.2
那珂川	那珂川	那の津大橋	1.0	1.6	1.4	1.5	1.0	1.1	0.8	1.4	1.5	1.3
		住吉橋	0.8	1.4	0.8	1.1	0.6	0.9	0.7	1.1	1.1	0.9
		塩原橋	0.9	1.0	0.8	1.0	0.8	0.8	0.6	1.1	1.0	1.0
樋井川	樋井川	旧今川橋	0.7	1.1	0.9	1.1	0.9	0.8	0.7	1.0	0.9	1.1
室見川	金屑川	飛石橋	0.8	1.0	0.7	0.9	0.6	0.9	0.7	0.7	0.9	0.8
	室見川	室見橋	0.7	1.0	0.8	0.8	0.7	0.8	0.7	0.8	0.9	0.6
名柄川	名柄川	興徳寺橋	0.9	1.0	0.7	0.9	0.7	0.7	0.7	0.6	1.0	0.7
十郎川	十郎川	壱岐橋	0.8	0.9	0.9	1.0	0.9	0.9	0.7	0.9	0.9	0.8
七寺川	七寺川	上鯰川橋	0.8	0.9	0.8	0.7	0.8	0.8	0.6	0.7	0.8	0.6
江の口川	江の口川	玄洋橋	1.6	1.3	1.4	1.0	1.1	1.1	1.4	1.0	1.4	1.1
瑞梅寺川	瑞梅寺川	昭代橋	1.0	1.6	1.3	1.1	1.2	1.6	1.0	1.5	2.2	1.5

②BOD75%値の経年変化（補助地点）

(単位：mg/L)

水系	河川名	調査地点	BOD75%値										
			H 22 年度	H 23 年度	H 24 年度	H 25 年度	H 26 年度	H 27 年度	H 28 年度	H 29 年度	H 30 年度	R 1 年度	
香椎川	浜男川	御島橋	0.9	2.2	1.3	1.2	0.9	1.2	0.8	0.8	1.4	1.0	
	香椎川	香椎橋	1.3	1.3	1.2	1.7	1.0	0.9	0.8	1.0	1.5	1.0	
御笠川	諸岡川	諸岡橋	1.1	1.2	1.1	1.6	1.2	1.2	0.9	2.0	1.7	1.0	
那珂川	那珂川	警弥郷橋	0.9	1.1	0.8	0.9	0.6	0.7	0.5	0.8	0.9	0.5	
	薬院新川	天神橋	1.6	2.5	1.1	1.7	1.2	1.3	1.6	2.9	1.4	1.2	
	若久川	天代橋	1.0	1.8	0.9	1.3	0.8	0.9	1.1	1.8	1.2	0.9	
樋井川	樋井川	友泉亭橋	0.8	0.7	0.7	1.0	0.8	0.8	0.8	0.9	1.0	0.6	
	七隈川	一の橋	0.8	1.1	0.7	0.9	0.7	0.8	0.6	0.8	1.2	0.8	
室見川	金屑川	有田橋	0.7	1.2	0.5	1.0	0.6	0.8	0.6	0.5	1.0	0.6	
	油山川	舟底橋	0.7	0.7	0.8	1.1	0.8	0.8	0.7	0.6	1.1	0.7	
	室見川	橋本橋	0.6	0.9	0.8	0.9	0.6	0.6	0.6	0.7	1.0	0.5	
		矢倉橋	0.5	0.7	0.6	0.8	0.5	0.7	0.5	0.5	0.6	0.5	

③BOD平均値の経年変化（補助地点）

(単位：mg/L)

水系	河川名	調査地点	BOD平均値										
			H 22 年度	H 23 年度	H 24 年度	H 25 年度	H 26 年度	H 27 年度	H 28 年度	H 29 年度	H 30 年度	R 1 年度	
香椎川	浜男川	御島橋	0.9	2.1	1.2	1.2	1.0	1.1	0.9	1.2	2.3	0.9	
	香椎川	香椎橋	1.2	1.7	1.1	1.5	1.0	1.1	0.7	1.4	1.8	0.9	
御笠川	諸岡川	諸岡橋	1.1	1.3	1.1	1.5	1.2	1.2	1.0	1.6	1.4	1.0	
那珂川	那珂川	警弥郷橋	0.8	0.9	0.7	0.8	0.6	0.7	0.6	0.7	0.7	0.6	
	薬院新川	天神橋	1.3	2.6	1.1	1.6	1.1	1.3	1.1	2.0	1.1	1.1	
	若久川	天代橋	1.0	1.7	0.9	1.3	0.8	0.9	1.0	1.5	1.0	0.8	
樋井川	樋井川	友泉亭橋	0.7	0.8	0.7	0.9	0.7	0.9	0.7	1.0	0.8	0.6	
	七隈川	一の橋	0.7	1.0	0.7	0.9	0.8	0.8	0.6	1.0	0.9	0.8	
室見川	金屑川	有田橋	0.7	1.5	0.6	0.9	0.6	0.8	0.6	0.7	0.8	0.6	
	油山川	舟底橋	0.8	0.8	0.8	0.9	1.3	0.7	0.7	0.7	0.9	0.7	
	室見川	橋本橋	0.6	0.9	0.7	0.8	0.6	0.7	0.6	0.7	0.8	0.5	
		矢倉橋	0.6	0.7	0.6	0.7	0.5	0.7	0.5	0.7	0.7	0.5	

④人の健康の保護に関する環境基準項目検査結果（令和元年度）その1

(単位:mg/L)

環境基準健康項目	環境基準値	唐の原川	多々良川	多々良川	須恵川	宇美川	御笠川	御笠川	御笠川	那珂川	那珂川
		浜田橋	名島橋	雨水橋	休也橋	塔の本橋	千鳥橋	金島橋	板付橋	那の津大橋	住吉橋
カドミウム	0.003以下	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.0003	<0.0003
全シアン	検出されないこと	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.1	<0.1
鉛	0.01以下	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.001	<0.001
六価クロム	0.05以下	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.005	<0.005
砒素	0.01以下	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.001	<0.001
総水銀	0.0005以下	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.0001	<0.0001
アルキル水銀	検出されないこと	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.0005	<0.0005
P C B	検出されないこと	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.0005	<0.0005
ジクロロメタン	0.02以下	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.002	<0.002
四塩化炭素	0.002以下	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	0.004以下	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.001	<0.001
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.001	<0.001
1,1,1-トリクロロエタン	1以下	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.001	<0.001
1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	0.01以下	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.001	<0.001
テトラクロロエチレン	0.01以下	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.001	<0.001
1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.0001	<0.0001
チウラム	0.006以下	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.0006	<0.0006
シマジン	0.003以下	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	0.02以下	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.002	<0.002
ベンゼン	0.01以下	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.001	<0.001
セレン	0.01以下	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.002	<0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下	0.35	1.0	0.37	0.58	0.66	5.6	6.5	0.50	0.42	0.54
ふっ素	0.8以下	0.43	0.91	0.09	0.57	0.41	0.36	0.15	0.12	0.69	0.43
ほう素	1以下	1.2	3.1	0.04	1.8	1.4	1.1	0.17	0.05	2.2	1.5
1, 4-ジオキサン	0.05以下	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.005	<0.005

その2

(単位:mg/L)

環境基準健康項目	環境基準値	那珂川	樋井川	金屑川	室見川	名柄川	十郎川	七寺川	江の口川	瑞梅寺川
		塩原橋	旧今川橋	飛石橋	室見橋	興徳寺橋	老岐橋	上鯉川橋	玄洋橋	昭代橋
カドミウム	0.003以下	<0.0003	<0.0003	-	-	-	-	-	-	-
全シアン	検出されないこと	<0.1	<0.1	-	-	-	-	-	-	-
鉛	0.01以下	<0.001	<0.001	-	-	-	-	-	-	-
六価クロム	0.05以下	<0.005	<0.005	-	-	-	-	-	-	-
砒素	0.01以下	<0.001	<0.001	-	-	-	-	-	-	-
総水銀	0.0005以下	<0.0001	<0.0001	-	-	-	-	-	-	-
アルキル水銀	検出されないこと	<0.0005	<0.0005	-	-	-	-	-	-	-
P C B	検出されないこと	<0.0005	<0.0005	-	-	-	-	-	-	-
ジクロロメタン	0.02以下	<0.002	<0.002	-	-	-	-	-	-	-
四塩化炭素	0.002以下	<0.0002	<0.0002	-	-	-	-	-	-	-
1,2-ジクロロエタン	0.004以下	<0.0004	<0.0004	-	-	-	-	-	-	-
1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	<0.001	<0.001	-	-	-	-	-	-	-
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	<0.001	<0.001	-	-	-	-	-	-	-
1,1,1-トリクロロエタン	1以下	<0.001	<0.001	-	-	-	-	-	-	-
1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	<0.0006	<0.0006	-	-	-	-	-	-	-
トリクロロエチレン	0.01以下	<0.001	<0.001	-	-	-	-	-	-	-
テトラクロロエチレン	0.01以下	<0.001	<0.001	-	-	-	-	-	-	-
1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	<0.0001	<0.0001	-	-	-	-	-	-	-
チウラム	0.006以下	<0.0006	<0.0006	-	-	-	-	-	-	-
シマジン	0.003以下	<0.0003	<0.0003	-	-	-	-	-	-	-
チオベンカルブ	0.02以下	<0.002	<0.002	-	-	-	-	-	-	-
ベンゼン	0.01以下	<0.001	<0.001	-	-	-	-	-	-	-
セレン	0.01以下	<0.002	<0.002	-	-	-	-	-	-	-
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下	0.43	0.36	0.22	0.25	0.22	0.12	0.60	0.23	1.0
ふっ素	0.8以下	<0.08	0.66	0.15	0.51	0.26	0.82	0.09	0.83	0.16
ほう素	1以下	0.01	2.1	0.21	1.6	0.61	2.8	0.02	2.6	0.34
1, 4-ジオキサン	0.05以下	<0.005	<0.005	-	-	-	-	-	-	-

### その3

(単位:mg/L)

環境基準健康項目	環境基準値	浜男川	香椎川	諸岡川	那珂川	薬院新川	若久川	樋井川	七隈川
		御島橋	香椎橋	諸岡橋	警弥郷橋	天神橋	天代橋	友泉亭橋	一の橋
カドミウム	0.003以下	-	-	-	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
全シアン	検出されないこと	-	-	-	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
鉛	0.01以下	-	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
六価クロム	0.05以下	-	-	-	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
砒素	0.01以下	-	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
総水銀	0.0005以下	-	-	-	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
アルキル水銀	検出されないこと	-	-	-	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
P C B	検出されないこと	-	-	-	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
ジクロロメタン	0.02以下	-	-	-	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素	0.002以下	-	-	-	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	0.004以下	-	-	-	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	-	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	-	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
1,1,1-トリクロロエタン	1以下	-	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	-	-	-	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	0.01以下	-	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
テトラクロロエチレン	0.01以下	-	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	-	-	-	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
チウラム	0.006以下	-	-	-	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
シマジン	0.003以下	-	-	-	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	0.02以下	-	-	-	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
ベンゼン	0.01以下	-	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
セレン	0.01以下	-	-	-	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下	0.49	0.60	0.42	0.47	0.17	0.94	0.72	0.38
ふっ素	0.8以下	0.66	0.73	0.14	<0.08	0.82	0.13	<0.08	0.46
ほう素	1以下	2.1	2.4	0.04	0.02	2.7	0.15	0.01	1.5
1, 4-ジオキサン	0.05以下	-	-	-	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005

### その4

(単位:mg/L)

環境基準健康項目	環境基準値	金屑川	油山川	室見川	室見川
		有田橋	舟底橋	橋本橋	矢倉橋
カドミウム	0.003以下	-	-	-	-
全シアン	検出されないこと	-	-	-	-
鉛	0.01以下	-	-	-	-
六価クロム	0.05以下	-	-	-	-
砒素	0.01以下	-	-	-	-
総水銀	0.0005以下	-	-	-	-
アルキル水銀	検出されないこと	-	-	-	-
P C B	検出されないこと	-	-	-	-
ジクロロメタン	0.02以下	-	-	-	-
四塩化炭素	0.002以下	-	-	-	-
1,2-ジクロロエタン	0.004以下	-	-	-	-
1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	-	-	-	-
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	-	-	-	-
1,1,1-トリクロロエタン	1以下	-	-	-	-
1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	-	-	-	-
トリクロロエチレン	0.01以下	-	-	-	-
テトラクロロエチレン	0.01以下	-	-	-	-
1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	-	-	-	-
チウラム	0.006以下	-	-	-	-
シマジン	0.003以下	-	-	-	-
チオベンカルブ	0.02以下	-	-	-	-
ベンゼン	0.01以下	-	-	-	-
セレン	0.01以下	-	-	-	-
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下	0.26	0.38	0.53	0.52
ふっ素	0.8以下	-	0.10	-	-
ほう素	1以下	0.03	0.01	0.03	0.01
1, 4-ジオキサン	0.05以下	-	-	-	-

⑤人の健康の保護に関する要監視項目検査結果（令和元年度） その1

(単位:mg/L)

要監視項目	指針値	唐の原川	多々良川	多々良川	須恵川	宇美川	御笠川	御笠川	御笠川	那珂川	那珂川
		浜田橋	名島橋	雨水橋	休也橋	塔の本橋	千鳥橋	金島橋	板付橋	那の津大橋	住吉橋
クロロホルム	0.06以下	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.001	<0.001
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.001	<0.001
1,2-ジクロロプロパン	0.06以下	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.001	<0.001
p-ジクロロベンゼン	0.2以下	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.001	<0.001
イソキサチオン	0.008以下	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.0001	<0.0001
ダイアジノン	0.005以下	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.0001	<0.0001
フェニトロチオン	0.003以下	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.0001	<0.0001
イソプロチオラン	0.04以下	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.0001	<0.0001
オキシ銅	0.04以下	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.001	<0.001
クロロタロニル	0.05以下	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.0001	<0.0001
プロピザミド	0.008以下	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.0001	<0.0001
EPN	0.006以下	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.0001	<0.0001
ジクロロボス	0.008以下	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.0001	<0.0001
フェノブカルブ	0.03以下	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.0001	<0.0001
イプロベンホス	0.008以下	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.0001	<0.0001
クロロニトロフェン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.0001	<0.0001
トルエン	0.6以下	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.001	<0.001
キシレン	0.4以下	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.001	<0.001
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06以下	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.006	<0.006
ニッケル	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.005	<0.005
モリブデン	0.07以下	0.007	0.007	-	0.008	0.010	0.009	<0.007	0.013	<0.007	<0.007
アンチモン	0.02以下	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.002	<0.002
塩化ビニルモノマー	0.002以下	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.0002	<0.0002
エピクロヒドリン	0.0004以下	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.00004	<0.00004
全マンガン	0.2以下	0.038	0.043	0.024	0.061	0.057	0.050	0.034	0.028	0.034	0.042
ウラン	0.002以下	0.0010	0.0018	-	0.0013	0.0010	0.0007	<0.0002	-	0.0014	0.0009
クロロホルム *	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.001	<0.001
フェノール *	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.001	-
ホルムアルデヒド *	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.03	-
4-t-オクチルフェノール *	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.00004	-
アニリン *	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.002	-
2,4-ジクロロフェノール *	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.0003	-

\*は水生生物の保全にかかる要監視項目

その2

(単位:mg/L)

要監視項目	指針値	那珂川	樋井川	金屑川	室見川	名柄川	十郎川	七寺川	江の口川	瑞梅寺川
		塩原橋	旧今川橋	飛石橋	室見橋	興徳寺橋	老岐橋	上鯉川橋	玄洋橋	昭代橋
クロロホルム	0.06以下	<0.001	<0.001	-	-	-	-	-	-	-
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	<0.001	<0.001	-	-	-	-	-	-	-
1,2-ジクロロプロパン	0.06以下	<0.001	<0.001	-	-	-	-	-	-	-
p-ジクロロベンゼン	0.2以下	<0.001	<0.001	-	-	-	-	-	-	-
イソキサチオン	0.008以下	<0.0001	<0.0001	-	-	-	-	-	-	-
ダイアジノン	0.005以下	<0.0001	<0.0001	-	-	-	-	-	-	-
フェニトロチオン	0.003以下	<0.0001	<0.0001	-	-	-	-	-	-	-
イソプロチオラン	0.04以下	<0.0001	<0.0001	-	-	-	-	-	-	-
オキシ銅	0.04以下	<0.001	<0.001	-	-	-	-	-	-	-
クロロタロニル	0.05以下	<0.0001	<0.0001	-	-	-	-	-	-	-
プロピザミド	0.008以下	<0.0001	<0.0001	-	-	-	-	-	-	-
EPN	0.006以下	<0.0001	<0.0001	-	-	-	-	-	-	-
ジクロロボス	0.008以下	<0.0001	<0.0001	-	-	<0.0001	-	-	-	-
フェノブカルブ	0.03以下	<0.0001	<0.0001	-	-	-	-	-	-	-
イプロベンホス	0.008以下	<0.0001	<0.0001	-	-	-	-	-	-	-
クロロニトロフェン	-	<0.0001	<0.0001	-	-	-	-	-	-	-
トルエン	0.6以下	<0.001	<0.001	-	-	-	-	-	-	-
キシレン	0.4以下	<0.001	<0.001	-	-	-	-	-	-	-
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06以下	<0.006	<0.006	-	-	-	-	-	-	-
ニッケル	-	<0.005	<0.005	-	-	-	-	-	-	-
モリブデン	0.07以下	<0.007	0.007	-	-	-	0.007	-	0.008	-
アンチモン	0.02以下	<0.002	<0.002	-	-	-	-	-	-	-
塩化ビニルモノマー	0.002以下	<0.0002	<0.0002	-	-	-	-	-	-	-
エピクロヒドリン	0.0004以下	<0.00004	<0.00004	-	-	-	-	-	-	-
全マンガン	0.2以下	0.019	0.026	0.036	0.023	0.17	0.044	0.016	0.059	0.040
ウラン	0.002以下	<0.0002	0.0015	0.0002	0.0011	0.0003	0.0017	-	0.0018	0.0002
クロロホルム *	-	<0.001	<0.001	-	-	-	-	-	-	-
フェノール *	-	-	<0.001	-	-	-	-	-	-	-
ホルムアルデヒド *	-	-	<0.03	-	-	-	-	-	-	-
4-t-オクチルフェノール *	-	-	<0.00004	-	-	-	-	-	-	-
アニリン *	-	-	<0.002	-	-	-	-	-	-	-
2,4-ジクロロフェノール *	-	-	<0.0003	-	-	-	-	-	-	-

\*は水生生物の保全にかかる要監視項目



⑥水生生物保全項目検査結果（令和元年度・平均値）

（単位：mg/L）

水系	多々良川			御笠川	那珂川	樋井川	室見川		瑞梅寺川
河川名	多々良川	須恵川	宇美川	御笠川	那珂川	樋井川	室見川		瑞梅寺川
調査地点	名島橋	休也橋	塔の本橋	千鳥橋	那の津大橋	旧今川橋	室見橋	矢倉橋	昭代橋
型類	生物B							生物A	生物B
間期成達	イ								
全亜鉛	0.011	0.013	0.017	0.021	0.006	0.007	0.004	0.003	0.010
ノニルフェノール	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006
LAS	0.0010	0.0015	0.0014	0.0015	0.0007	0.0012	0.0006	0.0006	0.0009
環境基準達成状況	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※達成期間の分類は、次のとおりとする。

「イ」は、直ちに達成

「ロ」は、5年以内で可及的速やかに達成

「ハ」は、5年を超える期間で可及的速やかに達成

「ニ」は、段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。

※環境基準値：全亜鉛0.05mg/L以下、ノニルフェノール0.03mg/L以下、LAS0.002mg/L以下

⑦底質調査結果（令和元年度）

調査項目	河川名		多々良川		須恵川		宇美川		御笠川			那珂川			樋井川		金屑川		室見川		名柄川		十郎川		七寺川		江の口川		瑞梅寺川	
	唐の原川	地点名	名島橋	雨水橋	休也橋	塔の本橋	千鳥橋	金島橋	板付橋	那の津大橋	住吉橋	塩原橋	旧今川橋	飛石橋	室見橋	興徳寺橋	老岐橋	上鯉川橋	玄洋橋	昭代橋										
pH	7.8	7.7	7.8	7.8	7.9	7.7	7.3	7.9	7.6	7.7	7.7	7.9	7.8	7.9	7.8	7.9	7.5	7.7	7.6											
COD (mg/g)	2.0	2.3	2.0	1.6	1.7	1.4	<0.5	<0.5	11	1.4	0.5	2.9	0.8	<0.5	5.1	3.1	2.5	8.2	2.1											
乾燥減量 (%)	19	18	20	18	19	23	21	17	34	23	17	19	18	20	23	18	19	27	20											
強熱減量 (%)	1.2	1.3	2.0	0.83	1.7	1.1	0.54	0.40	6.6	1.4	0.54	1.5	0.59	0.62	2.3	1.5	1.2	3.9	1.2											
硫化物 (mg/kg)	14	22	12	19	18	16	2	3	480	6	3	54	9	4	16	81	6	280	20											
有機炭素 (mg/g)	2.0	1.7	2.6	1.6	2.4	1.0	0.4	0.5	12	0.9	0.4	2.7	1.3	0.5	4.1	3.4	1.5	11	1.9											
全窒素 (mg/kg)	330	360	360	270	310	270	180	170	1300	300	200	350	230	220	650	280	240	960	290											
全りん (mg/kg)	350	300	360	130	180	140	90	90	510	230	170	130	110	100	320	130	110	370	250											
カドミウム (mg/kg)	0.05	<0.05	0.08	<0.05	<0.05	0.05	<0.05	<0.05	0.14	<0.05	<0.05	0.05	<0.05	<0.05	0.11	<0.05	<0.05	0.16	<0.05											
シアン (mg/kg)	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1											
有機りん (mg/kg)	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1											
鉛 (mg/kg)	5.7	4.6	5.5	2.6	8.4	4.2	1.9	2.2	13	4.8	2.3	3.9	1.7	1.4	8.9	3.3	3.3	12	3.0											
総クロム (mg/kg)	44	30	69	8	10	6	2	2	18	6	6	8	3	3	15	8	5	35	17											
六価クロム (mg/kg)	<2	<2	<2	<2	<2	<2	<2	<2	<2	<2	<2	<2	<2	<2	<2	<2	<2	<2	<2											
ひ素 (mg/kg)	3.6	3.7	4.5	1.5	3.1	1.3	0.8	1.0	6.6	2.2	1.8	2.7	1.1	0.7	4.5	1.7	1.1	4.5	2.1											
総水銀 (mg/kg)	<0.01	0.01	0.01	<0.01	0.02	<0.01	<0.01	<0.01	0.07	0.01	<0.01	0.01	<0.01	<0.01	0.02	0.01	<0.01	0.07	0.01											
アルキル水銀 (mg/kg)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01											
PCB (mg/kg)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01											
ノニルフェノール (μg/kg)	<10	<10	-	<10	25	<10	-	-	24	-	-	13	<10	<10	20	14	<10	16	<10											
4-tert-オクチルフェノール (μg/kg)	<1.0	<1.0	-	<1.0	1.0	1.0	-	-	<1.0	-	-	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0											

※pH、乾燥減量、強熱減量以外は乾燥固形物当りの濃度

## (2) 博多湾

博多湾は、湾口が狭く閉鎖性が高いことから外海水との交換が悪く、陸域からの有機物質や栄養塩類が滞留しやすい地形です。

福岡市では、環境基準点 8 地点において、毎月 1 回調査しています。

令和元年度は、生活環境の保全に関する環境基準のうち化学的酸素要求量（COD）については、西部海域の 1 地点と東部海域の 1 地点で環境基準を達成しました。

全窒素、全りんについては、全海域で環境基準を達成しました。人の健康の保護に関する環境基準については、全項目・全調査地点において基準値以下でした。

### ※海域の区分：

東部海域、中部海域、西部海域の 3 海域に区分の上環境基準の類型が指定されており、環境基準点は、東部海域に 2 地点、中部海域及び西部海域に各 3 地点の合計 8 地点設定されています。

### ※生活環境の保全に関する環境基準：

環境基本法第 16 条に基づき、水質汚濁に係る環境上の条件として定められた、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準のことです。COD、pH等の基準値が定められています。全窒素及び全りんに関する環境基準値は、平成 8 年 6 月 14 日付け福岡県告示で類型指定されました。

### ※人の健康の保護に関する環境基準：

環境基本法第 16 条に基づき、水質汚濁に係る環境上の条件として定められた、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準のことです。ひ素、水銀等の基準値が定められています。

### ※化学的酸素要求量

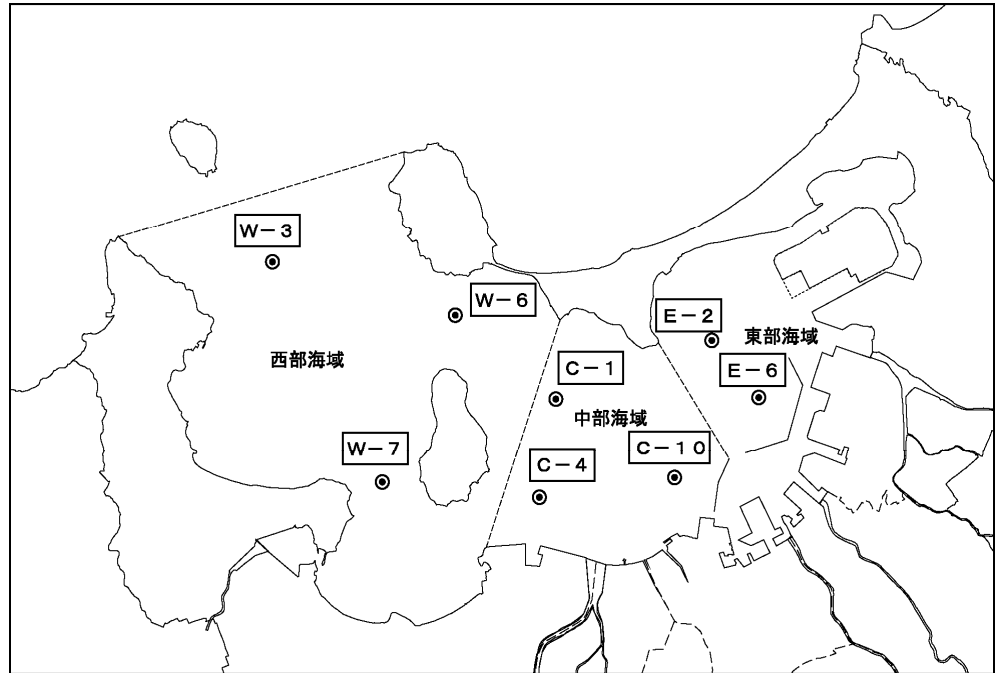
#### (COD)：

水中の有機物等が酸化剤によって酸化されるとき、消費された酸化剤の量をそれに相当する酸素の量で表したものです。数字が大きいたくことは、消費された酸化剤が多いということになり、水中の有機物等が多いことを意味し、汚濁度が高いといえます。CODは海域・湖沼での汚濁の指標として用いられています。

## ●博多湾の諸元（平成 14 年度）

表面積	水量	平均水深	干満の差	流域面積
126 km <sup>2</sup>	13.5 億m <sup>3</sup>	10.7 m	2.20 m	690 km <sup>2</sup>
平均水面	平均水面	平均水面	大潮時干満差	市域外も含む

## ●水質及び底質調査地点図



### ・東部海域

福岡市東区西戸崎二丁目 2905 番地先南端と博多湾西防波堤(以下「西防波堤」という。)北端とを結ぶ直線、西防波堤、西防波堤南端と同市中央区荒津二丁目 3 番 50 号地先北端とを結ぶ直線および海岸線に囲まれた海域

### ・中部海域

福岡市東区大岳四丁目 2898 番地の 20 大岳岬南端と同市西区小戸二丁目 1992 番地の妙見岬北端とを結ぶ直線および海岸線に囲まれた海域であって東部海域に係る部分を除いたもの

### ・西部海域

福岡市東区勝馬 2115 番地先北端と同市西区大字西浦 2467 番地西浦崎北端とを結ぶ直線および海岸線に囲まれた海域であって東部海域および中部海域に係る部分を除いたもの

●博多湾COD75%値\*の環境基準値達成状況及び経年変化

(単位：mg/L)

水域	類型, 達成期間	環境基準値	地点名	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R1年度環境基準達成状況
東部海域	B, ロ	3以下	E-2	3.1	4.5	2.6	3.2	2.8	3.1	2.5	2.7	3.1	3.0	○
			E-6	3.0	4.8	2.7	3.0	2.9	3.2	3.0	2.7	3.2	3.2	×
中部海域	A, ロ	2以下	C-1	2.5	4.0	2.0	2.2	2.3	2.6	2.3	2.3	2.6	2.5	×
			C-4	2.6	3.7	2.6	2.4	2.8	2.7	2.7	2.3	2.4	2.7	×
			C-10	2.7	3.5	2.3	2.5	2.6	2.5	2.7	2.5	2.9	2.7	×
西部海域	A, イ	2以下	W-3	1.6	1.5	1.3	1.2	1.5	1.3	1.4	1.2	1.2	1.3	○
			W-6	2.1	2.8	1.8	1.9	1.9	1.9	2.0	2.1	1.9	2.2	×
			W-7	1.9	3.1	2.1	1.9	2.0	1.8	2.0	1.7	2.0	2.4	×

\*各月の全層平均値を値が小さい順に並べ替えた12個のデータの9番目のデータ

※達成期間の分類は、次のとおり。

「イ」は、直ちに達成

「ロ」は、5年以内で可及的速やかに達成

「ハ」は、5年を超える期間で可及的速やかに達成

●博多湾全窒素の環境基準値達成状況及び経年変化

(単位：mg/L)

水域	類型, 達成期間	環境基準値	地点名	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R1年度環境基準達成状況
東部海域	Ⅲ, ニ	0.6以下	E-2	0.58	0.57	0.55	0.50	0.49	0.50	0.47	0.57	0.53	0.53	○
			E-6	0.56	0.55	0.54	0.51	0.41	0.48	0.48	0.60	0.60	0.59	
			海域平均	0.57	0.56	0.55	0.51	0.45	0.49	0.48	0.59	0.57	0.56	
中部海域	Ⅲ, イ	0.6以下	C-1	0.37	0.42	0.35	0.36	0.33	0.31	0.32	0.38	0.35	0.36	○
			C-4	0.46	0.51	0.43	0.47	0.33	0.39	0.37	0.45	0.38	0.42	
			C-10	0.48	0.53	0.44	0.41	0.38	0.41	0.44	0.43	0.43	0.42	
西部海域	Ⅱ, イ	0.3以下	W-3	0.18	0.20	0.14	0.15	0.14	0.16	0.18	0.14	0.15	0.15	○
			W-6	0.32	0.32	0.28	0.27	0.25	0.27	0.27	0.29	0.26	0.29	
			W-7	0.35	0.37	0.30	0.28	0.28	0.28	0.29	0.26	0.28	0.32	
			海域平均	0.28	0.30	0.24	0.23	0.22	0.24	0.25	0.23	0.23	0.25	○

●博多湾全りんの環境基準値達成状況及び経年変化

(単位：mg/L)

水域	類型, 達成期間	環境基準値	地点名	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R1年度環境基準達成状況
東部海域	Ⅲ, ニ	0.05以下	E-2	0.035	0.040	0.030	0.037	0.033	0.034	0.040	0.039	0.032	0.037	○
			E-6	0.032	0.042	0.027	0.033	0.028	0.032	0.039	0.037	0.038	0.039	
			海域平均	0.034	0.041	0.029	0.035	0.031	0.033	0.040	0.038	0.035	0.038	
中部海域	Ⅲ, イ	0.05以下	C-1	0.021	0.028	0.019	0.023	0.023	0.023	0.027	0.027	0.023	0.024	○
			C-4	0.026	0.033	0.021	0.028	0.024	0.027	0.029	0.028	0.026	0.029	
			C-10	0.026	0.034	0.025	0.027	0.026	0.029	0.037	0.032	0.027	0.029	
西部海域	Ⅱ, イ	0.03以下	W-3	0.013	0.015	0.011	0.013	0.015	0.015	0.016	0.013	0.012	0.011	○
			W-6	0.018	0.024	0.015	0.018	0.018	0.020	0.023	0.021	0.019	0.022	
			W-7	0.021	0.028	0.019	0.021	0.022	0.023	0.028	0.021	0.020	0.024	
			海域平均	0.017	0.022	0.015	0.017	0.018	0.019	0.022	0.018	0.017	0.019	○

※全窒素及び全リンに係る環境基準への適合性の評価については、各海域内の各環境基準点における表層の年間平均値を、当該海域内のすべての基準点について平均した値により行う。

※平成8年6月14日付け福岡県告示第1140号にて、博多湾における窒素及びリンに係る環境基準の類型が指定された。

※全窒素及び全リンに係る環境基準の達成期間の分類は、次のとおり。

「イ」は、直ちに達成。「ニ」は、段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。

①東部海域

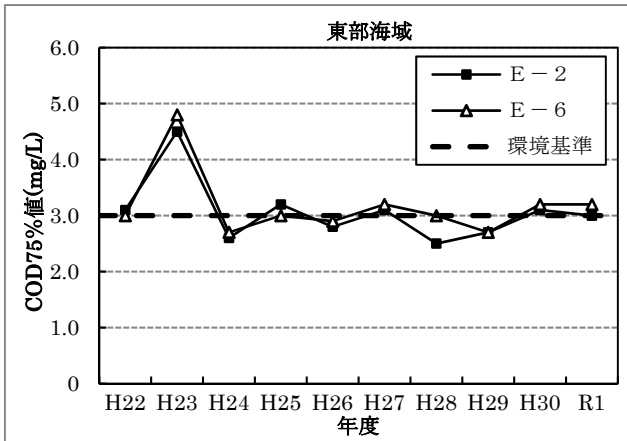
主な流入河川に多々良川、御笠川、那珂川があり、また、東部水処理センターほか5つの下水処理場の放流水※が流入しています。

本海域は博多湾の最奥部に位置しているため外海水との交換が最も悪く、また、博多湾の流入負荷量（COD、全窒素、全りん）の多くが流入していること等から、博多湾3海域の中では、水質各項目の濃度は最高値を示しています。

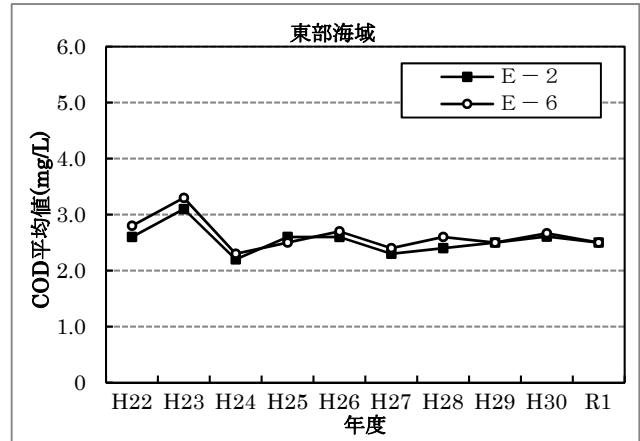
令和元年度は、CODについては2地点のうち1地点は環境基準を達成しました。また、全窒素及び全りんについては、環境基準を達成しました。

経年的には、COD、全窒素、全りん及び全窒素／全りん比（重量比）は概ね横ばい傾向にあります。

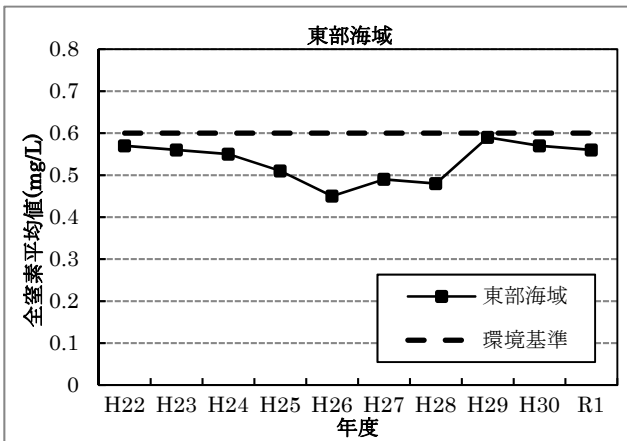
●COD75%値の推移（東部海域）



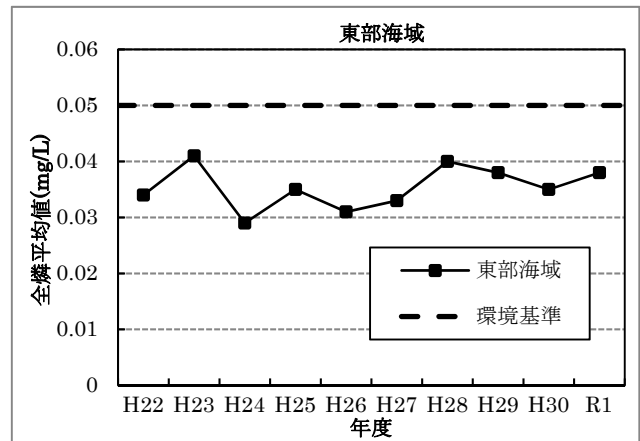
●COD年平均値の推移（東部海域）



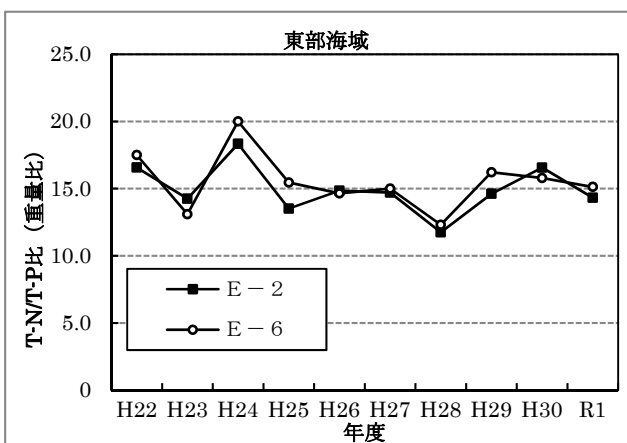
●全窒素濃度の推移（表層）



●全りん濃度の推移（表層）



●全窒素／全りん比（重量比）



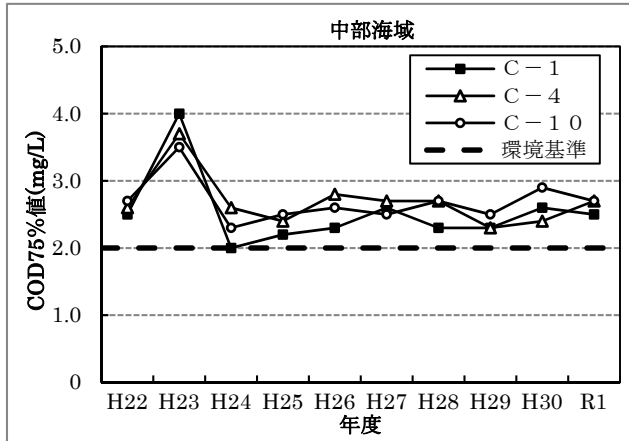
※放流水流入  
 西戸崎水処理センター  
 和白水処理センター  
 東部水処理センター  
 多々良川浄化センター  
 御笠川浄化センター  
 中部水処理センター

## ②中部海域

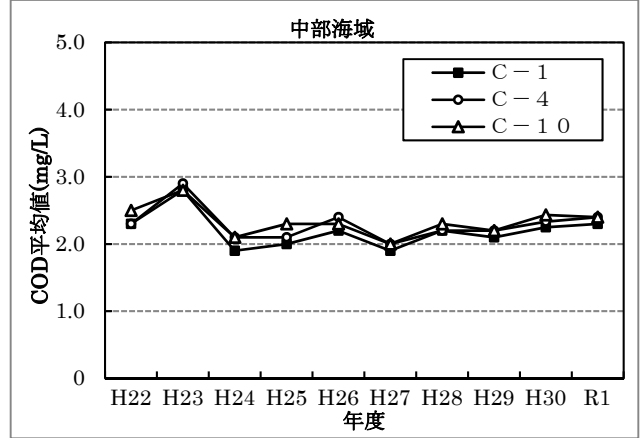
主な流入河川に樋井川、室見川、名柄川があり、西部水処理センターの放流水が流入しています。令和元年度は、CODについては3地点とも環境基準を達成しませんでした。また、全窒素及び全りんについては、環境基準を達成しました。

経年的には、COD、全窒素、全りん及び全窒素／全りん比（重量比）は概ね横ばい傾向にあります。

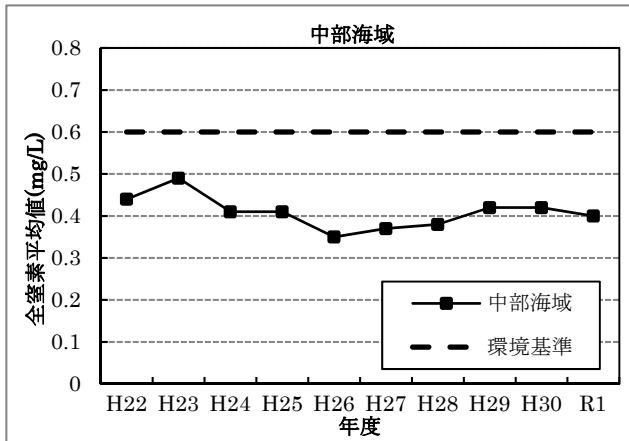
### ●COD75%値の推移（中部海域）



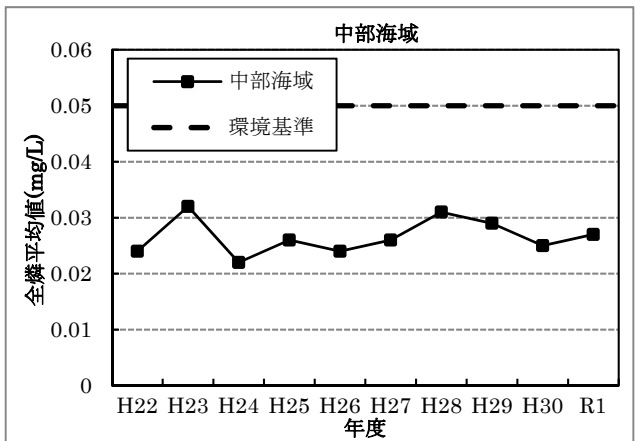
### ●COD年平均値の推移（中部海域）



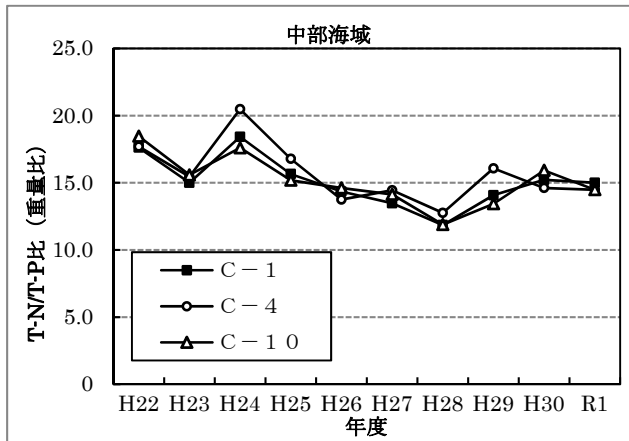
### ●全窒素濃度の推移（表層）



### ●全りん濃度の推移（表層）



### ●全窒素／全りん比（重量比）



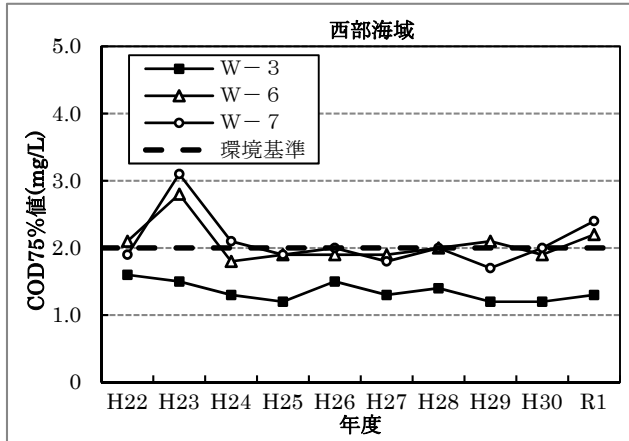
### ③西部海域

主な流入河川に十郎川、瑞梅寺川があり、新西部水処理センターの放流水が流入しています。本海域は湾口部に位置し、外海水との交換も比較的良好です。

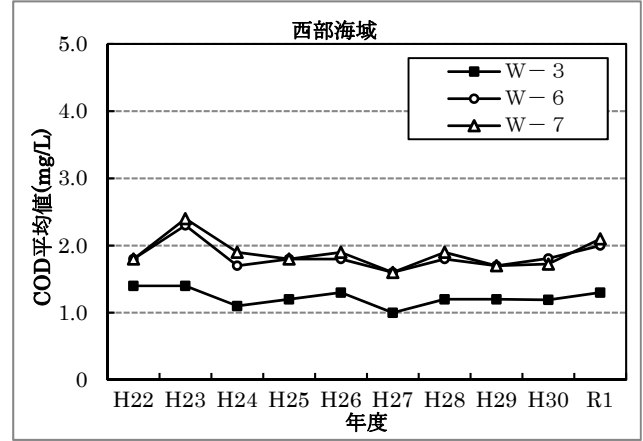
令和元年度は、CODについては3地点のうち1地点は環境基準を達成しました。また、全窒素及び全りんについては、全地点で環境基準を達成しました。

経年的には、COD、全窒素、全りん及び全窒素/全りん比（重量比）は概ね横ばい傾向にあります。

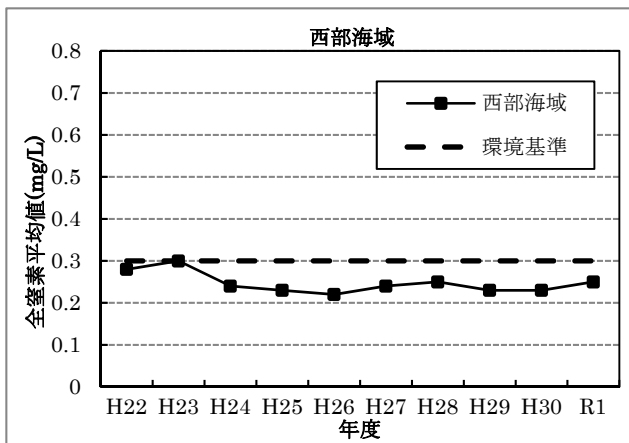
●COD75%値の推移（西部海域）



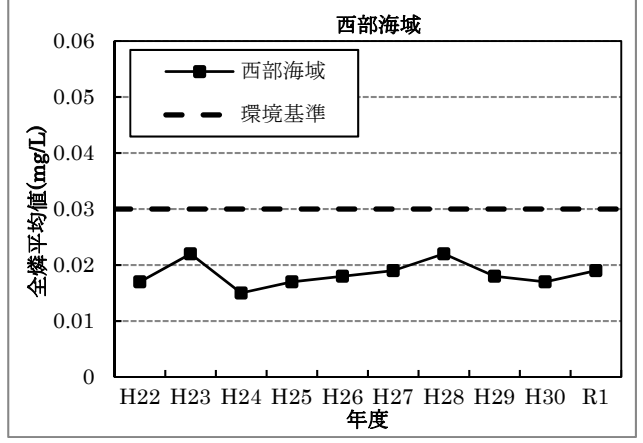
●COD年平均値の推移（西部海域）



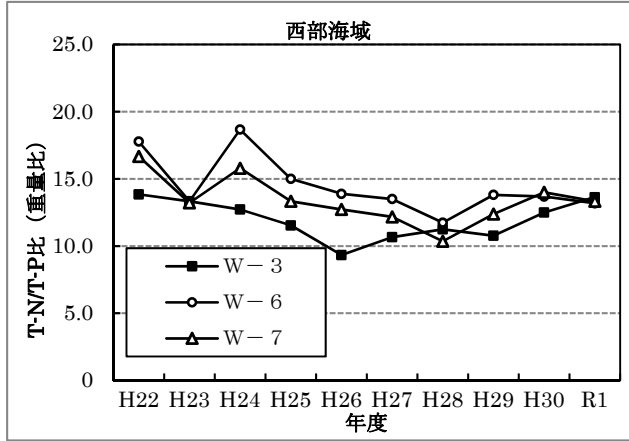
●全窒素濃度の推移（表層）



●全りん濃度の推移（表層）



●全窒素/全りん比（重量比）



(参考) 博多湾水環境に関する詳細データ

① 博多湾COD平均値\*の経年変化

(単位: mg/L)

水域	地点名	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
東部海域	E-2	2.6	3.1	2.2	2.6	2.6	2.3	2.4	2.5	2.6	2.5
	E-6	2.8	3.3	2.3	2.5	2.7	2.4	2.6	2.5	2.7	2.5
中部海域	C-1	2.3	2.8	1.9	2.0	2.2	1.9	2.2	2.1	2.3	2.3
	C-4	2.3	2.9	2.1	2.1	2.4	2.0	2.2	2.2	2.3	2.4
	C-10	2.5	2.8	2.1	2.3	2.3	2.0	2.3	2.2	2.4	2.4
西部海域	W-3	1.4	1.4	1.1	1.2	1.3	1.0	1.2	1.2	1.2	1.3
	W-6	1.8	2.3	1.7	1.8	1.8	1.6	1.8	1.7	1.8	2.0
	W-7	1.8	2.4	1.9	1.8	1.9	1.6	1.9	1.7	1.7	2.1

\*各月の全層平均値を平均したもの

② 博多湾全窒素/全りん比\*の経年変化

水域名	地点名	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
東部海域	E-2	16.57	14.25	18.33	13.51	14.85	14.71	11.75	14.62	16.56	14.32
	E-6	17.50	13.10	20.00	15.45	14.64	15.00	12.31	16.22	15.79	15.13
中部海域	C-1	17.62	15.00	18.42	15.65	14.35	13.48	11.85	14.07	15.22	15.00
	C-4	17.69	15.45	20.48	16.79	13.75	14.44	12.76	16.07	14.62	14.48
	C-10	18.46	15.59	17.60	15.19	14.62	14.14	11.89	13.44	15.93	14.48
西部海域	W-3	13.85	13.33	12.73	11.54	9.33	10.67	11.25	10.77	12.50	13.64
	W-6	17.78	13.33	18.67	15.00	13.89	13.50	11.74	13.81	13.68	13.18
	W-7	16.67	13.21	15.79	13.33	12.73	12.17	10.36	12.38	14.00	13.33

③ 人の健康の保護に関する環境基準項目検査結果 (令和元年度)

(単位: mg/L)

環境基準健康項目	環境基準値	東部海域		中部海域			西部海域		
		E-2	E-6	C-1	C-4	C-10	W-3	W-6	W-7
カドミウム	0.003以下	-	-	<0.0003	<0.0003	<0.0003	-	-	-
全シアン	検出されないこと	-	-	<0.1	<0.1	<0.1	-	-	-
鉛	0.01以下	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	-	-	-
六価クロム	0.05以下	-	-	<0.02	<0.02	<0.02	-	-	-
砒素	0.01以下	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
総水銀	0.0005以下	-	-	<0.0005	<0.0005	<0.0005	-	-	-
アルキル水銀	検出されないこと	-	-	<0.0005	<0.0005	<0.0005	-	-	-
PCB	検出されないこと	-	-	<0.0005	<0.0005	<0.0005	-	-	-
ジクロロメタン	0.02以下	-	-	<0.002	<0.002	<0.002	-	-	-
四塩化炭素	0.002以下	-	-	<0.0002	<0.0002	<0.0002	-	-	-
1,2-ジクロロエタン	0.004以下	-	-	<0.0004	<0.0004	<0.0004	-	-	-
1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	-	-	<0.002	<0.002	<0.002	-	-	-
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	-	-	<0.004	<0.004	<0.004	-	-	-
1,1,1-トリクロロエタン	1以下	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	-	-	-
1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	-	-	<0.0006	<0.0006	<0.0006	-	-	-
トリクロロエチレン	0.01以下	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	-	-	-
テトラクロロエチレン	0.01以下	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	-	-	-
1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	-	-	<0.0002	<0.0002	<0.0002	-	-	-
チウラム	0.006以下	-	-	<0.0006	<0.0006	<0.0006	-	-	-
シマジン	0.003以下	-	-	<0.0003	<0.0003	<0.0003	-	-	-
チオベンカルブ	0.02以下	-	-	<0.002	<0.002	<0.002	-	-	-
ベンゼン	0.01以下	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	-	-	-
セレン	0.01以下	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	-	-	-
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下	0.15	0.13	0.070	0.083	0.097	0.030	0.055	0.053
ふっ素	(0.8以下)	-	-	1.0	1.0	1.1	-	-	-
ほう素	(1以下)	-	-	2.9	3.3	3.2	-	-	-
1,4-ジオキサン	0.05以下	-	-	<0.005	<0.005	<0.005	-	-	-

※海域については、ふっ素、ほう素の環境基準は適用されない。

④ 人の健康の保護に関する要監視項目測定結果（令和元年度）

（単位：mg/L）

要監視項目	指針値 (mg/l)	東部海域		中部海域			西部海域		
		E-2	E-6	C-1	C-4	C-10	W-3	W-6	W-7
クロロホルム	0.06以下	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	-	-	-
トランス-1,2-ジクロエチレン	0.04以下	-	-	<0.0002	<0.0002	<0.0002	-	-	-
1,2-ジクロプロパン	0.06以下	-	-	<0.0002	<0.0002	<0.0002	-	-	-
p-ジクロロベンゼン	0.2以下	-	-	<0.0002	<0.0002	<0.0002	-	-	-
イソキサチオン	0.008以下	-	-	<0.0001	<0.0001	<0.0001	-	-	-
ダイアジノン	0.005以下	-	-	<0.0001	<0.0001	<0.0001	-	-	-
フェニトロチオン	0.003以下	-	-	<0.0001	<0.0001	<0.0001	-	-	-
イソプロチオラン	0.04以下	-	-	<0.0001	<0.0001	<0.0001	-	-	-
オキシ銅	0.04以下	-	-	<0.004	<0.004	<0.004	-	-	-
クロロタロニル	0.05以下	-	-	<0.0001	<0.0001	<0.0001	-	-	-
プロピザミド	0.008以下	-	-	<0.0001	<0.0001	<0.0001	-	-	-
E P N	0.006以下	-	-	<0.0001	<0.0001	<0.0001	-	-	-
ジクロロボス	0.008以下	-	-	<0.0001	<0.0001	<0.0001	-	-	-
フェノブカルブ	0.03以下	-	-	<0.0001	<0.0001	<0.0001	-	-	-
イプロベンホス	0.008以下	-	-	<0.0001	<0.0001	<0.0001	-	-	-
クロルニトロフェン	-	-	-	<0.0001	<0.0001	<0.0001	-	-	-
トルエン	0.6以下	-	-	<0.06	<0.06	<0.06	-	-	-
キシレン	0.4以下	-	-	<0.0002	<0.0002	<0.0002	-	-	-
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06以下	-	-	<0.006	<0.006	<0.006	-	-	-
ニッケル	-	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	-	-	-
モリブデン	0.07以下	0.009	0.010	0.010	0.010	0.009	0.009	0.009	0.009
アンチモン	0.02以下	-	-	<0.0002	<0.0002	<0.0002	-	-	-
塩化ビニルモノマー	0.002以下	-	-	<0.0002	<0.0002	<0.0002	-	-	-
エピクロロヒドリン	0.0004以下	-	-	<0.00004	<0.00004	<0.00004	-	-	-
全マンガン	0.2以下	0.012	0.008	<0.005	0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
ウラン	0.002以下	0.0033	0.0032	0.0032	0.0032	0.0031	0.0032	0.0030	0.0032
クロロホルム*		-	-	<0.001	<0.001	<0.001	-	-	-
フェノール*		-	-	<0.001	<0.001	<0.001	-	-	-
ホルムアルデヒド*		-	-	<0.008	<0.008	<0.008	-	-	-
4-tert-ブチルフェノール*		-	-	<0.00004	<0.00004	<0.00004	-	-	-
アニリン*		-	-	<0.002	<0.002	<0.002	-	-	-
2,4-ジクロロフェノール*		-	-	<0.0003	<0.0003	<0.0003	-	-	-

\*は水生生物の保全にかかる要監視項目

⑤ 水生生物の保全に係る環境基準項目測定結果（令和元年度）

（単位：mg/L）

環境基準健康項目	東部海域	中部海域	西部海域
	E-2	C-4	W-3
全亜鉛	0.002	0.001	<0.001
ノニルフェノール	<0.00006	<0.00006	<0.00006
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	0.0006	0.0006	<0.0006

※数値はすべて年平均値

水生生物の保全に係る環境基準項目は博多湾においては類型指定が無い



⑥ 底質調査結果（令和元年度）

項目	単位	東部海域		中部海域			西部海域		
		E-2	E-6	C-1	C-4	C-10	W-3	W-6	W-7
p H	(-)	7.6	7.8	7.8	7.8	7.9	7.8	7.8	7.8
C O D	(mg/g)	20	14	14	18	8.8	1.5	5.1	7.9
乾燥減量	(%)	63	56	52	57	44	24	46	26
強熱減量	(%)	11	8.9	8.1	9.9	6.3	1.7	6.5	3.2
硫化物	(mg/kg)	170	110	130	140	95	9	64	57
有機炭素	(mg/g)	15	16	10	15	7.1	1.4	4.6	8.8
全窒素	(mg/kg)	1600	1200	1300	1500	840	200	430	700
全りん	(mg/kg)	480	480	520	550	410	310	490	570
カドミウム	(mg/kg)	0.1	0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
シアン化合物	(mg/kg)	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
鉛	(mg/kg)	19	21	15	18	11	4.8	9.8	12
総クロム	(mg/kg)	85	83	78	79	80	21	51	100
六価クロム	(mg/kg)	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1
ひ素	(mg/kg)	7	9	7	7	7	5	5	3
総水銀	(mg/kg)	0.24	0.26	0.18	0.22	0.18	<0.02	0.05	0.08
アルキル水銀化合物	(mg/kg)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
P C B	(mg/kg)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005

※ p H、乾燥減量、強熱減量以外は乾燥試料当りの濃度

⑦ 博多湾の赤潮発生状況

年 度	月 別												発生 件数	延べ 発生 件数	延 日数	
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3				
平成 22		2 (2)	1 (1)	1 (1)	2 (2)	1 (1)	1 (1)							6	(8)	74
平成 23	2 (2)	1 (1)	2 (2)	1 (1)		1 (1)	1 (1)	1 (1)						9	(9)	60
平成 24			1 (1)	2 (2)	2 (3)	1 (1)	1 (1)							6	(8)	104
平成 25		1 (1)	2 (2)	4 (5)	1 (1)	1 (1)								9	(10)	60
平成 26		1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)							1 (1)	6	(6)	55
平成 27	(1)	3 (3)	1 (2)	1 (1)				1 (1)						5	(8)	72
平成 28		1 (1)	2 (2)	1 (1)	5 (5)				1 (1)					10	(10)	66
平成 29		1 (1)						1 (1)						2	(2)	8
平成 30			1 (1)	1 (1)										2	(2)	25
令和 元		1 (1)	1 (2)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)						5	(8)	74

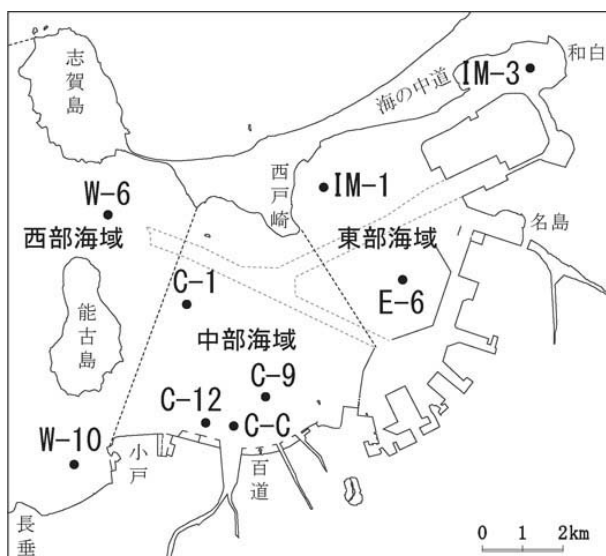
※各欄上段は、月別発生件数。上段の（ ）内は、延べ発生件数

下段の数値は赤潮発生日の合計件数

※水産庁九州漁業調整事務所及び福岡県水産海洋技術センターの調査結果（暦年）を年度別にまとめ直した

③令和元年度博多湾貧酸素発生状況調査結果

(調査地点)



※W-6、E-6、C-1 は環境基準点

海底上 0.1m の DO の観測結果と気象状況 (令和元年度)

調査項目	調査地点		調査日								平均値	最大値	最小値	
			5/17	5/30	6/21	7/22	8/19	9/12	9/25	10/10				10/24
底層 DO の測定結果 [mg/L]	西部海域	W-6	7.2	6.7	5.6	6.3	5.1	4.3	5.1	6.4	6.4	5.9	7.2	4.3
		W-10	6.3	5.1	3.0	3.1	2.4	0.4	3.4	3.0	5.5	3.6	6.3	0.4
	中部海域	C-1	7.4	6.5	5.4	5.6	5.0	3.6	5.4	6.0	6.1	5.7	7.4	3.6
		C-9	4.7	4.6	2.2	3.0	2.3	0.1	4.3	5.7	3.8	3.4	5.7	0.1
		C-12	4.7	3.8	2.0	3.8	1.8	0.5	3.8	6.1	5.2	3.5	6.1	0.5
	東部海域	C-C	5.0	4.5	1.6	2.9	1.4	0.6	3.2	6.3	4.3	3.3	6.3	0.6
		E-6	4.6	6.1	1.9	3.0	2.9	1.7	4.2	6.5	3.1	3.8	6.5	1.7
		IM-1	8.1	7.1	2.3	3.3	2.4	1.6	6.1	7.6	6.3	5.0	8.1	1.6
		IM-3	6.9	5.2	4.8	1.1	3.2	2.2	3.6	6.5	5.3	4.3	6.9	1.1
	各月の平均値			5.8	3.2	3.6	2.9	1.7	4.3	6.0	5.1	4.1	6.0	1.7
気象状況	月平均気温 [°C]	元年度	21.1	23.4	26.4	28.0	25.9	20.5	24.2					
		平年値	19.4	23.0	27.2	28.1	24.4	19.2	23.6					
	月降水量 [mm]	元年度	42.0	94.0	295.5	497.0	136.0	136.5	1201.0 <sup>※</sup>					
		平年値	142.5	254.8	277.9	172.0	178.4	73.7	1099.3 <sup>※</sup>					
	月平均全天日射量 [MJ/m <sup>2</sup> ・日]	元年度	21.3	19.4	14.8	14.8	14.4	12.1	16.1					
		平年値	17.9	16.2	16.9	17.6	14.4	12.5	15.9					
	最大風速 10m/s以上の出現日数	元年度	0	1	0	2	6	2						
		平年値	0.7	0.4	0.6	1.1	1.6	1.2						

注1) 表中の■は3.6mg/L以下(貧酸素)を表す。  
 注2) 平年値は、1981年～2010年の平均値である。  
 ※: 5～10月の合計値を表す。

海底の正常な底生生物の分布が危うくなる底層 DO3.6mg/L (2.5mL/L より換算) 以下を貧酸素とした。  
 出典:「シンポジウム「貧酸素水塊」のまとめ」, 柳哲雄, 沿岸海洋研究ノート (1989)

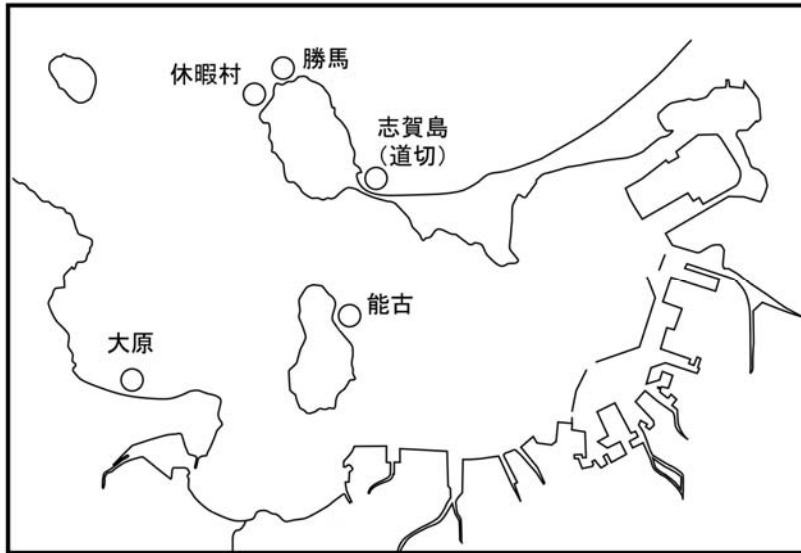
### (3) 海水浴場

市内の主要な5海水浴場については、毎年、遊泳期間前及び遊泳期間中に水質調査を実施し、水浴利用の適否を判定しています。

令和元年度の調査結果について、志賀島及び勝馬では期間前及び期間中ともに適、休暇村では期間前が適で期間中は可、大原、能古では期間前及び期間中ともに可であり、全ての海水浴場が水浴場として利用可能な状況でした。腸管出血性大腸菌O157も検出されておられません。

また、海水及び空気中の放射性物質についても調査し、水浴に支障がないことを確認しました。

#### ● 海水浴場調査地点図



#### ● 海水浴場の水質判定基準

区	分	ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質AA	不検出 (検出限界 2個/100mL)	油膜が認められない	2 mg/L 以下	全透(1m 以上)
	水質A	100 個/100mL 以下	油膜が認められない	2 mg/L 以下	全透(1m 以上)
可	水質B	400 個/100mL 以下	常時は油膜が認められない	5 mg/L 以下	1m 未満～50cm
	水質C	1,000 個/100mL 以下	常時は油膜が認められない	8 mg/L 以下	1m 未満～50cm
不適		1,000 個/100mL を 超えるもの	常時油膜が認められる	8 mg/L 超	50cm 未満

① 海水浴場水質調査結果（令和元年度）

海水浴場名	期 間	ふん便性 大腸菌群数 (個/100mL)	油膜の 有無	COD (mg/L)	透明度	判定	(参考) O157
休 暇 村	遊泳期間前	<2	な し	1.8	1 m 以上	適・水質AA	不検出
	遊泳期間中	<2	な し	2.6	1 m 以上	可・水質B	不検出
勝 馬	遊泳期間前	<2	な し	1.9	1 m 以上	適・水質AA	不検出
	遊泳期間中	4	な し	1.9	1 m 以上	適・水質A	不検出
志賀島 (道切)	遊泳期間前	<2	な し	2.0	1 m 以上	適・水質AA	不検出
	遊泳期間中	<2	な し	1.7	1 m 以上	適・水質AA	不検出
大 原	遊泳期間前	2	な し	2.5	1 m 以上	可・水質B	不検出
	遊泳期間中	17	な し	2.3	1 m 以上	可・水質B	不検出
能 古	遊泳期間前	<2	な し	2.5	1 m 以上	可・水質B	不検出
	遊泳期間中	75	な し	3.7	1 m 以上	可・水質B	不検出

② 海水浴場放射性物質調査（令和元年度）（遊泳期間前、遊泳期間中）

海水浴場名	表層		下層	
	ヨウ素131	セシウム134 セシウム137	ヨウ素131	セシウム134 セシウム137
指 針 値	—	10Bq/L	—	10Bq/L
休 暇 村	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず
勝 馬	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず
志賀島（道切）	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず
大 原	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず
能 古	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず

※指針値：環境省が「水浴場の放射性物質に関する指針について（平成24年6月改訂）」において示した値

※ゲルマニウム半導体検出器を用い測定

検出下限値：放射性ヨウ素131 0.6Bq/L 放射性セシウム 0.6Bq/L

※水深約1.5メートル地点における表層・下層の海水を採水

③ 令和元年度空气中の放射線量調査結果（遊泳期間前、遊泳期間中）

（単位：μSv/h）

海水浴場名	測定値		
	地表面	地上50cm	地上1m
休 暇 村	0.06	0.06	0.05～0.07
勝 馬	0.03～0.04	0.04	0.03～0.04
志賀島（道切）	0.05～0.06	0.04～0.06	0.05～0.06
大 原	0.05	0.05	0.05
能 古	0.04～0.06	0.04～0.05	0.04～0.05

※休暇村3地点、勝馬3地点、志賀島2地点、大原3地点、能古2地点で調査を実施

※TCS-172B（NaIシンチレーションサーベイメータ）を用いて、時定数30秒において地表面から1cm、50cm、1mの高さで1分30秒保持後、30秒毎に5回数値を読み取る。5回の平均をその地点の空間放射線量率（μSv/h）とする。

#### (4) 地下水

福岡市では、環境基準に定められている重金属及び揮発性有機化合物など 28 項目について地下水調査を実施し、水質を監視しています。

調査の種類は、全体的な福岡市の状況を把握するための概況調査、概況調査で環境基準を超過した項目があった場合に周辺の汚染の広がりや原因を把握するための汚染井戸周辺地区調査、地域的な汚染を継続的に監視する継続監視調査、及び必要に応じて行うその他の調査があり、全体及び詳細を把握するよう努めています。

##### ① 概況調査

地下水の水質の状況を全体的に把握するため、基準地域メッシュ（1辺約1km）を利用した調査区画について、各区画1井戸の概況調査をしています。令和元年度は第四次概況調査(平成29～令和3年度)の3年目にあたり、16井戸で調査を行いました。その結果、2井戸で環境基準を超過していました。

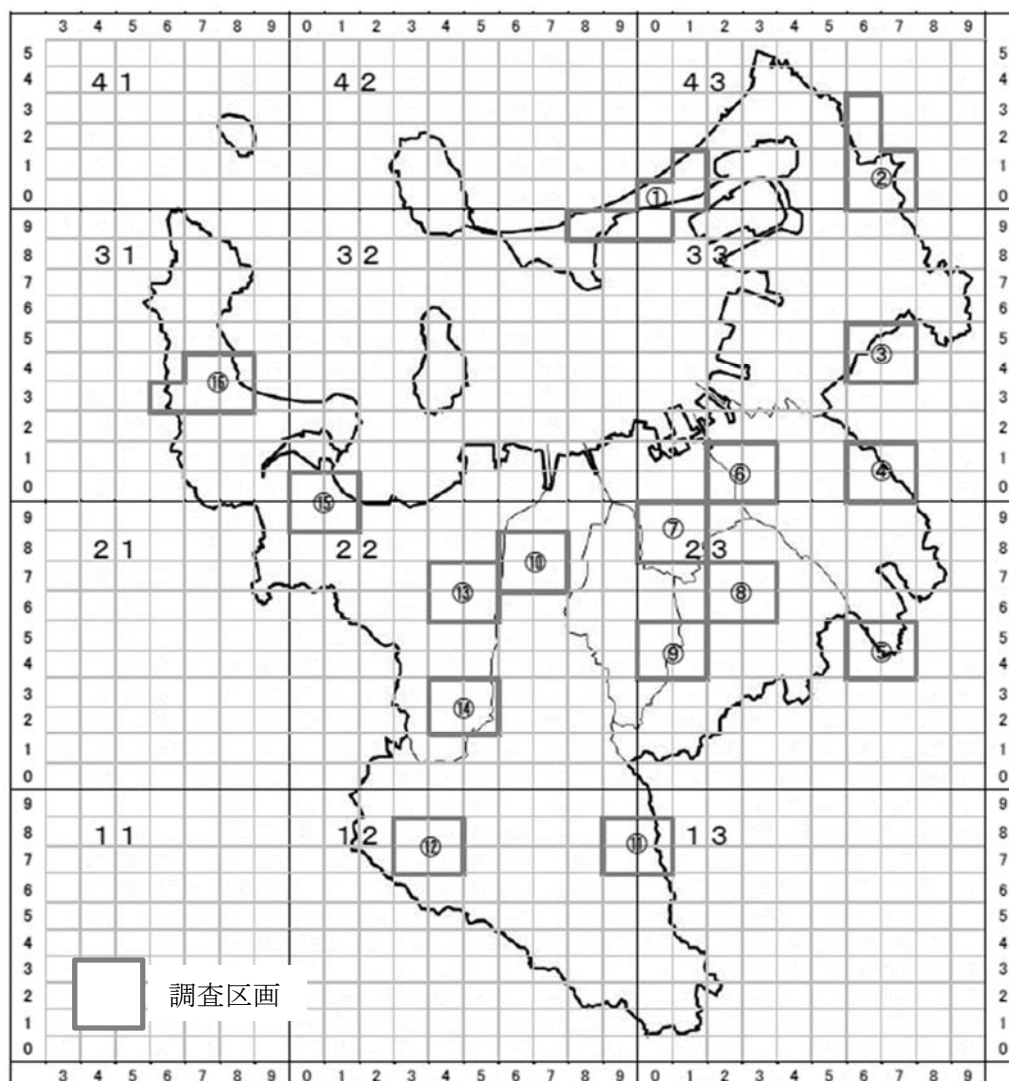
##### ② 汚染井戸周辺地区調査

概況調査で汚染が判明した井戸及びその周辺の井戸（合計5井戸）で調査を行いました。その結果、概況調査で基準超過が確認された井戸のみ環境基準を超過し、周辺井戸では基準超過はありませんでした。

##### ③ 継続監視調査

令和元年度は25井戸で継続監視調査を行いました。その結果、10井戸で環境基準を超過していました。

令和元年度概況調査実施地域図



●地下水質調査結果総括表（令和元年度）

調査区分	調査井戸数	基準超過井戸数	項目別基準超過井戸延数内訳		
			重金属等	揮発性有機化合物	その他
概況調査	16	2	2	0	0
汚染井戸周辺地区調査	5	1	1	0	0
継続監視調査	25	10	1	9	0
その他の調査	3	0	0	0	0
合計	49	13	4	9	0

※重金属等：カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、セレン、ふっ素、ほう素

※揮発性有機化合物：ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、クロロエチレン、1, 1-ジクロロエチレン、1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ベンゼン、1, 3-ジクロロプロペン及び1, 4-ジオキサソ

※その他：PCB、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

●概況調査結果（令和元年度）

調査項目	調査井戸数	基準超過井戸数	環境基準（mg/L）
カドミウム	16	0	0.003
全シアン	16	0	検出されないこと
鉛	16	1	0.01
六価クロム	16	0	0.05
砒素	16	0	0.01
総水銀	16	0	0.0005
アルキル水銀	16	0	検出されないこと
P C B	16	0	検出されないこと
ジクロロメタン	16	0	0.02
四塩化炭素	16	0	0.002
クロロエチレン	16	0	0.002
1, 2-ジクロロエタン	16	0	0.004
1, 1-ジクロロエチレン	16	0	0.1
1, 2-ジクロロエチレン	16	0	0.04
1, 1, 1-トリクロロエタン	16	0	1
1, 1, 2-トリクロロエタン	16	0	0.006
トリクロロエチレン	16	0	0.01
テトラクロロエチレン	16	0	0.01
1, 3-ジクロロプロペン	16	0	0.002
チウラム	16	0	0.006
シマジン	16	0	0.003
チオベンカルブ	16	0	0.02
ベンゼン	16	0	0.01
セレン	16	0	0.01
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	16	0	10
ふっ素	16	1	0.8
ほう素	16	0	1
1, 4-ジオキサン	16	0	0.05

●汚染井戸周辺地区調査結果（令和元年度）

調査項目	調査井戸数	基準超過井戸数	汚染原因
鉛	5	1	配管由来と推定

●継続監視調査内訳（令和元年度）

調査項目	調査井戸数	基準超過井戸数
四塩化炭素	5	1
クロロエチレン	22	3
1, 1-ジクロロエチレン	22	0
1, 2-ジクロロエチレン	22	4
1, 1, 1-トリクロロエタン	19	0
トリクロロエチレン	22	5
テトラクロロエチレン	22	8
六価クロム	3	1

●継続監視調査結果（令和元年度）

(mg/L)

No.	地点名	六価クロム	四塩化炭素	クロロエチレン	1,1-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン
1	香椎駅前①	-	<0.0002	<0.0002	<0.0001	0.0032	<0.0005	0.001	<0.0005
2	香椎駅前②	-	<0.0002	<0.0002	<0.0001	<0.0002	<0.0005	<0.001	<0.0005
3	香椎駅前③	-	0.0028	0.0057	0.012	1.3	<0.0005	40	2.6
4	土井	-	-	0.0036	0.0001	0.056	<0.0005	0.005	0.013
5	原田	-	-	<0.0002	<0.0001	<0.0002	<0.0005	<0.001	<0.0005
6	井尻	-	-	0.0002	<0.0001	0.008	<0.0005	0.009	0.026
7	中尾	-	-	0.0003	<0.0001	0.013	<0.0005	0.012	0.11
8	花畑①	-	-	0.22	0.0029	0.58	<0.0005	0.099	0.25
9	花畑②	-	-	<0.0002	<0.0001	0.0027	<0.0005	0.001	0.0021
10	皿山	-	-	<0.0002	<0.0001	0.0043	<0.0005	<0.001	0.0071
11	桧原	-	0.0014	<0.0002	<0.0001	<0.0002	<0.0005	<0.001	<0.0005
12	田島①	-	-	<0.0002	<0.0001	<0.0002	<0.0005	<0.001	<0.0005
13	田島②	-	-	<0.0002	0.0001	0.093	<0.0005	0.026	5.3
14	茶山①	-	-	<0.0002	<0.0001	<0.0002	<0.0005	<0.001	<0.0005
15	茶山②	-	-	<0.0002	<0.0001	<0.0002	<0.0005	<0.001	<0.0005
16	南庄	-	<0.0002	<0.0002	0.0004	0.0005	0.0006	0.001	0.18
17	今宿駅前	-	-	<0.0002	<0.0001	0.0067	<0.0005	0.012	<0.0005
18	今宿東	-	-	<0.0002	<0.0001	0.0039	<0.0005	0.002	<0.0005
19	周船寺	-	-	<0.0002	<0.0001	<0.0002	<0.0005	<0.001	<0.0005
20	博多駅南①	0.30	-	-	-	-	-	-	-
21	博多駅南②	<0.005	-	-	-	-	-	-	-
22	博多駅南③	<0.005	-	-	-	-	-	-	-
23	那の川	-	-	<0.0002	<0.0001	0.0002	-	<0.001	0.026
24	下山門①	-	-	<0.0002	<0.0001	0.0002	-	<0.001	0.0063
25	下山門②	-	-	<0.0002	<0.0001	0.0002	-	<0.001	0.0048
環境基準値		0.05	0.002	0.002	0.1	0.04	1	0.01	0.01
定量下限(mg/L)		0.005	0.0002	0.0002	0.0001	0.0002	0.0005	0.001	0.0005

※数値はすべて平均値(測定は年2回、ただしNo.1、No.3、No.6、No.7は年1回)

※網掛けは環境基準超過



### 3 土壌環境（土壌汚染対策法関連）

平成15年2月15日に土壌汚染対策法が施行され、一定の機会を捉えて土地の所有者等が土壌汚染状況調査を行うこととなりました。本市では、提出された土壌汚染状況調査結果報告書により判明した土壌汚染について、土壌汚染対策の指導などを実施しています。

#### ●令和元年度土壌汚染対策法の施行状況

手続き種別	平成29年度	平成30年度	令和元年度
法第3条第1項 <sup>※1</sup> 調査報告件数	0件	3件	1件
法第3条第1項ただし書きの確認 <sup>※2</sup> 通知件数	6件	11件	4件
法第3条第7項 <sup>※3</sup> ・第4条第1項届出 <sup>※4</sup> 件数	75件	74件	82件
法第3条第8項 <sup>※5</sup> ・第4条第3項調査命令 <sup>※6</sup> 件数	2件	1件	13件
法第5条調査命令 <sup>※7</sup> 件数	0件	0件	0件
要措置区域等指定 <sup>※8</sup> 件数（追加指定は含まない）	6件	7件	4件
要措置区域等解除 <sup>※9</sup> 件数（全部解除のみ）	4件	2件	3件
法第14条指定の申請 <sup>※10</sup> 件数	6件	8件	4件

※1 有害物質使用特定施設の廃止時に行う土地の土壌調査の報告

※2 法第3条に基づく土壌調査報告が一時的に免除する通知

※3 法第3条第1項ただし書きの確認を受けた土地で、900㎡以上の土地の形質変更時に行う届出（平成31年4月1日以降）

※4 3,000㎡以上の土地の形質変更時に行う届出

※5 法第3条第7項届出をした場合の土地の土壌調査命令（平成31年4月1日以降）

※6 法第4条第1項届出をした土地に土壌汚染のおそれがある場合の土壌調査命令

※7 土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがある場合の土壌調査命令

※8 土壌調査の結果、特定有害物質による汚染状態が指定基準を超過した場合の区域の指定

※9 指定区域において、汚染の除去等の措置により区域の全部又は一部についてその事由がなくなつたと認められる場合の区域の解除

※10 自主調査に基づく指定の申請

#### ●要措置区域等指定の状況（令和元年度末現在）

区分	東区	博多区	中央区	南区	城南区	早良区
件数	7	5	2	1	2	2

※件数は、要措置区域及び形質変更時要届出区域の合計

## 4 音環境

騒音・振動は身近な生活環境問題であり、工場・事業場、建設作業、各種交通機関などからの騒音や振動、移動販売車及び飲食店などの深夜営業に伴う騒音、エアコンの室外機などの一般家庭における生活から発生する騒音など多岐にわたり、苦情相談も数多くあります。

福岡市では、自動車、航空機、新幹線鉄道、在来鉄道の騒音や、道路交通、新幹線鉄道及び在来鉄道の振動について定期的に測定しています。

### ◆「環境基準」について◆

環境基本法第16条第1項の規定に基づく騒音に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準（以下「環境基準」という。）が定められています。

騒音に係る環境基準については、下記のとおり地域の類型に応じてそれぞれ基準値が定められています。

- 1 騒音に係る環境基準（自動車騒音を含む）
- 2 航空機騒音に係る環境基準
- 3 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

なお、振動に係る環境基準は設定されていません。

### (1) 自動車騒音・道路交通振動

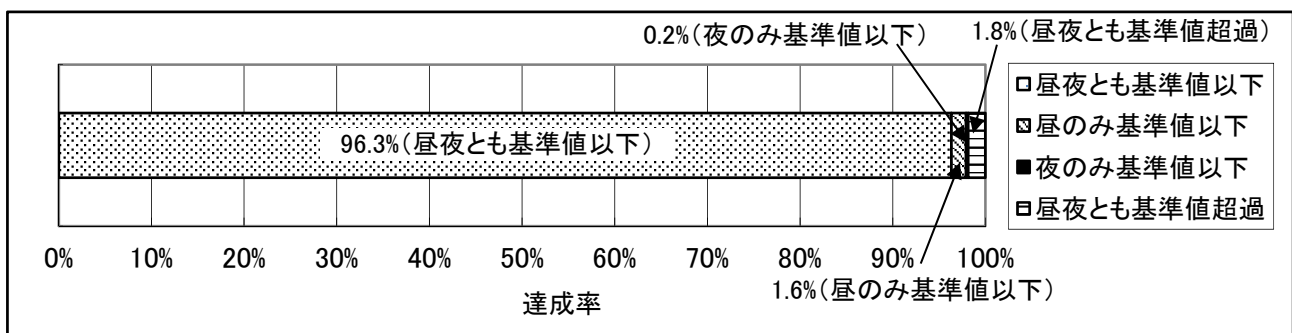
福岡市では、平成29年度からの5年間で521区間（405.8km）について自動車騒音の常時監視を行う5か年計画を策定しており、令和元年度は、計画の3年目にあたります。

令和元年度は、幹線道路の道路端での騒音測定等を53地点で実施するとともに、521区間で道路から50mの範囲にある住居等の約23万2千戸について騒音レベルを推計し、環境基準の達成状況を評価しました。その結果、沿道住居等の96.3%で昼夜とも環境基準を達成しました。

道路交通振動については、11地点で振動レベルを測定しましたが、要請限度を超える地点はありませんでした。

#### ●令和元年度 道路に面する地域における環境基準の達成状況（昼夜別）

	環境基準達成状況（総戸数 231,920 戸）			
	昼夜とも基準値以下	昼のみ基準値以下	夜のみ基準値以下	昼夜とも基準値超過
戸数	223,414 戸	3,677 戸	539 戸	4,290 戸
達成率	96.3%	1.6%	0.2%	1.8%



### ◆「道路に面する地域における環境基準の評価」について◆

道路に面する地域の環境基準の評価は、個別の住居等が影響を受ける騒音レベルによることを基本とし、住居等の用に供される建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルによって評価することとされています。また、評価手法は、等価騒音レベル(L<sub>Aeq</sub>)によることとされています。

●令和元年度 自動車騒音測定結果（継続測定路線）

（単位：デシベル）

地点番号	路線名	調査単位 区間番号	測定地点住所	測定結果(L <sub>Aeq</sub> )		(参考)環境基準		(参考)要請限度	
				昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
1	一般国道3号	10010-4	東区松香台1丁目24	76	71	70	65	75	70
2	一般国道3号	10090-1	博多区千代3丁目18	72	66	70	65	75	70
3	一般国道3号 (博多バイパス)	10210-1	東区原田4丁目33	72	69	70	65	75	70
4	一般国道202号	10305-1	中央区赤坂2丁目4	67	66	70	65	75	70
5	一般国道202号	10390-4	西区今宿青木	73	68	70	65	75	70
6	一般国道202号	10410-1	西区周船寺3丁目19	71	69	70	65	75	70
7	一般国道202号 (外環状線)	10490-1	南区桧原1丁目30	69	64	70	65	75	70
8	福岡筑紫野線	40090-3	南区高宮2丁目3	70	67	70	65	75	70
9	堅粕西新2号線	80180-1	中央区鳥飼1丁目4	68	64	70	65	75	70
10	清水干隈線	80210-4	南区長住3丁目2	67	62	65	60	75	70
11	千代今宿線	80260-2	早良区高取1丁目1	65	63	70	65	75	70

●令和元年度 道路交通振動測定結果

（単位：デシベル）

地点番号	路線名	調査単位 区間番号	測定地点住所	測定結果(L <sub>10</sub> )		要請限度	
				昼間	夜間	昼間	夜間
1	一般国道3号	10010-4	東区松香台1丁目24	41	36	65	60
2	一般国道3号	10090-1	博多区千代3丁目18	44	41	70	65
3	一般国道3号 (博多バイパス)	10210-1	東区原田4丁目33	42	40	70	65
4	一般国道202号	10305-1	中央区赤坂2丁目4	41	36	70	65
5	一般国道202号	10390-4	西区今宿青木	43	37	65	60
6	一般国道202号	10410-1	西区周船寺3丁目19	44	40	70	65
7	一般国道202号 (外環状線)	10490-1	南区桧原1丁目30	34	30	65	60
8	福岡筑紫野線	40090-3	南区高宮2丁目3	41	37	70	65
9	堅粕西新2号線	80180-1	中央区鳥飼1丁目4	46	39	65	60
10	清水干隈線	80210-4	南区長住3丁目2	37	31	65	60
11	千代今宿線	80260-2	早良区高取1丁目1	37	34	70	65

◆自動車騒音及び道路交通振動の環境省令で定める限度（要請限度）について ◆

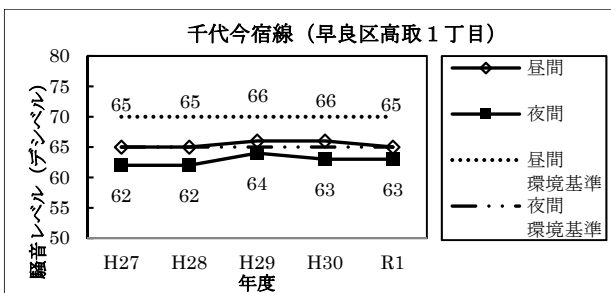
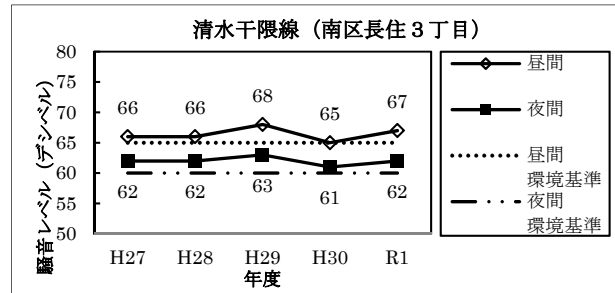
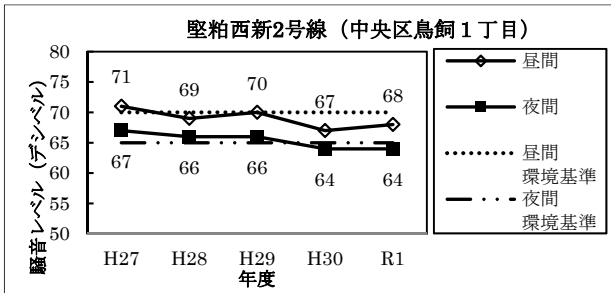
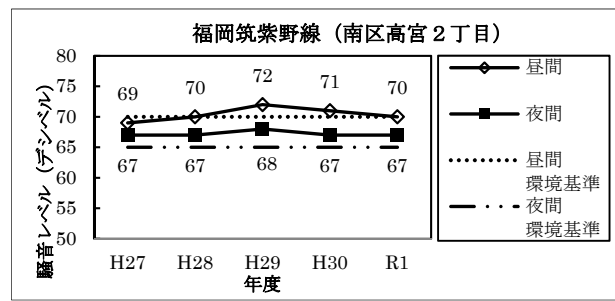
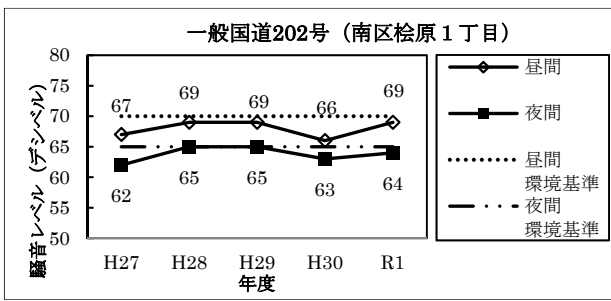
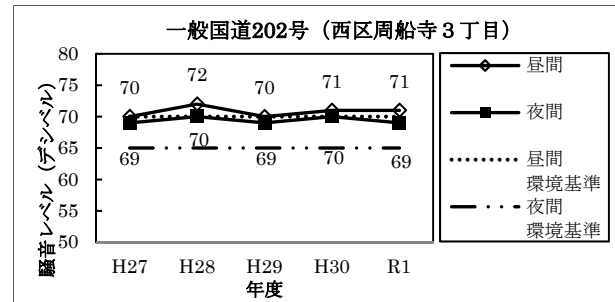
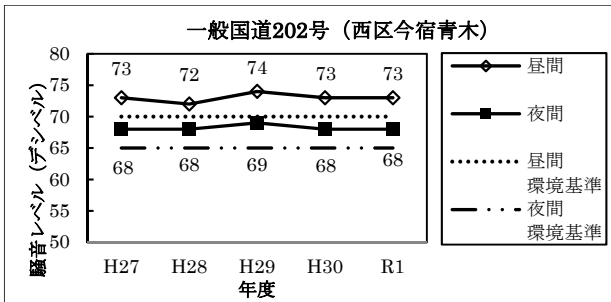
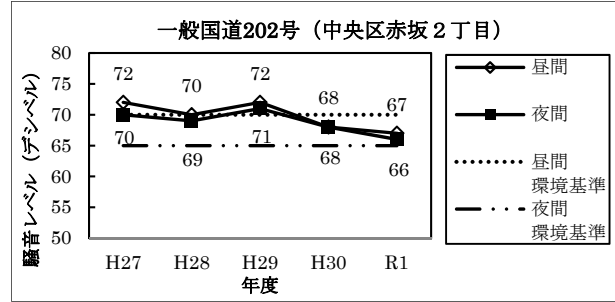
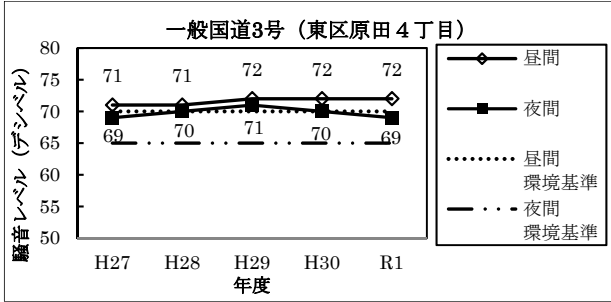
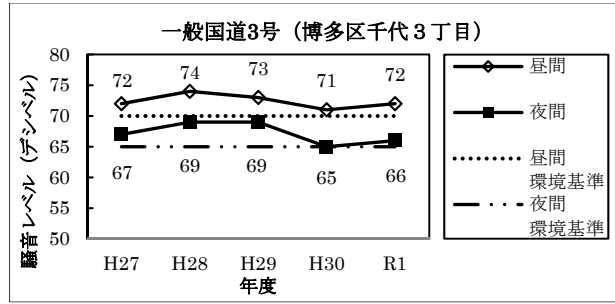
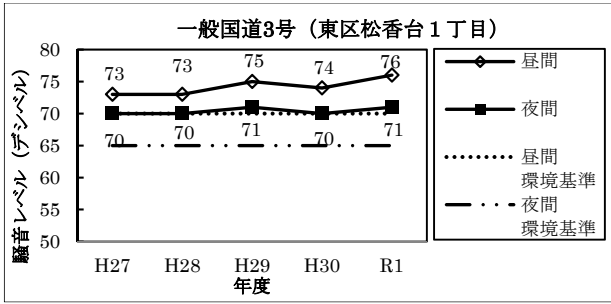
●自動車騒音の要請限度

騒音規制法において、生活環境が著しく損なわれている場合に、公安委員会に対して道路交通法の規定による措置を要請できる環境省令で定める限度です。

●道路交通振動の要請限度

振動規制法において、生活環境が著しく損なわれている場合に、道路管理者に対して道路交通振動の防止のための措置や公安委員会に対して道路交通法の規定による措置等を要請できる環境省令で定める限度です。

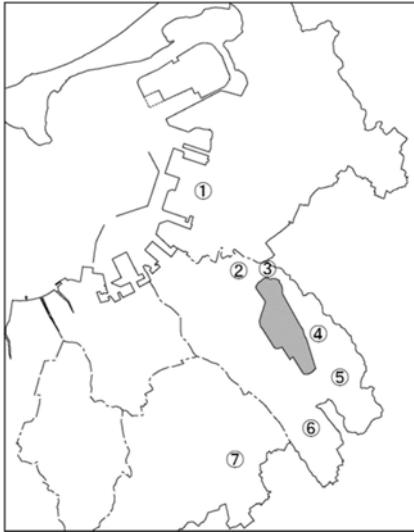
●自動車騒音の経年変化（継続測定路線）



## (2) 航空機騒音

航空機騒音について、令和元年度は空港周辺の7地点について年2回の測定を実施しました。その結果、3地点で環境基準を達成しました。

### ●航空機騒音測定地点



地点番号	測定地点	測定場所
①	東箱崎小学校	東区箱崎5丁目11-20
②	東吉塚公民館	博多区吉塚6丁目6-10
③	大井集会所	博多区大井2丁目10-15
④	席田会館	博多区東平尾2丁目20-1
⑤	月隈公民館	博多区月隈3丁目27-3
⑥	板付公民館	博多区麦野1丁目29-12
⑦	野多目小学校	南区野多目2丁目6-1

### ●令和元年度航空機騒音測定結果

(単位：デシベル)

地点番号	測定地点	測定期間	地域類型	測定結果(L <sub>den</sub> )	環境基準
①	東箱崎小学校	R1.5.31~6.6 R1.12.1~12.7	Ⅱ	<b>64</b>	62
②	東吉塚公民館	R1.7.3~7.8,7.10 R2.1.9~1.13,1.19~1.20	Ⅱ	59	62
③	大井集会所	R1.6.19~6.25 R1.12.13~12.18,12.20	Ⅱ	61	62
④	席田会館	R1.5.31~6.6 R1.12.1~12.7	Ⅱ	<b>65</b>	62
⑤	月隈公民館	R1.7.5~7.11 R1.12.13~12.18,12.20	Ⅱ	<b>67</b>	62
⑥	板付公民館	R1.7.17~7.23 R2.1.25~1.27,1.29~2.1	I	<b>59</b>	57
⑦	野多目小学校	R1.9.6~9.12 R2.2.1~2.3,2.5~2.6,2.8~2.9	I	50	57

※太数字 は環境基準を超えるもの

※測定結果は測定期間全日のエネルギー平均値

- ②R1.7.9 東吉塚公民館：測定地点近くで工事が実施されていたため欠測。  
R2.1.14~1.18 東吉塚公民館：測定地点近くで工事が実施されていたため欠測。
- ③R1.12.19 大井集会所：運行状況の変更（エンジントラブルによる滑走路閉鎖）があったため欠測。
- ⑤R1.12.19 月隈公民館：運行状況の変更（エンジントラブルによる滑走路閉鎖）があったため欠測。
- ⑥R2.1.28 板付公民館：測定機器不調のため欠測。
- ⑦R2.2.4 野多目小学校：人の声及び車のクラクションの影響のため欠測。  
R2.2.7 野多目小学校：人の声の影響のため欠測。

#### ◆「航空機騒音に係る環境基準」について◆

航空機騒音に係る環境基準は、L<sub>den</sub>で評価します。L<sub>den</sub>とは時間帯補正等価騒音レベルのことで、航空機に伴う飛行騒音や地上騒音を時間帯によって重み付けし、1日の航空機騒音レベルを評価した指標であり、単位はデシベルで表します。

環境基準値は、東区・博多区・中央区・南区のうち、都市計画法に基づく用途地域が第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域の地域をⅠ類型に、その他の地域をⅡ類型に当てはめ、各地域の類型毎に定められています。

### (3) 鉄道騒音・振動

#### ①新幹線鉄道

令和元年度は、山陽新幹線 4 地域 7 地点、九州新幹線 2 地域 4 地点の計 6 地域 11 地点で騒音・振動を測定しました。

その結果、騒音については軌道中心から 12.5m 地点の 3 地点、25m 地点の 3 地点で環境基準を超過し、残り 5 地点では環境基準を達成しました。

振動については、全地点で「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について(勧告)」の指針値 (70 デシベル以下) 以下でした。

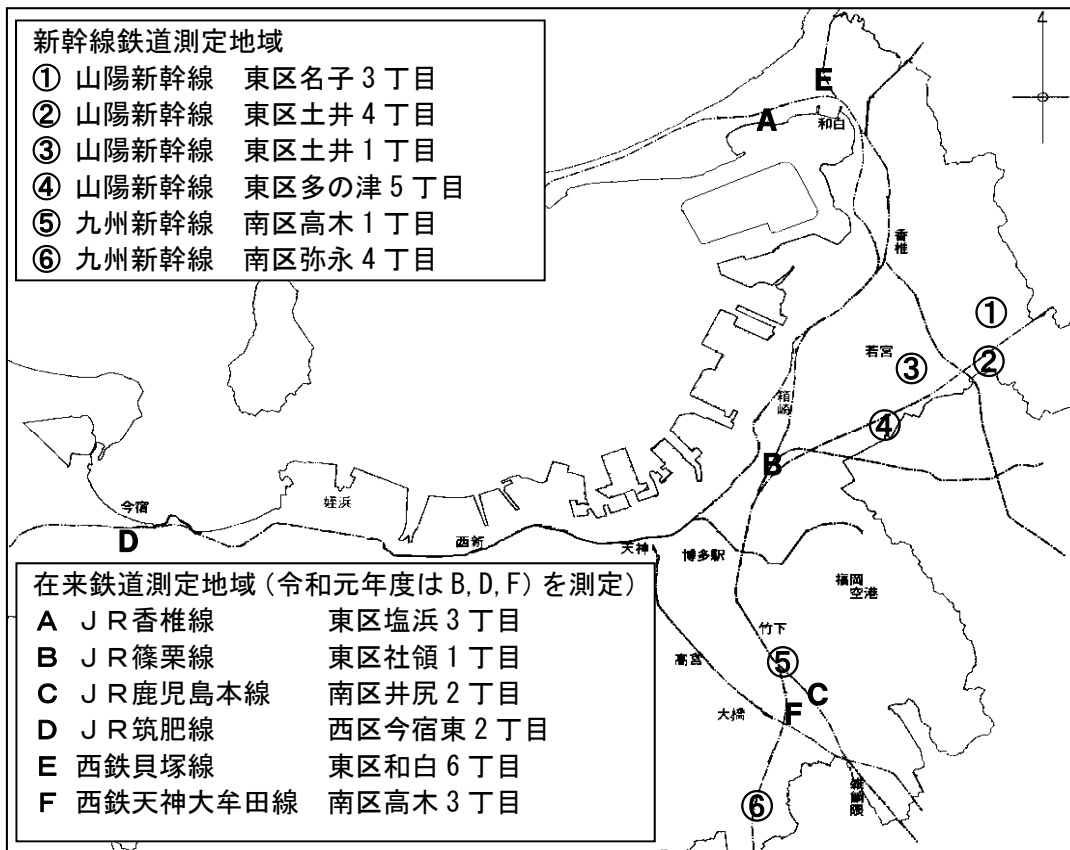
#### ②在来鉄道

市内の在来鉄道は、九州旅客鉄道株式会社の鹿児島本線・篠栗線・筑肥線・香椎線、西日本鉄道株式会社の天神大牟田線・貝塚線及び福岡市営地下鉄の空港線・箱崎線・七隈線の計 9 路線で運行されています。

令和元年度は、鹿児島本線、篠栗線、筑肥線、香椎線、天神大牟田線、貝塚線の沿線 6 地域のうち、3 地域 (篠栗線、筑肥線、天神大牟田線の沿線) で騒音・振動を測定しました。

なお、在来鉄道の騒音・振動に係る環境基準は定められていませんが、「在来鉄道騒音測定マニュアル」が示されていることから、福岡市では、このマニュアルに基づき騒音を測定するとともに、振動については新幹線鉄道振動の測定方法に準じて測定を実施し、現状の把握に努めています。

#### ●鉄道騒音・振動の測定地点



●令和元年度 新幹線鉄道の騒音・振動測定結果

(単位：デシベル)

地点番号	路線名	測定場所	測定年月日	地域類型	騒音レベル(L <sub>A,Smax</sub> )			振動レベル 25 m	軌道構造
					12.5 m	25 m	50 m		
①	山陽新幹線	東区名子3丁目	R1.11.5	I	72	70		47	バラスト高架
②		東区土井4丁目	R1.10.16	I		72		48	バラスト切取り
③		東区土井1丁目	R1.10.30	I	73	73		47	スラブ高架
④		東区多の津5丁目	R1.10.25	II	72	70		49	スラブ高架
⑤	九州新幹線	南区高木1丁目	R1.6.3	II	69	68		40	スラブ高架
⑥		南区弥永4丁目	R2.2.20	I	76	74		45	スラブ高架

※太数字は環境基準を超えるもの

※新幹線鉄道騒音に係る環境基準値は、I 類型：70デシベル以下、II 類型：75デシベル以下

※新幹線鉄道振動に係る指針値は、70デシベル以下

◆「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」について◆

新幹線鉄道騒音に係る環境基準は、当該測定点における最大騒音レベル (L<sub>A,Smax</sub>) の平均値で評価します。  
 環境基準値は、主として住居の用に供される地域をI 類型に、商工業の用に供される地域等I 類型以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域をII 類型に当てはめています。  
 なお、新幹線鉄道振動については環境基準は定められていませんが、「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について(勧告)」により指針値が定められています。

●令和元年度 在来鉄道の騒音・振動測定結果

(単位：デシベル)

地点記号	路線名	測定場所	測定年月日	時間帯別等価騒音レベル				振動レベル 12.5 m
				12.5 m		25 m		
				昼間	夜間	昼間	夜間	
B	JR篠栗線	東区社領1丁目	R1.10.28	58	51	58	51	50
D	JR筑肥線	西区今宿東2丁目	R1.11.20	58	52	54	49	55
F	西鉄天神大牟田線	南区高木3丁目	R1.6.6	61	55	58	52	60

◆「在来鉄道の 신설または大規模改良に際しての騒音対策の指針」について◆

●新線

等価騒音レベル (L<sub>Aeq</sub>) として、昼間 (7~22時) は60デシベル以下、夜間 (22時~翌日7時) は55デシベル以下とする。  
 なお、住居専用地域等住居環境を保護すべき地域にあつては、一層の低減に努めること。

●大規模改良線

騒音レベルの状況を改良前より改善すること。  
 振動については指針等もありませんが、本市では「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について(勧告)」に準じた測定を実施しています。

## 5 化学物質・フロン等

### (1) 有害大気汚染物質

令和元年度は、市内4測定局（香椎局、千鳥橋局、大橋局、西新局）において、毎月1回、有害大気汚染物質の調査を行いました。環境基準が設定されている4つの有害大気汚染物質（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタン）については、全地点で環境基準を達成していました。

また、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値（指針値）が設定されているアクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、ニッケル化合物、水銀及びその化合物、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエン、ヒ素及びその化合物、マンガン及びその化合物についても、全地点で指針値を下回っていました。

※ダイオキシン類については、「(3) ダイオキシン類」に掲載。

**※有害大気汚染物質：**

大気中から低濃度ではあるが検出され、長期間に渡ってばく露することにより健康影響が生ずるおそれのある物質。

**※有害大気汚染物質に関する環境基準：**

ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンの3物質については平成9年2月、ジクロロメタンについては平成13年4月に環境基準が設定された。

### ●令和元年度 有害大気汚染物質調査結果一覧（その1）

物質名	測定地点名	平均値	最大値	最小値	基準値等
ベンゼン ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	香椎局	0.80	1.5	0.31	環境基準値 3
	千鳥橋局	1.0	1.9	0.62	
	大橋局	0.84	1.6	0.34	
	西新局	1.1	1.8	0.63	
トリクロロエチレン ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	香椎局	0.084	0.21	0.021	環境基準値 130
	千鳥橋局	0.035	0.074	0.011	
	大橋局	0.028	0.058	0.0071	
	西新局	0.024	0.056	0.0074	
テトラクロロエチレン ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	香椎局	0.25	0.66	0.061	環境基準値 200
	千鳥橋局	0.093	0.20	0.035	
	大橋局	0.065	0.19	0.025	
	西新局	0.060	0.12	0.026	
ジクロロメタン ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	香椎局	0.76	1.3	0.37	環境基準値 150
	千鳥橋局	0.86	1.3	0.53	
	大橋局	0.84	1.4	0.55	
	西新局	0.78	1.1	0.47	
アクリロニトリル ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	香椎局	0.024	0.058	0.0064 *	指針値 2
	千鳥橋局	0.025	0.057	0.0045 *	
	大橋局	0.040	0.058	0.013	
	西新局	0.020	0.049	0.0044 *	
アセトアルデヒド ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	香椎局	1.5	2.0	0.73	EPA10 <sup>-5</sup> 5
	千鳥橋局	2.8	4.2	1.4	
	大橋局	2.2	3.3	0.95	
	西新局	2.3	3.0	1.0	



●令和元年度 有害大気汚染物質調査結果一覧（その2）

物質名	測定地点名	平均値	最大値	最小値	基準値等
塩化ビニルモノマー ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	香椎局	0.015	0.064	<0.0017	指針値 10
	千鳥橋局	0.015	0.069	<0.0017	
	大橋局	0.014	0.062	<0.0017	
	西新局	0.013	0.056	0.0022 *	
クロロホルム ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	香椎局	0.15	0.29	0.076	指針値 18
	千鳥橋局	0.17	0.29	0.099	
	大橋局	0.16	0.30	0.090	
	西新局	0.17	0.27	0.12	
酸化エチレン ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	香椎局	0.062	0.092	0.027	
	千鳥橋局	0.083	0.12	0.036	
	大橋局	0.078	0.15	0.027	
	西新局	0.070	0.14	0.029	
1,2-ジクロロエタン ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	香椎局	0.19	0.43	0.039	指針値 1.6
	千鳥橋局	0.20	0.45	0.047	
	大橋局	0.19	0.41	0.043	
	西新局	0.20	0.43	0.056	
1,3-ブタジエン ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	香椎局	0.032	0.051	0.019	指針値 2.5
	千鳥橋局	0.095	0.15	0.057	
	大橋局	0.055	0.085	0.038	
	西新局	0.082	0.11	0.047	
ベンゾ [ a ] ピレン ( $\text{ng}/\text{m}^3$ )	香椎局	0.12	0.22	0.039	WHO欧州 0.11
	千鳥橋局	0.12	0.27	0.049	
	大橋局	0.13	0.24	0.046	
	西新局	0.15	0.28	0.046	
ホルムアルデヒド ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	香椎局	2.1	3.7	0.80	EPA10 <sup>-5</sup> 0.8
	千鳥橋局	2.8	4.6	1.5	
	大橋局	2.4	4.0	1.2	
	西新局	2.5	4.4	1.4	
水銀及びその化合物 ( $\text{ng}/\text{m}^3$ )	香椎局	1.4	1.7	1.0	指針値 40
	千鳥橋局	1.5	1.9	0.79	
	大橋局	1.6	2.2	1.3	
	西新局	1.4	2.0	0.64	
ニッケル化合物 ( $\text{ng}/\text{m}^3$ )	香椎局	2.0	4.4	0.56	指針値 25
	千鳥橋局	4.0	7.8	1.5	
	大橋局	2.7	6.1	0.85	
	西新局	2.3	5.4	0.51	
ヒ素及びその化合物 ( $\text{ng}/\text{m}^3$ )	香椎局	2.1	3.6	0.54	指針値 6
	千鳥橋局	2.4	4.2	0.62	
	大橋局	2.1	3.8	0.60	
	西新局	2.0	3.4	0.54	

●令和元年度 有害大気汚染物質調査結果一覧（その3）

物質名	測定地点名	平均値	最大値	最小値	基準値等
ベリリウム及びその化合物 (ng/m <sup>3</sup> )	香椎局	0.017	0.065	0.0071	EPA10 <sup>-5</sup> 4
	千鳥橋局	0.035	0.098	0.018	
	大橋局	0.071	0.21	0.0091	
	西新局	0.019	0.091	0.0088	
マンガン及びその化合物 (ng/m <sup>3</sup> )	香椎局	19	43	9.3	指針値 140
	千鳥橋局	31	65	18	
	大橋局	43	120	11	
	西新局	20	60	9.5	
クロム及びその化合物 (ng/m <sup>3</sup> )	香椎局	3.0	7.1	1.4	
	千鳥橋局	5.5	8.8	3.3	
	大橋局	5.7	11	1.7	
	西新局	3.7	6.7	2.1	
塩化メチル (μg/m <sup>3</sup> )	香椎局	1.4	1.6	1.1	
	千鳥橋局	1.4	1.6	1.2	
	大橋局	1.4	1.6	1.3	
	西新局	1.4	1.6	1.3	
トルエン (μg/m <sup>3</sup> )	香椎局	3.3	5.5	1.8	
	千鳥橋局	8.5	43	2.5	
	大橋局	5.5	8.9	2.8	
	西新局	4.5	6.7	3.1	

※ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンの基準値は、環境基本法第16条に基づく大気環境基準値。

※アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀、ニッケル化合物、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエン、ヒ素及びその化合物、マンガン及びその化合物の指針値は、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値（中央環境審議会「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第7次答申）（第8次答申）（第9次答申）（第10次答申）」）

※上記以外の基準値等については、「EPA10<sup>-5</sup>」は米国環境保護庁（EPA）が設定したユニットリスクに基づく10<sup>-5</sup>リスクレベル換算値、「WHO欧州」はWHO欧州地域事務局のガイドライン値

※測定値は、原則として有効数字2桁とし、最小表示は定量下限値の桁まで記載。但し、測定値が検出下限値以上定量下限値未満の値は「\*」を付し定量下限値の桁まで記載。測定値が検出下限値未満の値は、<検出下限値を記載。

※年平均値の算出については測定値を算術平均して求めた。但し、測定値が検出下限値未満のときは、検出下限値の2分の1の値を年平均の算出に用いた。

## (2) アスベスト

アスベスト（石綿）は大気汚染防止法で特定粉じん指定され、人体に対する健康被害として肺がんや悪性中皮腫などが知られています。耐熱（不燃性）・耐薬品等にすぐれ、建材など様々な製品に使用されてきたため、建築物の解体などにより一般環境への排出が問題視されています。

令和元年度は、市内5地域（各2地点）において一般環境の調査を行いました。各調査地点の測定結果は総繊維数濃度0.15～0.41本／リットルの範囲でした。

大気中のアスベストに係わる環境基準は設定されていませんが、大気汚染防止法に定める石綿製品製造施設の敷地境界線におけるアスベスト繊維数濃度の基準値（10本／リットル）の1/10未満であり、世界保健機関（WHO）の環境保健クライテリア53(1986)と比べても低い値でした。

### ※世界保健機関（WHO）の環境保健クライテリア53（1986）

『石綿及びその他の天然鉱物繊維』が人の健康に及ぼす影響を総合的に評価しとりまとめたもので、「世界の都市部の一般環境中の石綿濃度は1本～10本／リットル程度であり、この程度であれば、健康リスクは検出できないほど低い」とされています。

### ●令和元年度 一般環境大気中アスベスト調査結果

地域分類	地域	総繊維数濃度 (本/リットル)	
		測定地点1	測定地点2
住宅地域	早良区祖原	0.24	0.15
	南区塩原	0.30	0.21
商業地域	中央区天神	0.24	0.21
準工業地域	博多区吉塚	0.41	0.33
幹線道路沿線地域	博多区千代	0.30	0.29

※測定結果：各地域において2地点で測定を実施、3日間（4時間×3回）の総繊維数濃度の幾何平均値

### (3) ダイオキシン類

ダイオキシン類は、ごみなどを燃やしたりするとき自然に発生する有害な化学物質で、非常に微量ですが環境中に広く存在しています。

本市では、平成10年度から大気中のダイオキシン類濃度調査を、市内4地点において開始し、令和元年度は、ダイオキシン類対策特別措置法（以下、ダイオキシン法）に基づき、一般環境中の大気7地点、公共用水域（博多湾及び市内河川）の水質14地点・底質14地点、地下水3地点、土壌4地点について常時監視を行いました。

その調査結果は、大気、水質・底質、地下水及び土壌の全てにおいて環境基準を達成していました。

ダイオキシン類は、ダイオキシン類対策特別措置法や、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」による廃棄物焼却炉の規制強化などで排出量の削減が進んでおり、本市でも、一般環境中の大気濃度の推移では10年前に比べると約10分の1に低下しています。

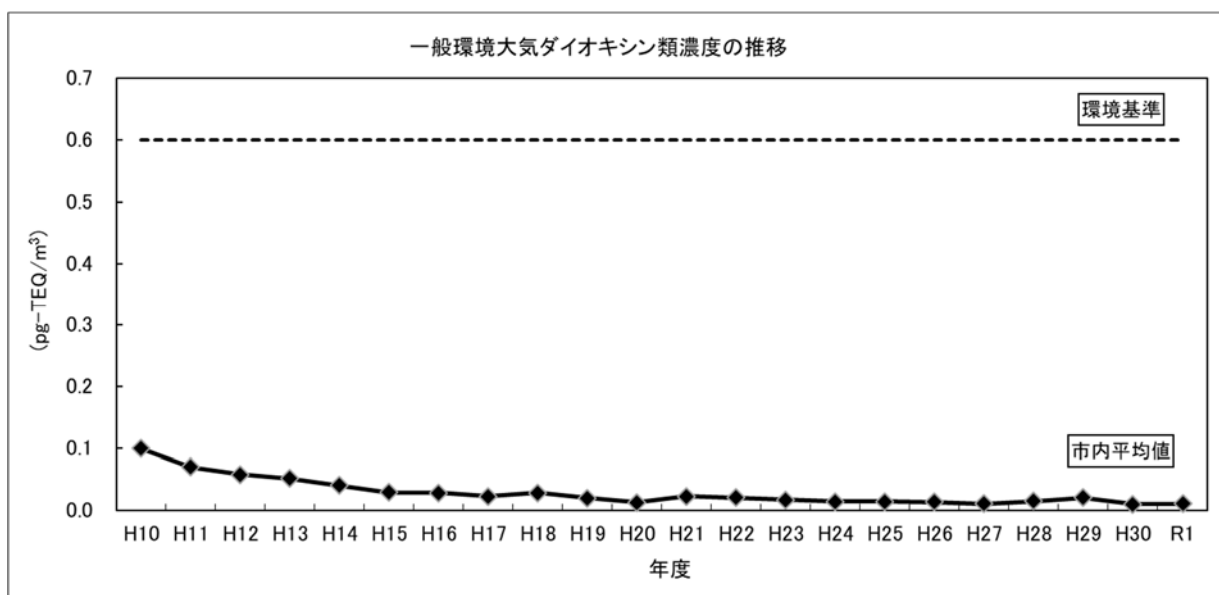
※ダイオキシン類対策特別措置法：ダイオキシン類による環境汚染の防止や、その除去等を図り、国民の健康の保護を図ることを目的に平成11年7月12日に公布、平成12年1月15日から施行された。

※ダイオキシン類：ポリ塩化ジベンゾ-パラジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）、ダイオキシンライクポリ塩化ビフェニル（DLPCB）

※単位：pg（ピコグラム）：1兆分の1グラム

※TEQ（毒性等量）：ダイオキシン類はそれぞれ毒性の強さが異なるため、最も毒性の強い2,3,7,8-TCDDの毒性を1とした他のダイオキシン類の毒性を換算し、その合計量で表した値。

#### ●一般環境大気ダイオキシン類濃度経年変化



#### ●ダイオキシン類測定結果（令和元年度）

○環境大気：環境基準値 0.6 pg-TEQ/m³ 以下

(単位：pg-TEQ/m³)

区分	東区 香住ヶ丘	博多区 吉塚	中央区 天神	南区 塩原	城南区 長尾	早良区 西新	西区 田尻
平均値	0.0054	0.017	0.011	0.011	0.0083	0.011	0.0094

○公共用水域水質：環境基準値 1 pg-TEQ/L 以下

①河川

(単位：pg-TEQ/L)

区分	浜田橋 唐原川	名島橋 多々良川	千鳥橋 御笠川	那の津大橋 那珂川	旧今川橋 樋井川	室見橋 室見川
令和元年度	0.13	0.11	0.044	0.055	0.062	0.091
区分	興徳寺橋 名柄川	老岐橋 十郎川	上鯰川橋 七寺川	玄洋橋 江の口川	昭代橋 瑞梅寺川	
令和元年度	0.055	0.10	0.056	0.76	0.31	

②博多湾

(単位：pg-TEQ/L)

区分	東部海域 E-2	中部海域 C-4	西部海域 W-3
令和元年度	0.048	0.049	0.043

○公共用水域底質：環境基準値 150 pg-TEQ/g 以下

①河川

(単位：pg-TEQ/g)

区分	浜田橋 唐原川	名島橋 多々良川	千鳥橋 御笠川	那の津大橋 那珂川	旧今川橋 樋井川	室見橋 室見川
令和元年度	0.55	0.24	0.26	3.5	0.41	0.16
区分	興徳寺橋 名柄川	老岐橋 十郎川	上鯰川橋 七寺川	玄洋橋 江の口川	昭代橋 瑞梅寺川	
令和元年度	2.7	0.42	0.27	4.8	0.49	

②博多湾

(単位：pg-TEQ/g)

区分	東部海域 E-2	中部海域 C-4	西部海域 W-3
令和元年度	7.6	6.4	0.18

○地下水質：環境基準値 1 pg-TEQ/L 以下 (単位：pg-TEQ/L)

区分	東区	中央区	西区
令和元年度	0.047	0.042	0.042

○土壌：環境基準値 1,000 pg-TEQ/g 以下 (単位：pg-TEQ/g)

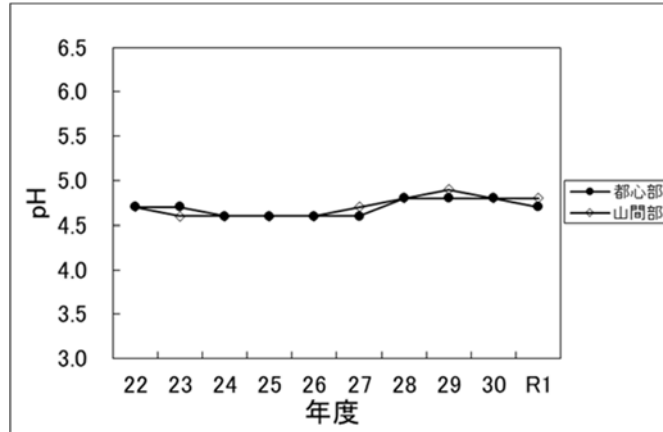
区分	東区	博多区	早良区	西区
令和元年度	0.0088	0.0011	0.32	0.0069

#### (4) 酸性雨

福岡市では、都心部（城南区鳥飼）及び山間部（早良区曲渕）で、1週間単位での酸性雨調査を実施しています。

令和元年度の年間平均値（加重平均）は、都心部がpH4.7、山間部がpH4.8でした。

酸性雨の年間平均値の推移



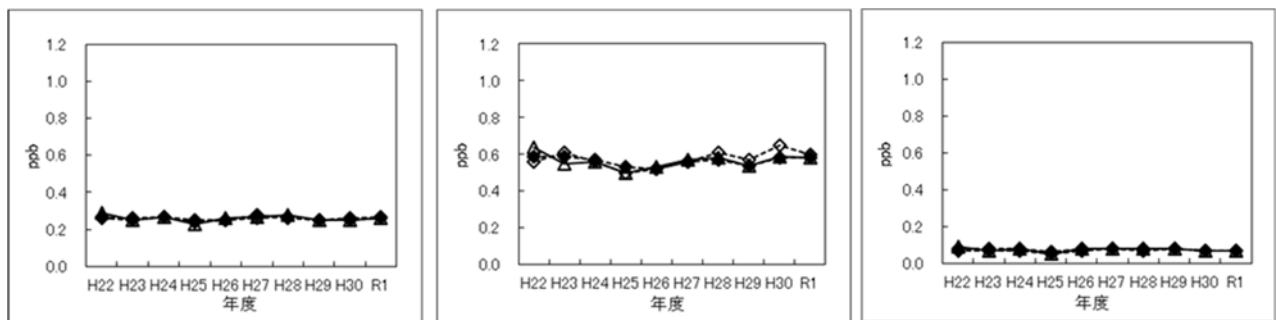
注) 酸性雨・・・pH5.6以下のもの

#### (5) フロン

人工的な化学物質であるCFC（クロロフルオロカーボン、いわゆるフロン的一种）、ハロン、HCFCなどは、地球規模でオゾン層の破壊や温室効果を引き起こす物質です。

福岡市では、市内3か所（山間部、都心部、臨海部）で大気中のCFC（フロン11、フロン12、フロン113）濃度を調査しています。経年的には、フロン11、フロン12及びフロン113は横ばい傾向にあります。

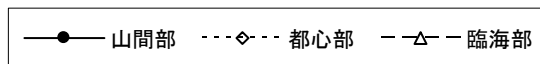
フロン濃度の推移



フロン11

フロン12

フロン113



## 6 事業場届出等

### (1) 大気汚染関係

#### ①大気汚染防止法に係るばい煙発生施設の届出状況（令和元年度末）

項 番 号	施設名	施設数								工場・事業場数							
		東区	博多区	中央区	南区	城南区	早良区	西区	合計	東区	博多区	中央区	南区	城南区	早良区	西区	合計
1	ボイラー	127	192	140	55	46	39	52	651	61	83	71	29	11	23	27	305
2	ガス発生炉	1	0	1	0	0	0	1	3	1	0	1	0	0	0	1	3
11	乾燥炉	5	2	0	0	0	0	4	11	3	1	0	0	0	1	5	
13	廃棄物焼却炉	9	2	0	0	0	0	5	16	4	2	0	0	0	2	8	
29	ガスタービン	34	70	59	15	5	28	13	224	19	52	46	10	5	15	9	156
30	ディーゼル機関	106	178	137	24	21	40	50	556	67	136	121	18	11	35	31	419
31	ガス機関	4	3	6	1	0	0	1	15	2	3	3	1	0	1	10	
	合計	286	447	343	95	72	107	126	1476	133	226	191	47	20	67	63	747

※工場・事業場の数は施設の重複分を含まない

#### ②大気汚染防止法に係る一般粉じん発生施設の届出状況（令和元年度末）

項 番 号	施設名	施設数								工場・事業場数							
		東区	博多区	中央区	南区	城南区	早良区	西区	合計	東区	博多区	中央区	南区	城南区	早良区	西区	合計
2	堆積場	12	6	0	0	0	2	11	31	10	5	0	0	0	2	8	25
3	コンベア	39	21	11	0	0	3	16	90	11	6	2	0	0	1	5	25
4	破碎機・摩砕機	5	5	0	0	0	0	5	15	3	1	0	0	0	2	6	
5	ふるい	9	3	0	0	0	0	4	16	4	2	0	0	0	3	9	
	合計	65	35	11	0	0	5	36	152	16	8	2	0	0	3	9	38

※工場・事業場の数は施設の重複分を含まない

#### ③大気汚染防止法に係る特定粉じん排出等作業実施の届出状況（令和元年度）

項 番 号	作業の種類	施設数							
		東区	博多区	中央区	南区	城南区	早良区	西区	合計
1	解体	12	20	22	5	5	6	2	72
2	解体(断熱材等の掻き落とし、切断、または破碎以外)	0	0	0	0	0	0	0	0
3	解体(事前除去が著しく困難なもの)	0	0	0	0	0	0	0	0
4	改造・補修	8	16	8	7	5	9	13	66
	合計	20	36	30	12	10	15	15	138

④大気汚染防止法に係る水銀排出施設の届出状況（令和元年度末）

項 番 号	施設名	施設数								工場・事業場数							
		東区	博多区	中央区	南区	城南区	早良区	西区	合計	東区	博多区	中央区	南区	城南区	早良区	西区	合計
8	廃棄物焼却炉	9	2	0	0	0	0	5	16	4	2	0	0	0	0	2	8

⑤福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例に係る特定施設の届出状況（令和元年度末）

項 番 号	施設名	施設数								工場・事業場数							
		東区	博多区	中央区	南区	城南区	早良区	西区	合計	東区	博多区	中央区	南区	城南区	早良区	西区	合計
1	ボイラー	75	121	118	29	13	28	38	422	51	95	87	25	11	21	25	315



## (2) 水質汚濁関係

### ①水質汚濁防止法に基づく特定事業場等の数（令和元年度末）

号番号	業種・施設名	日平均排水量 50 m <sup>3</sup> 以上の事業場 <sup>注1</sup>		日平均排水量 50 m <sup>3</sup> 未満の事業場		合計	第5条第3項有害物質使用特定事業場	有害物質貯蔵指定事業場 <sup>注4</sup>
		うち有害物質使用特定事業場	うち有害物質使用特定事業場	うち日平均排水量 30 m <sup>3</sup> 以上 50 m <sup>3</sup> 未満の事業場 <sup>注2</sup>	うち有害物質使用特定事業場			
1の2	畜産農業			17		17		
2	畜産食料品製造業			2		2	1	
3	水産食料品製造業			6		6		
5	みそ・しょう油等の製造業			5		5		
7	砂糖製造業	1				1		
10	飲料製造業			2		2		
16	めん類製造業			4		4		
17	豆腐・煮豆製造業			5		5		
18の2	冷凍調理食品製造業			2		2		
19	紡績・繊維製品製造業			1		1		
22	木材薬品処理業						1	
23の2	新聞業・出版業・印刷業・製版業			4		4	6	(3)
27	無機化学工業製品製造業			1		1		
33	合成樹脂製造業	1				1		
54	セメント製品製造業			6		6		
55	生コンクリート製造業			18		18		
60	砂利採取業			3		3		
63	金属製品・機械器具製造業	1	1	2		3		
64の2	水道施設	2				2		
65	酸・アルカリ表面処理施設			2		2	2	
66	電気メッキ施設	1	1			1	6	
66の3	旅館業	2		29		31		
66の6	飲食店	3		3		6		
67	洗たく業	1		35		36	11	
68	写真現像業						32	(3)
68の2	病院			4		4	4	
70の2	自動車分解整備事業の洗車施設			6		6		
71	自動式車両洗浄施設			56		56		
71の2	科学技術に関する研究等を行う事業場	1	1			1	56	(2)
71の3	一般廃棄物処理施設である焼却施設							
71の4	産業廃棄物処理施設			3		3		
71の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設						1	
72	し尿処理施設	6				6		
73	下水道終末処理施設	7		1		8		
	有害物質貯蔵指定施設 <sup>注3</sup> のみ						5	(5)
	合計	26	3	217	0	243	125	(13)

※1 日当たりの平均排水量 50 m<sup>3</sup>以上の特定事業場及び有害物質使用特定事業場に対し排水基準が適用される。

※2 日当たりの平均排水量 30 m<sup>3</sup>以上 50 m<sup>3</sup>未満の特定事業場は「福岡県小規模事業場排水水質改善指導要領」に基づく指導対象となる。

※3 水質汚濁防止法の改正（平成24年8月1日施行）により新たに届出対象となった施設

※4 事業場数としては、左記の「第5条第3項有害物質使用特定事業場」を含む。

### (3) 騒音・振動関係

#### ①特定工場等の届出状況（令和元年度末現在）

騒音規制法に基づくもの

区 分	施設数	工場数
金属加工機械	339	69
空気圧縮機等	7,081	890
土石用破砕機等	57	19
織機	307	13
建設用資材 製造機械	35	31
穀物用製粉機	182	7
木材加工機械	111	31
抄紙機	1	0
印刷機械	675	107
合成樹脂用 射出成形機	13	3
鋳造型機	5	1
計	8,806	1,171

振動規制法に基づくもの

区 分	施設数	工場数
金属加工機械	319	58
圧縮機	495	162
土石用破砕機等	62	21
織機	265	14
コンクリート ブロックマシン等	9	5
木材加工機械	0	0
印刷機械	408	70
ロール機	0	0
合成樹脂用 射出成形機	10	3
鋳造型機	3	1
計	1,571	334

福岡県公害防止等生活環境の  
保全に関する条例に基づくもの

区 分	施設数	工場数
金属加工機械	46	25
クーリングタワー	159	50
ドラム缶洗浄機	0	0
ロータリーキルン	3	2
重油バーナー	106	76
電気炉	0	0
計	314	153

#### ②特定建設作業の届出状況（令和元年度）

騒音規制法に基づくもの

区 分	件数
くい打機等	181
びょう打機	0
さく岩機	913
空気圧縮機	47
コンクリートプラント等	1
バックホウ	20
トラクターショベル	0
ブルドーザー	0
計	1,162

振動規制法に基づくもの

区 分	件数
くい打機等	185
鋼球	1
舗装版破砕機	4
ブレーカー	282
計	472

(4) ダイオキシン類関係 (ダイオキシン類対策特別措置法に係る特定施設)

① 届出状況 (令和元年度末)

大気基準適用施設 (施行令 別表第一)

項 番 号	施設名	施設数								工場・事業場数							
		東区	博多区	中央区	南区	城南区	早良区	西区	合計	東区	博多区	中央区	南区	城南区	早良区	西区	合計
5	廃棄物焼却炉	10	2				1	6	19	5	2				1	3	11

水質基準適用施設 (施行令 別表第二)

項 番 号	施設名	施設数								工場・事業場数							
		東区	博多区	中央区	南区	城南区	早良区	西区	合計	東区	博多区	中央区	南区	城南区	早良区	西区	合計
15	灰の貯留施設	3						1	4	3						1	4
15イ	廃ガス洗浄施設	8	2					5	15	3	2					2	7
15ロ	湿式集じん施設		1						1		1						1
18	下水道終末処理施設	1	1					1	3	1	1					1	3
合計		12	4					7	23	7	5					4	15

※事業場・工場の数は施設の重複分を含まない

② 第28条の規定による自主測定結果報告まとめ (令和元年度分)

大気基準適用施設

対象施設	測定報告事業場数 (施設数)	ダイオキシン類測定値の範囲		
		排ガス	焼却灰	ばいじん
		(ng-TEQ/m3N)	(ng-TEQ/m3N)	(ng-TEQ/m3N)
廃棄物焼却炉	11事業場(20施設)	0.00000033~0.82	0~0.16	0~1.4

※1施設は休止中のため、自主測定を行っていない。

水質基準対象施設

対象施設	測定報告事業場数 (施設数)	排水ダイオキシン類測定値の範囲 (pg-TEQ/L)
下水道終末処理施設	3事業場(3施設)	0.000057~0.0020

(5) 公害防止管理者等届出状況（令和元年度末現在）

業種	特定工場数	公害防止統括者	公害防止管理者													
			合計	大気関係				水質関係				騒音関係	粉じん関係	振動関係		
				小計	第1種	第2種	第3種	第4種	小計	第1種	第2種				第3種	第4種
製造業	食料品	1	1	0					1			1				
		1	1	0					1			1				
		1	1	0					1			1				
	飲料・たばこ・飼料	2	2	2			1	1	0							
		2	2	2			1	1	0							
		2	2	2			1	1	0							
	石油製品・石炭製品	4	8	4			1	3	0						4	
		4	8	4			1	3	0						4	
		4	8	4			1	3	0						4	
	窯業・土石製品	10	5	10	0				0						10	
		6	10	0					0						10	
		6	10	0					0						10	
	金属製品	6	4	9	0				1		1			3		5
		4	9	0					1		1			3		5
		4	9	0					1		1			3		5
電気機械器具	4	3	5	0				3		3			1		1	
	3	5	0					3		3			1		1	
	3	3	0					3		3			0		0	
輸送用機械器具	1	1	1	0				0							1	
	1	1	1	0				0							1	
	1	1	1	0				0							1	
その他	1	1	2	0				0					1		1	
	1	2	0					0					1		1	
	1	0	0					0					0		0	
小計	29	21	38	6	0	0	2	4	5	0	4	1	0	5	14	8
	22	38	6	0	0	2	4	5	0	4	1	0	5	14	8	
	22	34	6	0	0	2	4	5	0	4	1	0	3	14	6	
エネルギー供給業	ガス業	0	0	0					0							
		0	0	0					0							
		0	0	0					0							
	熱供給業	5	5	5			1	4	0							
5		5	5			1	4	0								
5		5	5			1	4	0								
小計	5	5	5	0	0	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	
	5	5	5	0	0	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	
	5	5	5	0	0	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計	34	26	43	11	0	0	3	8	5	0	4	1	0	5	14	8
		27	43	11	0	0	3	8	5	0	4	1	0	5	14	8
		27	39	11	0	0	3	8	5	0	4	1	0	3	14	6

※公害防止統括者欄：

〔上段〕統括者（統括者代理人）の選任が必要な工場数、〔中段〕統括者数、〔下段〕統括者代理者数

※公害防止管理者欄：

〔上段〕管理者（管理者代理人）の選任が必要な工場数、〔中段〕管理者数、〔下段〕管理者代理者数

## (6) P R T R 関係 (平成 30 年度)

### 福岡市内の化学物質排出量・移動量

区分	数値	全国比
届出事業所数	203	0.60%
届出排出量	486 トン	0.32%
届出移動量	73 トン	0.03%

### 届出排出量・移動量の内訳

区分	排出移動先	量(トン)
排出量	大気	443
	公共用水域	43
	土壌	0
	埋立(事業所内)	0
移動量	廃棄物	73
	下水道	0.2

### 業種別排出量・移動量

業種名	届出数	届出排出量 (kg/年)					届出移動量 (kg/年)			届出排出量・ 移動量合計 (kg/年)
		大気	水域	土壌	埋立	合計	下水道	廃棄物	合計	
製造業	29	317,360	23	0	0	317,383	172	37,143	37,315	354,697
燃料小売業	141	34,373	0	0	0	34,373	0	0	0	34,373
下水道業	7	40	42,690	0	0	42,730	0	0	0	42,730
自動車整備業	5	2,051	0	0	0	2,051	0	580	580	2,631
一般廃棄物処理業 ※1	5	37	473	0	0	510	0	0	0	510
石油卸売業	5	84,058	0	0	0	84,058	0	0	0	84,058
高等教育機関	3	1,474	0	0	0	1,474	3	30,100	30,103	31,577
洗濯業	2	866	0	0	0	866	0	1,670	1,670	2,536
熱供給業	2	20	0	0	0	20	0	0	0	20
倉庫業	2	2,407	0	0	0	2,407	0	0	0	2,407
電気業	1	19	0	0	0	19	0	0	0	19
商品検査業	1	1	0	0	0	1	0	3,700	3,700	3,701
全業種合計 ※2	203	442,706	43,186	0	0	485,892	175	73,193	73,368	559,259

※1 ごみ処分業に限る。

※2 全業種合計は端数処理のため合計値が不一致である。

物質別排出量・移動量

業種名	届出数	届出排出量 (kg/年)					届出移動量 (kg/年)			届出排出量・ 移動量合計 (kg/年)
		大気	水域	土壌	埋立	合計	下水道	廃棄物	合計	
ノルマルーヘキサン	147	191,825	0	0	0	191,825	0	7,704	7,704	199,529
トルエン	159	159,521	0	0	0	159,521	0	12,300	12,300	171,821
キシレン	168	45,341	0	0	0	45,341	88	14,997	15,085	60,426
エチルベンゼン	153	34,677	0	0	0	34,677	66	5,011	5,077	39,754
ほう素化合物	8	0	26,150	0	0	26,150	0	0	0	26,150
クロロホルム	3	465	0	0	0	465	1	9,800	9,801	10,266
マンガン及びその化合物	9	0	9,918	0	0	9,918	0	0	0	9,918
ベンゼン	151	6,698	2	0	0	6,700	0	0	0	6,700
塩化メチレン	10	600	4	0	0	604	0	6,000	6,000	6,604
亜鉛の水溶性化合物	9	0	4,718	0	0	4,718	0	0	0	4,718
ダイオキシン類**	8	37	0	0	0	37	0	4,286	4,286	4,323**
銅水溶性塩 (錯塩を除く。)	11	0	154	0	0	154	0	3,900	3,900	4,054
1, 2, 4-トリメチルベンゼン	156	1,419	0	0	0	1,419	0	1,227	1,227	2,647
テトラクロロエチレン	10	866	2	0	0	868	0	1,670	1,670	2,538
ホルムアルデヒド	1	5	0	0	0	5	2	2,400	2,402	2,407
ふっ化水素及びその水溶性塩	10	17	2,067	0	0	2,084	1	0	1	2,085
ニッケル化合物	3	0	7	0	0	7	16	2,008	2,024	2,031
無機シアン化合物 (錯塩及びシアン酸塩を除く。)	11	0	18	0	0	18	0	1,590	1,590	1,608
N,N-ジメチルホルムアミド	2	0	0	0	0	0	0	1,400	1,400	1,400
アンチモン及びその化合物	1	0	0	0	0	0	0	1,300	1,300	1,300
アセトニトリル	1	24	0	0	0	24	0	1,200	1,200	1,224
その他	344	1,248	149	0	0	1,397	1	686	687	2,084
全物質合計 ※	1,375	442,705	43,186	0	0	485,891	174	73,193	73,368	559,259

※ 全業種合計は端数処理のため合計値が不一致である。

\*\* ダイオキシン類の排出量・移動量の単位は ng-TEQ である。